



令和2年4月8日

高松市議会議長 殿

氏名 太田安由美 

政務活動費収支報告書

高松市議会政務活動費の交付に関する条例第6条により、次のとおり令和元年度の交付に係る政務活動費の収支を報告します。

1 収入 1,200,000 円

2 支出 614,946 円

支出の内訳

(単位：円)

経費の区分	金 額	摘 要
研修費	286,910 円	内訳別紙の通り
広報費	325,136 円	内訳別紙の通り
資料購入費	2,900 円	内訳別紙の通り

3 残額 585,054 円

注

1 「経費の区分」欄には高松市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則別表の左欄に掲げる経費の区分を、「金額」欄には当該経費に充てた金額の総額を、「摘要」欄には当該経費の区分における支出の内訳について同表の右欄に掲げる費用ごとの金額を、それぞれ記入すること。

2 この報告書には、領収書等の証拠書類の写しを添付すること。

政務活動費 金銭内訳票

高松市議会議員 太田安由美

項 目	内 訳	金額 (円)	項 目	内 訳	金額 (円)
1 調査研究費	1 交通費		6 会議費	1 会場借上げ料	
	2 宿泊費			2 出席者負担金	
	3 委託料			3 会費	
	4 その他の費用			4 交通費	
2 研修費	1 会場借上げ料			5 宿泊費	
	2 講師謝金			6 その他の費用	
	3 出席者負担金	45,500	7 資料作成費	1 印刷製本費	
	4 会費			2 委託料	
	5 交通費	241,410		3 事務用品購入費	
	6 宿泊費			4 事務機器賃借料	
	7 その他の費用			5 その他の費用	
3 広報費	1 広報紙等印刷費	230,555	8 資料購入費	1 図書購入費	
	2 広報紙等送料	94,581		2 資料等購入費	2,900
	3 会場借上げ料			3 その他の費用	
	4 湯茶代		9 人件費	1 給料	
	5 その他の費用			2 賃金	
4 広聴費	1 会場借上げ料			3 労働保険等保険料	
	2 印刷費			4 その他の費用	
	3 湯茶代		10 事務所費	1 賃借料	
	4 その他の費用			2 維持管理費	
5 要請・陳情活動費	1 交通費			3 備品購入費	
	2 宿泊費			4 事務用品購入費	
	3 その他の費用			5 事務機器賃借料	
				6 その他の費用	

金額出納帳

年月日	摘 要	収入金額(円)	支出			差引金額(円)
			金額(円)	内訳番号		
		1,200,000				1,200,000
H31.4.3	ニュースレター印刷費		46,905	3	1	1,153,095
R1.5.7	5/15 交通宿泊費		25,700	2	5	1,127,395
R1.5.15	政策研究会参加費		2,000	2	3	1,125,395
R1.7.12	講演会参加交通費		17,220	2	5	1,108,175
R1.7.12	講演会参加費		500	2	3	1,107,675
R1.7.26	8/7,8 交通宿泊費		66,700	2	5	1,040,975
R1.7.29	地方議員セミナー参加費		10,000	2	3	1,030,975
R1.8.1	ニュースレター送料		11,579	3	2	1,019,396
R1.8.1	ニュースレター送料		12,720	3	2	1,006,676
R2.8.1	ニュースレター送料		6,024	3	2	1,000,652
R1.8.6	ニュースレター印刷費		53,295	3	1	947,357
R1.8.8	資料代「保育白書2019年版」		2,900	8	2	944,457
R1.8.22	オプションナゾア参加費		4,500	2	3	939,957
R1.8.23	政策研究集会参加費		5,000	2	3	934,957
R1.9.2	リカバリー全国フォーラム参加費		10,000	2	3	924,957
R1.9.3	9/21,22 交通宿泊費		32,400	2	5	892,557
R1.9.6	10/10,12 交通費		26,020	2	5	866,537
R1.9.27	10/28 交通費		32,480	2	5	834,057
R1.10.11	日本病院・地域精神医学学会総会参加費		9,000	2	3	825,057
R1.10.21	10/21 交通費		13,410	2	5	811,647
R1.10.17	ニュースレター送料		9,003	3	2	802,644
R1.10.17	ニュースレター送料		2,660	3	2	799,984
R1.10.18	ニュースレター送料		12,181	3	2	787,793
R1.10.18	ニュースレター送料		5,840	3	2	781,953
R1.10.23	ニュースレター印刷費		63,180	3	1	718,773
R1.10.28	地方×国政策研究会参加費		2,000	2	3	716,773
R1.11.3	香川障害フォーラム勉強会資料代		500	2	3	716,273
R1.12.20	2/6 交通費		27,480	2	5	688,793
R2.1.10	ニュースレター送料		10,220	3	2	678,573
R2.1.10	ニュースレター送料		3,008	3	2	675,565

金銭出納帳

年月日	摘 要	収入金額(円)	支出			差引金額(円)
			金額(円)	内訳番号		
R2.1.11	ニュースレター送料		14,672	3	2	660,893
R2.1.11	ニュースレター送料		6,664	3	2	654,229
R2.1.13	ニュースレター印刷費		67,175	3	1	587,054
R2.2.6	地方×国政策研究会参加費		2,000	2	3	585,054
計		1,200,000	614,346			585,054

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 3	領収書総額	13,500 円
使途内容	①5/15 政策研究会参加費 ②8/22 オプショナルツアー参加費 ③8/23,24 全国政策研究集会 参加費 ④10/28 政策研究会参加費	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	13,500 円
備 考			

① (領収書等貼付欄)

②

地方×国政策研究会
領 収 証

太田 あゆみ 様

2,000 円

但し 政策研究会参加費として
2019年5月15日

自治体議員政策情報センター 虹とみどり
〒700-0971 岡山市北区野田 5-8-11 かつらぎ野田ビル2F
TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

全国政策研究集会 2019 in 高松
領 収 証

高松市議会議員
太田 安由美 様

4,500 円

但し オプショナルツアー参加費
2019年8月22日

自治体議員政策情報センター 虹とみどり
〒700-0971 岡山市北区野田 5-8-11 かつらぎ野田ビル2F
TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

全国政策研究集会 2019 in 高松
領 収 証

高松市議会議員
太田 安由美 様

5,000 円

但し 政策研究集会参加費として
2019年8月23日

自治体議員政策情報センター 虹とみどり
〒700-0971 岡山市北区野田 5-8-11 かつらぎ野田ビル2F
TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

地方×国政策研究会
領 収 証

太田 安由美 様

2,000 円

但し 政策研究会参加費として
2019年10月28日

自治体議員政策情報センター 虹とみどり
〒700-0971 岡山市北区野田 5-8-11 かつらぎ野田ビル2F
TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

③

④

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 3	領収書総額	10,500 円
使途内容	①7/12 放射線副読本講演会参加費 ②8/8 地方議員セミナー（保育） 参加費	按 分 率	—
		政務活動費 支 出 額	10,500 円
備 考			

(領収書

①

領 収 証

太田 安由美 様

No. _____

全 額

¥500

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

但 多 11月11日 太田 安由美 様 放射線副読本講演会
2019年 7月12日 上記正に領収いたしました 参加費

多 11月11日 太田 安由美 様
森垣 有正 様

091818

No.183

2019年 7月 29日

領 収 証

高松市議会議員

太田安由美 様

¥10,000 —

但し、地方議員セミナー「『無償化』・現給付制度の影響と自治体の保育・学童保育行政」(2019年 8月 8日開催)参加費として

上記金額正に領収いたしました

保 育 研 究 所

〒162-0837

東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ

Tel. 03-6265-3173 Fax. 03-6265-3230

代表 村山祐

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 3	領収書総額	26,480 円
使途内容	①9/21,22 リカバリーフォーラム参加費 ②10/11,12 第62回日本病院・地域精神医学会総会 参加費	按 分 率	—
		政務活動費 支 出 額	19,000 円
備 考	①は昼食代、懇親会費を除く参加費10,000円を計上する ②は抄録集を除く参加費9,000円を計上する		

(領収書等貼付欄) ①

領収書

9/2/2019

太田安由美

様

No. F 374

¥ 16480 -

但 リカバリー全国フォーラム 2019 参加費、弁当代、懇親会費として

上記正に領収いたしました

〒272-0031 千葉県市川市平田3-5-11

トノックスビル2F

認定特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構

代表理事 大 島 康

第62回日本病院・地域精神医学会総会沖縄大会

領 収 書

参加費（事前） ☐ 会員 ¥8,000- ☒ 非会員 ¥9,000-
 参加費（当日） ☐ 会員 ¥9,000- ☐ 非会員 ¥10,000-
 参加費（当番・家族・学生） ☐ ¥2,000- ☐ 招待
 懇親会費 ☐ ¥5,000- 抄録集 ☒ ¥1,000-

但し、上記（□内レ印）として受領いたしました

2019年10月11日・12日

第62回日本病院・地域精神医学会総会沖縄大会

No. 0098

大会長 福治康秀

②

宛名: 太田安由美

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 3	領収書総額	2,500 円
使途内容	①11/3 障害者の避難を考える ②2/6 地方×国政策研究会	按 分 率	—
		政務活動費 支 出 額	2,500 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

①

領 収 証

No. _____

太田 安由美 様 2019 年 11 月 8 日

★ 4,500 円

但し 自費代として (合計)

上記正に領収いたしました

内 訳 _____

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

株式会社アズダ 吉村

エグゼクティブ

②

地方×国 政策研究会
領 収 証
太田 安由美 様

2,000 円

但し 政策研究会参加費として
2020 年 2 月 6 日

自治体議員政策情報センター 虹と 2580
〒700-0971 岡山市北区野田 5-8-11 かつら 5-8-11
TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	25,700 円
使途内容	①5/15,16 交通宿泊費（バック）	按 分 率	—
		政務活動費 支 出 額	25,700 円
備 考	高松→東京 往復、食事代は含まれていない		
(領収書等貼付欄)			

再発行

191163672
2019年5月7日

領 収 書

太田 安由美 様

金額 ￥25,700.-

上記の金額正に領収いたしました。

※但し、航空券代・宿泊代等として

取扱い番号：21087676

出発日：2019年5月15日(水)

発行所：JAL eトラベルプラザ

備 考：クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

株式会社ジャルバック

〒140-8658 東京都品川区東品川2-4-11 野村不動産天王洲ビル
JALダイナミックパッケージ 050-3155-3330
[電話受付時間 09:00~18:00]

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	66,700 円
使途内容	8/7,8 交通宿泊費 (バック) (G20公開報告セミナー、保育セミナー)	按 分 率	—
		政務活動費 支 出 額	66,700 円
備 考	高松－東京 往復		
(領収書等貼付欄)			

2019/7/26

【楽天トラベル】ANA系バック 領収書

Rakuten Travel 領収書

No.DP19_181764

太田 安由美 様

発行日：2019-07-26

お名前：太田 安由美
ご利用金額：66,700円
但：旅行代金として
支払い方法：クレジットカードにてお支払い
決済日：2019-07-26

旅行内容

代表者：おおた あゆみ
予約番号：RA62458690341307321
利用航空会社：全日空（または提携航空会社）
旅行開始日 / 旅行終了日：2019-08-07 / 2019-08-08
申込人数：1人（大人：1人）
ホテル名 / チェックイン日：アパホテルブライド<国会議事堂前>（全室禁煙）（2019年3月19日オープン） / 2019-08-07（1泊）
部屋タイプ / 部屋数：スタンダードルーム(1名利用) 禁煙室 / 1部屋

利用明細

大人：66,700円 × 1名

楽天株式会社

〒158-8584 東京都世田谷区三軒茶屋2-1-1

楽天クリムゾンハウス

<http://travel.rakuten.co.jp/>

ご利用ありがとうございました。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	64,880 円
使途内容	①9/21,22 交通宿泊費 ②10/28 航空券	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	64,880 円
備 考	①は朝食なしのプラン		
(領収書等貼付欄)			
① 高松-東京			

各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

発券日 2019年09月03日 時間 08時58分 お支払い金額 32,400円

JALトラベルプラザ

お客様氏名 太田安由美
お支払い後の返金は当店ではお受けできません。
お支払い内容に関しては JALトラベルプラザへ
お問合せください。



お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。
お問い合わせ先: JALトラベルプラザ
電話: 下記参照 受付時間: 09:00-18:00
海外専用 050-3164-1114 国内専用 050-3155-3320
国内ダイナミックパッケージ専用 050-3155-3330

収納代行会社
ウェルネット株式会社

申込No: 2228572463233090
この明細書は大切に保管してください。

②

取扱明細兼領収書 (お客様控え)

発券日 2019年09月27日 時間 12時53分 お支払い金額 32,480 円(税込)

日本航空株式会社

お客様氏名 太田安由美
お客様電話番号 *****

10/28 JAL474 高松-羽田 10/28 JAL487 羽田-高松



全2区間1名様分の金額です。
お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へ直接お問い合わせください。
お問い合わせ先: JAL国内線ご予約・ご購入・ご案内
電話: 0670-025-071 受付時間: 07:00-20:00
JMB会員専用国内線予約 0570-025-022
<有料/年中無休> 本紙は領収書として使用可能

収納代行会社
ウェルネット株式会社

この明細は大切に保管してください。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	26,020 円
使途内容	10/10及び10/12 航空券	按 分 率	—
		政務活動費 支 出 額	26,020 円
備 考	10/10は委員会視察（長崎、北九州）のため福岡空港→那覇空港を使用。 10/11の高松空港発では開会時間に間に合わないため前泊。		
(領収書等貼付欄)			

No.EK4751791

領 収 証



太田安由美

様

入金日 2019年 9月 6日

金額 ￥26,020-

[再発行]

但、航空券代として

上記金額領収致しました
コンビニ決済

〒105-6219 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMOR 1タワー19階
株式会社 エゴラブルアジア
TEL : 0570-03-5971 / FAX : 050-3153-0755

■内訳

●お申し込み代表者様
オオタ アユミ様

●お客様ID
[REDACTED]

●ご請求者様
オオタ アユミ様 女性 35歳

●航空券情報

区間1:10月10日 (JAL509 青森/17:10 - 19:50)
区別:福岡→那覇

区間2:10月12日 (ANA622 青森/14:45 - 16:35)
区別:那覇→高松

人数:1名様

●ご料金は以下の通りとなります。

区間1:8,000円×大人1名様

区間2:18,020円×大人1名様

小計:26,020円
+事務手数料:1000円

●ご請求額は以下の通りとなります。
合計:26,020円

●決済方法
コンビニ決済

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	58,110 円
使途内容	①7/12 交通費 ②10/21 交通費 ③2/6 航空券	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	58,110 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

① 高松-京都 往復

② 羽田-高松 往復

領 収 書 太田安由美様
Receipt
領収年月日 2019.7.12
全 額 ￥17,220 (消費税等込み)
上記全額領収に領収いたしました
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(20590 4枚)
四国旅客鉄道株式会社
(調) 高 松駅
高松駅M51発行 30591-01
印 鑑 税 申 告 納
付 に つ き 高 松
税 務 署 承 認 済

領 収 書 太田安由美様
Receipt
領収年月日 2019.10.21
全 額 ￥13,410 (消費税等込み)
上記全額領収に領収いたしました
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(高松駅M51発行 1枚)
四国旅客鉄道株式会社
(調) 高 松駅
高松駅M51発行 30360-01
印 鑑 税 申 告 納
付 に つ き 高 松
税 務 署 承 認 済

③

CBCM

お客様へのご案内

1/1

「ご旅程表」 お名前 太田 安由美 様

02月06日 JAL474 便 高松 発 07時25分 羽田 着 08時35分
02月06日 JAL487 便 羽田 発 20時00分 高松 着 21時25分

各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

発券日 2019年12月20日 時間 11時51分 お支払い金額 27,480円
23515-7 高松番町二丁目

日本航空株式会社

お客様氏名 太田 安由美

02/06 JAL474 高松-羽田 02/06 JAL487 羽田-高松

全2区間1名様分の金額です。
お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。

お問い合わせ先 JAL国内線ご予約・ご購入・ご案内
電話 0570-025-071 受付時間 07:00-20:00
JMB会員専用国内線予約 0570-025-022
<有料/年中無休> 本紙は領収書として使用可能

収納代行会社
ウェルネット株式会社

申込No: 2351573544268397
この明細書は大切に保管してください。



政務活動費領収書等添付用紙

使 途 項 目	3 — 1	領収書総額	464,110 円
使 途 内 容	議会報告ニュースレター印刷代	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	230,555 円
備 考	代引き手数料を除いた金額を1/2で按分した額を計上する。		

(領収書等貼付欄)

領収書別紙に添付

- ① 議会報告ニュースレター「あゆみのあゆみ第21歩」印刷代 23,000部
 $(94,210円 - 代引き手数料400円) \times 1/2 = 46,905円$
- ② 議会報告ニュースレター「あゆみのあゆみ第22歩」印刷代 27,000部
 $(106,990円 - 代引き手数料400円) \times 1/2 = 53,295円$
- ③ 議会報告ニュースレター「あゆみのあゆみ第23歩」印刷代 28,000部
 $(127,460円 - 代引き手数料1,100円) \times 1/2 = 63,180円$
- ④ 議会報告ニュースレター「あゆみのあゆみ第24歩」印刷代 28,000部
 $(135,450円 - 代引き手数料1,100円) \times 1/2 = 67,175円$

政務活動費領収書等添付用紙

【別紙】

①

送り状 兼代引金額領収書 〒780-0088 香川県高松市松島町2丁目 4-12 太田安由美 京都府向日市森本町野田3-1 株式会社プリントバック №0120977920		発送日 : 19年04月02日 代引金額 (消費税別) : 5184-7814-2505 個数 : 12 代引金額 (消費税別) : ¥34,210 消費税等 : ¥0,979 上取代金を請求しました。 請求日 年 月 日 入金済印 口座振込印 口座振込用紙 口座振込用紙	80 サイズ 100 サイズ 140 サイズ
【印刷物】 あゆみのあゆみ第21号 2000部 期日 月 日 【土・日・祝を含め何曜日でも受取可】		佐川急便 №0771-25-7510	佐川急便 784.03

②

送り状 兼代引金額領収書 〒780-0088 香川県高松市松島町2丁目 4-12 太田安由美 京都府向日市森本町野田3-1 株式会社プリントバック №0120977920		発送日 : 19年08月05日 代引金額 (消費税別) : 5184-7888-4844 個数 : 14 代引金額 (消費税別) : ¥108,990 消費税等 : ¥7,925 上取代金を請求しました。 請求日 年 月 日 入金済印 口座振込印 口座振込用紙 口座振込用紙	80 サイズ 100 サイズ 140 サイズ
【印刷物】 あゆみのあゆみ第22号 27000 期日 月 日 【土・日・祝を含め何曜日でも受取可】		佐川急便 №0771-25-7510	佐川急便 784.03

③

〒7800068 tel. 香川県高松市松島町2-4-12 太田安由美 様 〒8128465 fax 0828182120 京都府向日市森本町野田3-1 株式会社プリントバック 代表取締役 佐川急便 佐川急便	358257090172 代金引換額(税込) 127.460 入金内訳 現金 円 商品券 円 税務署承認済 付につき 印紙税 印紙税
21年10月23日 ヤマトファブリンク株式会社 本社 0201-6671-0088	18個口 佐川急便

神記

領収日: 21.10.29

④

送り状 兼代引金額領収書 〒780-0088 香川県高松市松島町2丁目 4-12 太田安由美 京都府向日市森本町野田3-1 株式会社プリントバック №0120977920		発送日 : 20年01月12日 代引金額 (消費税別) : 5184-8138-2800 個数 : 14 代引金額 (消費税別) : ¥126,450 消費税等 : ¥12,314 上取代金を請求しました。 請求日 年 月 日 入金済印 口座振込印 口座振込用紙 口座振込用紙	80 サイズ 100 サイズ 140 サイズ
【印刷物】 あゆみのあゆみ第24号 28000部 期日 月 日 【土・日・祝を含め何曜日でも受取可】		佐川急便 №093-434-9808	佐川急便 261.14

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	90,970 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 3
		政務活動費 支 出 額	30,323 円
備 考	ニュースレター以外の印刷物（講演会案内）も同封しているため、1/3を計上する。		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第22号送料

高松中央郵便局
区内特別 372通
その他地域 97通

高松南郵便局
区内特別 530通

高松中央郵便局
区内特別 251通

領収書

太田 安由美 様

領収書

太田 安由美 様

領収書

太田 安由美 様

〔別納引受〕
区内特別基 (定) 20.0g
072 372通 ¥26,784

小 計 ¥26,784

第一種定形 20.0g
082 97通 ¥7,954

小 計 ¥7,954

郵便物引受合計通数 469通
課税計 ¥34,738
(内消費税等 ¥2,573)
非課税計 ¥0

△計 ¥34,738
合計 お預り金額 ¥35,000
おつり ¥262



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 8月 1日 17:09
担当：[REDACTED]
発行No. 190801A2426 端N42箱73
連絡先：高松中央郵便局
TEL:0570-943-415

郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わります。**

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきます。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイト等
をご覧ください。お近くの郵便局にお尋ねください。



〔別納引受〕
区内特別基 (定) 530通 ¥38,160
072 530通 ¥38,160

小 計 ¥38,160

郵便物引受合計通数 530通
課税計 ¥38,160
(内消費税等 ¥2,826)
非課税計 ¥0

△計 ¥38,160
合計 お預り金額 ¥40,200
おつり ¥2,040



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 8月 1日 15:24
担当：[REDACTED]
発行No. 190801A0830 端N18箱01
連絡先：高松南郵便局
TEL:0570-943-213

郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わります。**

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきます。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイト等
をご覧ください。お近くの郵便局にお尋ねください。



〔別納引受〕
区内特別基 (定) 20.0g
072 251通 ¥18,072

小 計 ¥18,072

郵便物引受合計通数 251通
課税計 ¥18,072
(内消費税等 ¥1,338)
非課税計 ¥0

△計 ¥18,072
合計 お預り金額 ¥20,072
おつり ¥2,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 8月 1日 13:48
担当：[REDACTED]
発行No. 190801A8677 端N65箱33
連絡先：高松東郵便局
TEL:0570-068-509

郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わります。**

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきます。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイト等
をご覧ください。お近くの郵便局にお尋ねください。



政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	34,990 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 3
		政務活動費 支 出 額	11,663 円
備 考	ニュースレター以外の印刷物（上映会案内）も同封しているため、1/3を計上する。		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第23号送料

高松中央郵便局
区内特別 370通

高松中央郵便局
その他地域 95通

領収書

太田 安由美 様

[別納引受]	
区内特別集 (定)	
873 370通	¥27,010
小 計	¥27,010
郵便物引受合計通数	370通
課税計 (10%)	¥27,010
(内消費税等	¥2,455)
非課税計	¥0
△計	¥27,010
合計	¥27,010
お預り金額	¥30,010
おつり	¥3,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年10月17日 17:02
担当：[REDACTED]
発行No. 191017A6699 端N38箱70
連絡先：高松中央郵便局
TEL:0570-943-415

郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わりました。**

消費税率の改正に伴い、郵便料金などを
変更させていただきました。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、各近くの郵便局にお尋ねください。

郵便 郵便局

領収書

太田 安由美 様

[別納引受]	
第一種定形	
884 95通	¥7,980
小 計	¥7,980
郵便物引受合計通数	95通
課税計 (10%)	¥7,980
(内消費税等	¥725)
非課税計	¥0
△計	¥7,980
合計	¥7,980
お預り金額	¥10,080
おつり	¥2,100



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年10月17日 17:00
担当：[REDACTED]
発行No. 191017A6698 端N38箱70
連絡先：高松中央郵便局
TEL:0570-943-415

郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わりました。**

消費税率の改正に伴い、郵便料金などを
変更させていただきました。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、各近くの郵便局にお尋ねください。

郵便 郵便局

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	54,093 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 3
		政務活動費 支 出 額	18,031 円
備 考	ニュースレター以外の印刷物（上映会案内）も同封しているため、1/3を計上する。		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第23号送料

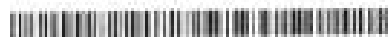
高松南郵便局
区内特別 501通

領収書

太田 安由美 様

〔別納引受〕
区内特別基 (定) 501通 ¥36,573
873
小 計 ¥36,573
郵便物引受合計通数 501通
課税計 (10%) ¥36,573
(内消費税等 ¥3,324)
非課税計 ¥0

△計 ¥36,573
□計 ¥36,573
お預り金額 ¥36,573



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2019年10月18日 14:43
担当: [REDACTED]
発行No. 191018A4106 端N18箱01
連絡先: 高松南郵便局
TEL: 0570-943-213

郵便局からのお知らせ

2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わりました。

消費税率の決定に伴い、郵便料金などが
変更されていきました。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。

郵便

郵便

高松東郵便局
区内特別 240通

領収書

太田 安由美 様

〔別納引受〕
区内特別基 (定) 240通 16.0g ¥17,520
873
小 計 ¥17,520
郵便物引受合計通数 240通
課税計 (10%) ¥17,520
(内消費税等 ¥1,592)
非課税計 ¥0

△計 ¥17,520
□計 ¥17,520
お預り金額 ¥20,000
おつり ¥2,480



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2019年10月18日 13:43
担当: [REDACTED]
発行No. 191018A2827 端N65箱33
連絡先: 高松東郵便局
TEL: 0570-068-509

郵便局からのお知らせ

2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わりました。

消費税率の決定に伴い、郵便料金などが
変更されていきました。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。

郵便

郵便

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	39,684 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 3
		政務活動費 支 出 額	13,228 円
備 考	ニュースレター以外の印刷物（上映会案内）も同封しているため、1/3を計上する。		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第24号送料

高松中央郵便局
区内特別 365通

高松中央郵便局
その他地域 96通

領収書
太田 安由美 様

領収書
太田 安由美 様

[別納引受]
区内特別基(定)
684 365通 ¥30,660
小 計 ¥30,660
郵便物引受合計通数 365通
課税計(10%) ¥30,660
(内消費税等 ¥2,787)
非課税計 ¥0
△計 ¥30,660
合計 ¥30,660
お預り金額 ¥30,660

[別納引受]
第一種定形
684 96通 ¥9,024
小 計 ¥9,024
郵便物引受合計通数 96通
課税計(10%) ¥9,024
(内消費税等 ¥820)
非課税計 ¥0
△計 ¥9,024
合計 ¥9,024
お預り金額 ¥10,024
おつり ¥1,000

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時:2020年 1月10日 16:06
担当: [REDACTED]
発行No. 200110A6410 端N37箱21
連絡先:高松中央郵便局
TEL:0570-943-415

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時:2020年 1月10日 16:09
担当: [REDACTED]
発行No. 200110A6411 端N37箱21
連絡先:高松中央郵便局
TEL:0570-943-415

郵便局からのお知らせ

2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わりました。

郵便料金の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきました。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、各近くの郵便局にお尋ねください。

高松 〇〇〇〇

郵便局からのお知らせ

2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わりました。

郵便料金の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきました。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、各近くの郵便局にお尋ねください。

高松 〇〇〇〇

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	64,008 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 3
		政務活動費 支 出 額	21,336 円
備 考	ニュースレター以外の印刷物（上映会案内）も同封しているため、1/3を計上する。		

（領収書等貼付欄）

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第24号送料

高松南郵便局
区内特別 524通

高松東郵便局
区内特別 238通

領収書
太田 安由美 様

領収書
太田 安由美 様

〔別納引受〕
区内特別基（定） 35.5g
884 524通 ¥44,016

〔別納引受〕
区内特別基（定） 35.5g
884 238通 ¥19,992

小 計 ¥44,016

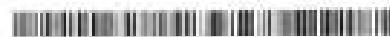
小 計 ¥19,992

郵便物引受合計通数 524通
課税計（10%） ¥44,016
（内消費税等 ¥4,001）
非課税計 ¥0

郵便物引受合計通数 238通
課税計（10%） ¥19,992
（内消費税等 ¥1,817）
非課税計 ¥0

△計 ¥44,016
□計 ¥44,020
お預り金額 ¥44,020
おつり ¥4

△計 ¥19,992
□計 ¥19,992
お預り金額 ¥20,002
おつり ¥10



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2020年 1月11日 9:56
担当：[REDACTED]
発行No. 200111A0253 端P21箱71
連絡先：高松南郵便局
TEL:0570-943-213

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2020年 1月11日 15:03
担当：[REDACTED]
発行No. 200111A7306 端P28箱01
連絡先：高松東郵便局
TEL:0570-068-509

郵便局からのお知らせ

2019年10月1日(火)から
郵便料金~~など~~が変わりました。

郵便料金の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきました。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。

郵便 0570-943-213

郵便局からのお知らせ

2019年10月1日(火)から
郵便料金~~など~~が変わりました。

郵便料金の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきました。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。

郵便 0570-068-509

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	8 — 2	領収書総額	2,900 円
使途内容	資料代「保育白書2019年版」	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	2,900 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

2019 年 8 月 8 日

領 収 証

太田 安由美 様

¥2,900 —

但し『保育白書 2019 年版』代として

上記金額正に領収いたしました

保 育 研 究 所

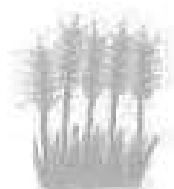
〒162-0837

東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ

Tel. 03-6265-3173 Fax. 03-6265-3230

代表 村山祐一

学びをチカラに！



第30回 地方×国 政策研究会

2019年5月15(水)

10時～16時30分 (受付 9時30分開始)

場所：参議院議員会館B107

東京・地下鉄永田町・国会議事堂前駅 徒歩5分

9時30分～10時と12時30分～13時30分に会館
入り口にてスタッフが通行証を配布します。
他の時間帯は 090-4030-1219 井奥 まで
お問い合わせください。

この春に行われた統一地方選挙で新たに議員に選ばれた皆さん、また再び議員として選ばれた皆さん、
おめでとうございます！そして、これからが本番です。様々な問題解決のために一緒に学び、実践するチカラ
に変えていきましょう。

今回の政策研究会では、子育てと社会保障の問題、議会改革の問題の2つのテーマを取り上げます。
また不安でいっぱいな主に新人議員向けにセンター幹事より自治体行政との向き合い方をお話しします。

●**テーマ1 幼・保無償化をどう考えるか** 講師：①厚労省職員 ②沼尾波子さん（東洋大学国際学部教授）

- ①10月に予定されている消費税増税で得られる税収を財源に、待ったなしの課題である少子化対策
として幼・保無償化が10月より実施される予定です。地方にとってどのような影響があるのか考えます。
- ②公立保育園のあり方についての答申を出した埼玉県和光市の検討委員会の委員長沼尾さんから「公立就学
前教育」のあり方についてお話ししていただきます。

●**テーマ2 先輩議員・元首長がアドバイス 自治体行政との向き合い方**

センター幹事の議員・元首長より主に新人議員に向けて自治体行政との向き合い方をお話しします。

●**テーマ3 地方議会の議会改革の到達地平と課題** 講師 江藤俊昭さん（山梨学院大学法学部教授）

議会改革の講師として全国を飛び回る江藤さんより地方議会改革の意味を改めて問い直します。

テーマ1 幼児教育・保育無償化をどう考えるか ＊10時スタート 開会挨拶(10分)

10:10～10:50 厚生労働省 職員

10:50～11:15 質疑応答 ＜10分休憩 職員との名刺交換など＞

講師都合によりお話が午後からとなります。

＊13:30～14:15 和光市での公立保育園の議論 沼尾 波子さん（東洋大学国際学部教授）

＊14:15～14:45 質疑応答

テーマ2 先輩議員・元首長がアドバイス 自治体行政との向き合い方

11:15～12:30 アドバイス

12:30～13:30 [昼食休憩 同じ建物に食堂・コンビニあり]

＊お昼休み後、テーマ1 沼尾 波子さんのお話をお聞きます。

テーマ3 地方議会の議会改革の到達地平と課題

14:45～15:45 江藤 俊昭さん（山梨学院大学 法学部教授）による同題の講演

15:45～16:15 質疑応答

16:15～16:30 全体のまとめ・質疑応答・閉会の挨拶

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2019 年 5 月 15 日 (木)
場 所	参議院議員会館 B107
相 手 方	自治体議員政策情報センター 虹とみどり
目的・内容・結果等	■テーマ1 幼保無償化をどう考えるか 厚生労働省・内閣府の担当職員より、幼保無償化についての説明がなされた。 現政権・・・段階的な無償化をおこなってきた 増税分→借金返済にあててきたものを幼児教育無償化、高等教育無償化、保育士処遇改善への使途変更。 ↓ 社会の声、子どもを産まないひとちに聞くと、保育、子育てにお金がかかるからとの回答が多い。少子化対策。 無償化の対象： 3～5歳 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育 0～2歳 上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化 遠足やスクールバス、給食代はそのまま徴収・・・利用者に負担願いたい (食費は入院しても自己負担、という理論) 年収 360 円未満は副食費免除 (低所得世帯の負担が減るようにしている) 認可の保育所に入りたいけど入れず無認可に通っている、幼稚園預かり保育・・・同様に無償化 預かり保育・・・保育の必要性の認定を受けた場合 (就労、介護、疾病など) 認可外保育施設等 全国平均の 3.7 万円までの利用料を無償化 病児保育事業、ファミサポも無償化 複数サービス利用も対象 (一時保育+ファミサポなど)

	認可外保育所については、最初の 5 年間について猶予期間 さまざまな子供が通っている 基準を満たしていない施設もある → 無償化対象にならない 経過措置期間に質の向上を目指すため、5 年間はすべての施設で無償化対象 認可外保育施設等における質の確保 取り組み 5 項目 財源 無償化の負担…基本的には消費税の増税分 消費税…国に入るもの、地方に入るもので配分される それぞれの自治体に入る消費税を活用して無償化を進めてもらう 国と地方の役割分担が基本的な考え方 消費税増収分 いくら増えるか試算が必要 + 保育無償化にかかる費用の計算 国と地方で合意ができていない！（担当者） 業務量の増加（地方） 2019 年 10 月～3 月 国が全額負担 事務費 2 年間は全額国費で 認可外保育の経過措置期間の費用は全額国費 システム改修費 データベースの改修…国が補助 就学前発達障がい児の支援も無償化 並行通園も利用料無償化 10 月 1 日～無償化が始まる 支払い方法 利用者の負担、地方自治体の負担、国の負担にならない方法を考えなければなら ない。 ・5 か月を切ったが具体的にどのような準備を進めればいいのか ・住民にどのように説明をすればいいのか 等 質問は相次いでいる 先週法制化されたので説意準備をしている（地方向けに） ・6 月議会が始まる中どのように準備をすればいいのか（地方自治体） ・少しでも早く情報提供できる体制を整えていきたい 【事前質問への回答】 増税…低所得者への支援は？すべての低所得者が子育て世帯なわけではない
--	---

	→プレミアム商品券など… 保育園の給食費…今は給食費ではなく、保育料の中に食費が含まれている 自治体ではなく各保育園の事務量を考えていない制度である →0～2歳は副食費が含まれているので変わらない →3歳～アレルギー食対応等はどうなるのか → 今後対応、国から考え方示す (10/1～なので早急に示してほしい) ・実費徴収がやたらに増える 指導監督の強化？ 5年に1度しか立ち入りできていない →指導監督は重要。自治体管内に対象施設が多く、立ち入りできていないのも現実的にはある。事務上の工夫は示しているが、課題ではある。 ・社会福祉施設に対する苦情解決機関 ・全額国費になることで義務教育のようにならないか？ 国に縛られるようなやり方 →園に対して何か新しいことをするのはなく、利用者への給付である。 今回の無償化は園への無償化ではなく、利用者への無償化 0～2歳はすべて無償化ではない、認可外保育施設など無償化にならない人もいるので義務教育云々とは少し異なる ・品川区…不交付団体 どこまで国がみてるのか →消費税の増収分は不交付団体でも入ってくる。それを活用して無償化をおこなってもらおう。システム改修、2年分の事務費国費補助…不交付団体であっても補助をする。 ・無認可でも補助が出るのはいいけどだが、品川区は把握していない。都が把握している。どのように算出し、渡していくのか。不正の温床にはならないのか。 →指導監督しているのは都道府県、主体がずれている。情報は誰が持っているのか。都道府県と市区町村との連携をしっかりとってもらうように通知する。便乗値上げはいかかなものか。金額変更をする場合は、金額変更についての説明をしてもらうことが必要。いかにもなタイミングで数千円の利用料が数万円に上がるとすればけん制は必要。 ・発達支援、民間の発達支援施設に通っているこどもも多い 公立、民間どちらも補助出るのか →現在は上限額があるが0円になる。国営、公営、私営でも無償化の対象になる。 ・認可外の保育施設について、富山型デイサービス、託児老所など、対象外になるのであれば、潰れていくのではないかな？ →認可外の基準、職員の配置基準、居室の面積、設備、保育の内容、富山型…であるかどうかにかかわらず、認可か認可外かで分けていく 地域でも重要な役割を担っている施設 こどもの安全が第一
--	--

★幼保無償化については、10 月まで数か月を切ったにも関わらず増税についてまだ不透明な点が多いということや、保育の質をどのように担保していくのか明確な答えがないと、待機児童の増加への懸念、保育士不足が一番の課題であるにもかかわらずそこを無視して政策をすすめようとしていることなど、問題点は上げればきりが無い。地方も、国の動きを待たなければならず、業務量が膨れ上がる一方である。国においては、これらの課題をどう解決していくのかをまず示していただきたいし、地方がいったいどのように動いていくべきなのか、ということを考えていく必要性がある。

●テーマ2 先輩議員・元首長がアドバイス 自治体行政との向き合い方 ～12：30

・自治体の予算、決算の流れ（ さん）

行政との関い、膨大な資料

行政の殺し文句「ご存知だと思いますが…」そんなわけない！

議会の質問は、わからないことを聞くのではなく調査し、獲得目標を絞る。わかったふりはしない！

財政、ルール、公務員の働き方

①数字を読み解く（単位がおかしい）千万円

②資料を要求する（直接要求、情報公開）

法律

①常に根拠の法律・条例を調べる

②コンメンタール、逐条解説を知る+自治六法

公務員

予算×人＝パワー

労働者としての側面

自治体の実態を知る、正規非正規公務員の実態調査、会計年度任用職員

決算カードで財政状況を見る

さん、さん、さん、さん

他の自治体の状況をとにかく調べて勉強する、法律を読み込む

追及ばかりではダメ、引くときには引く。

何が問題か、どうすれば改善できるのかを議会内で議論してほしい

オブザーバー参加をしていく、ルールには従わない

● 〇〇〇〇 さん
公立保育園の議論

和光市

ベッドタウン、転入出が毎年人口の 1 割

30～40 代が人口ピラミッドで一番多い

福祉の一番の課題は子育て

昭和 50 年代 公設公営保育所 4 つ

三位一体改革による一般財源化 民設に流れていった

現在 42 施設 サービスの質が施設によって異なる

H30 度 待機 18 人 (54 人) (育休中、復職予定)

自己負担 2200 円 (リフレッシュ休暇による預け)

和光市…不交付団体

民生費→一般的な自治体は介護保険の持ち出し等、老人福祉費が多いが、和光市は半分が児童福祉費

民設保育園、公設保育園

市の負担割合が違う

和光市…保護者負担分を増やしている

放課後児童クラブ一律おやつ代 2000 円 など

財政を児童福祉費が圧迫しているため

公設公営→民営へ

ひとつの選択肢として考えていくことになった

財政的なプラス

年間 1 億円が浮くようになる

→1 億円 それでも公設公営に意味があるのか、1 億円を他のこども子育て支援にまわすべきなのか

公務員保育士からは反対の声があがた

民間保育士からは民間への投資を望む声があがった

→ 市民を巻き込んだ議論が必要なのではないか

見直すべきとの声

民生費に含まれる児童福祉費の割合が他市に比べて多い、

保育の質はどう保っていくのか？

和光市子育て支援…保育園を含む幅広い子育て環境の構築についての支援
※和光版ネウボラ

高齢者福祉の包括ケアが以前から進んでいた。ノウハウがあった

→和光版ネウボラを作る際には課題もあった

情報共有体制を作る プラットフォームとして地区ごとに子ども子育て支援センターを設置、ケアマネがいて何でも相談できる

子ども子育て支援における公設公営保育所

市内の保育所をプラットフォームのようにつないでいく役割があるのではないのか？

公務員保育士だからできることがある

保育士→本庁へ→市内保育所をまわる

市内保育所の見学会 公設公営、公設民営、民設民営の5園

民設民営の保育所から学ぶこと・学ばなければならないこともたくさんある

風通しのいい保育の環境を整える必要性

お金の話だけでは測れない公営保育所の価値

★幼保無償化についての見解

人件費部分が抑えられてきている

増税論がまだくすぶっている…幼保無償化の財源がしっかり確保されるのか？

幼保無償化…幼稚園、保育園に通えていない子ども（親がうつ病、虐待など）、繋がれていない子どもへの財源保障は手薄すぎる。本当はこの部分を一番手厚くしなければならない。

横浜はできていた

市町村によってサービスの質が違っていることが一番問題

幼保無償化をおこなうことで、すべての困りごとを抱えた家庭が、どこかと繋がれるのであれば意味はあるが、そうではない。偏りのある政策だと思う。

保育士確保…マンパワーが足りるのか？

★質疑応答★

・朝霞市 どんどん保育園を作っている 人口流入、子育て世帯が増えるのがいいことだみたいな構図がある。高齢者や障害者の福祉をはぎ取ってまでこどもへ回すのは本当にいいことなのかと思う。

→ 計画を受けての議論だったので、その前段階、計画検討委員のなかでは議論があったのではないかな。

・保育士と行政とのやり取り、どのレベルの行政職員？

→ 部長が厚労省から出向してきた 30 代の女性。現場を見て意見を吸い上げるこ

とをしたい、という想いがある方だった。保育士さんはこどもをしっかり育てたいという想いがある。審議会の最後に保育士と本庁職員との意見交換会を行った。その中でお互いの印象が違ったり、もっと互いに議論が必要だということを感じたようだ。

・1 園が民営化、1 園は残す。と提言している。両園のごすという意見も最後まであったので、提言の中にはきちんと入れた。

・10 年間公務員保育士の採用なし

・モデル園、園をつなく（プラットフォーム機能）という保育士が必要→新規採用

・保護者の反応はどうだったのか？

→安孫子は保護者が主体となって考えていった、保護者抜きの議論ではダメだと思う。

・公立保育所がセーフティネットとして障害のあるこどもたちを積極的に受け入れていく。公立が中枢機能として担っていくことで、地域で子育てができなくなるのでは

→和光市の障害児保育が一番進んでいるのが、障害者施設を運営している民営の保育所。公立でも受け入れを進めていく中で、ノウハウを共有していただきたい。練馬区や横浜に転居してしまうケースがけっこうある。住む場所を選択しなければならない状況を生み出しているのであれば本末転倒。幼保無償化もいいけど、そういった議論を抜きにして進めてしまうのはいかなものか。

テーマ3：地方議会の議会改革の到達地点と課題

■人

議会は住民のためのもの…どのように開放的にしていくのか

議会報告会→行政報告会になっている議会が多い

議会本体をなぜ開放できないのか 参考人制度、公聴会

犬山市議会 フリースピーチ

公開で討議することが議会の存在意義

議論して初めて問題点が浮き彫りになる→合意形成をはかっていく必要がある

会津若松市…定例会後の反省会をおこなっている

善処しますといった質問については、追跡調査をおこなっていく

芽室町…所管事務調査、議会として調査研究をする

犬山市議会…市民フリースピーチ制度 意見は必ず検討される

住民が主役。制度化することが必要。（犬山は制度化しないまま議長が変わった）

傍聴席…かたわらで聞く、とはどういうことか？市民席、でいいのではないか。

傍聴に関する規則をもう一度見直すべき。

20 年前までは「傍聴人の取り締まりに関する規則」であった。
空間には思想が表れている。議場を市民のものにすることが大切。

日本の地方自治の原則

市民は議員を直接選挙で選ぶ、一方で長も直接選挙で選ぶ

議会と長の緊張関係

議会としてまとまって論点をひとつにしていく

議会は機能しているのか？

国政と違うこと…全国民の代表（国会議員）

国政にはないリコール制度が地方議会にはある

住民の条例改廃できるげんそくがある

地方自治の原則は生きていなかった

最近になってようやく舵が切れ出した

北海道栗山町 議会基本条例

住民自治の根幹は議会である

議会基本条例は約 6 割の議会で制定されている

住民からすれば当たり前のこと、え今までやってなかったの？という感覚

議会の感覚をこの住民の感覚に近づけていかなければならない

地方自治法

議会の権限 96 条

149 条

本来は首長は提案、執行機関

議会に権限が与えられているのはなぜ？

住民の意思を反映…多様性

議論、合意形成、論点の明確化

世論を作り出す機能

→ 正当に選ばれた人たちが、公開の場で議論をする

→ 市民意識の醸成、向上

→ 住民自治の根幹（地方制度調査会） 第 26 次、29 次の議事録に書かれて
いる

議決の前の日に悩んで眠れなくなることがあるか？

本気で議論する議員が今の議会にどれだけいるのか。

議会からの政策サイクル

閉会中、議員が何をしているか。

議会本体は起き上がることはできない。

閉会中も含めて議論できる議会であることが必要なのでは？

通年議会にならないまでも、通年的発想をおっているのかどうか。

通任期、この議会をどのように作り上げていくのか。

（議員全員の共通認識として）

青森県佐井村 追認質問が年間を通じていつでもできる（質問の連続性）

条例を検証しているかどうか

三重県：議員提案条例をひとつひとつ検証してやる・やらないを決めたが、すべてについて提出すべき。首長が検証すべき。

飯田市議会（資料）

政務活動費の報告会 年２回

会津若松市 総合計画策定にも議会が意見していく

多くの議会では「当たり前」のことができていない

①なり手不足…政策の議論ができない、チェック機能が働かない 多様性に基づく議論ができない 固定化→多様性の欠乏、議会の魅力不足、法律の縛り

②投票率の低下

再政治化へ…高度経済成長 1951 年をピークに下がっている

1967 年選挙を起点に２回上がっている…住民運動、革新自治体が台頭した時期
シビルミニマム（上下水道、保育園、公園など）をどうするか議論

ある程度社会資本が充実すると民間に権限移譲し、政治が機能を失っていく

→投票率の低下が進んでいく

③マニフェストの共有

臨時議会の終わりにどんな政策を打ち出したかを議員で共有する

議会だよりに掲載する

無投票当選が多い…議会の魅力を高めていく

「集中改革プラン」…我孫子市、鳥取県は作らなかった

今いる議員が動きやすいこと + 新しく議員になる人が動きやすいような議会運営

	報酬…議員の活動量に応じて住民と議論することが大切ではないのか ●議会報告会 ワークショップ方式より、基礎知識を学んだあと、提案できるテーブルにするのがいいのではないか。久慈市。 自治会との共催、分野ごとの開催。 住民は行政に働きかける方が早い。 【2020.01.28 追記】 2019 年 5 月の段階での政策研究会であったが、幼保無償化の財源に関してはかなり会場からも疑問の声があったことを記憶している。 実際、子育て世帯の負担軽減のため、10月の消費税率 10%への引き上げ分を財源としたが、利用が増え導入後 3 カ月で財源不足に直面するなど、制度設計の甘さは否めない。無償化は本来、保育の質とセットでなされるべきだがそうになっていない。 国の財源措置の経過期間終了後の動きをわたしたちはしっかりチェックしていかなければならないし、ずさんな制度設計で突っ走ってしまった国の体制についてもつぶさに見ていく必要がある。
備 考	参加費：2,000 円 交通・宿泊費：25,700 円

権利性が明確な「生活保障法」の制定を！ ～日弁連「生活保護法改正要綱案（改訂版）」を題材に～

生活保護をめぐるのは、この間、生活保護基準の引下げや不正受給対策を強化する法改正等が相次いでいますが、日弁連は、2006年11月から、生存権保障を強化する観点から「生活保護法改正要綱案」を作成・公表してきました。

今般、その改訂版の作成を契機に、改めて、あるべき法制度について、皆さまとともに考えたいと思います。ぜひご参加ください！

◆日弁連・生活保護法改正要綱案（改訂版）の5本柱◆

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1 名称変更など権利性の明確化 | 2 水際作戦を不可能にする制度的保障 |
| 3 保護基準の決定に対する民主的コントロール | 4 一歩手前の生活困窮層に対する積極的支援の実現 |
| 5 ケースワーカーの増員と専門性の確保 | |

日 時 2019年5月15日（水）

午後5時30分～午後7時（午後5時10分開場予定）

場 所 衆議院第2議員会館地下1階第1会議室（定員100名）

【最寄駅】地下鉄丸ノ内線・千代田線「国会議事堂前」駅
／地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」駅

◆プログラム（予定）◆ 参加費不要
リレー報告と意見交換・質疑

①「生活保護法改正要綱案（改訂版）の内容」

日弁連貧困問題対策本部委員

②「“死角地帯”（漏給層）解消を目指す韓国の取組」

五石敬路氏（大阪市立大学准教授）

③「ケースワーカーの人員と専門性の確保」

桜井啓太氏（立命館大学准教授・元堺市ケースワーカー）



「生活保障の利用を呼び掛ける韓国・ソウル市の地下鉄広告『国民基礎生活保障、死角地帯を消します！』」

===== 参加申込書（切り取らずにこのままFAXにて御返信ください） =====

<<事前申込が必要です>>

本院内集会につきましては、会場が国会議員会館内となるため、必ず事前申込を行ってください。また、定員（100名）になり次第、受付を締め切ります。お早めにお申込ください。

送付先：03-3580-2896（日弁連事務局人権部人権第一課 行）

氏名： _____ 御所属： _____

連絡先：（電話） _____ /（FAX） _____

※お提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本院内集会の参加者の把握及び事務連絡の目的以外には使用いたしません。

※当連合会では、本院内集会の内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。また、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。

お問い合わせ：日本弁護士連合会人権部人権第一課 TEL 03-3580-9857

政務活動記録票

氏 名 太田安由美

年 月 日	2019 年 5 月 15 日 (水) 17:30～19:00
場 所	衆議院第二議員会館第一会議室
相 手 方	日本弁護士連合会
目的・内容 ・結果等	権利性が明確な「生活保障法」の制定を！ ～日弁連「生活保護法改正要綱案（改訂版）」を題材に～ 2006 年人権擁護大会 生活保護基準の引き下げ、福祉事務所 改悪がおこなわれてきた 2006 年に生活保護改正要綱案を策定（日弁連貧困対策本部） 生活保護法改正要綱案（改訂版）の内容 経緯 ・2012 年春 生活保護バッシング ・生活保護基準の引き下げ ・改正（改悪）日弁連でその都度声明 改正要綱案＝5 つの柱 ①権利性の明確化 生活保障法…生活保護法 ②水際作戦を不可能にする制度的保障 実施機関の申請権侵害禁止を明記 簡単に書ける申請書の窓口備え置き 約 6 割が生活保護を受けられる権利を持ちながら受けていない この調査を厚労大臣に求めている ★ホットラインの結果報告を見ておく 韓国を参照にした部分が多い ③生活保護利用者の基準は国会が定めるべき 保護基準の決定権限は厚労大臣から国会に 専門的知見を尊重するため、審議会の位置づけを明記

利用者の意見を反映するための規定を新設
基準改定には再検証可能性を求め、透明性を確保
④一歩手前の生活困窮層に対する積極的支援
就学援助…準保護基準 生活保護世帯の 1.3 倍としている自治体が多いことを参
考に
収入が最低生活費の 130%未満の場合には、教育・住宅・医療・自立支援を端 d
呼応給付可能に
⑤ケースワーカーの増員と専門性の確保
ケースワーカーひとりあたりの担当世帯数 標準数（目安）都市部 80 世帯、郡部
65 世帯…守られていない、丁寧な対応が不可能な状況
ケースワーカーを福祉専門職として位置付けることが必要
必要な研修をおこない、資格取得の援助をおこなう

■韓国 国民基礎生活保障法について（）

1999 年制定

以前の生活保護法は子供と高齢者のみを対象としていた
法制定により、権利性を明確化
「受給権者」…権利を持っている者

問題点もある

・貧困層であるにもかかわらず給付を受けていない人がいる

2015 年法改正

単給化 All or Nothing の改善

人生の周期、各世帯の状況に合わせた寄り添い型の給付
扶養義務基準の緩和（撤廃の方向性が 4 月に発表された）
広報、アウトリーチのため法的根拠

・単給化

・扶養義務基準の緩和

・広報・アウトリーチ

情報の届いていないところに確実に届ける

■ケースワーカーの人員と専門性の確保

調査を毎年おこなってほしい

福祉事務所 社会福祉法で定数が定められている

市が福祉事務所を設置 町村は任意

都道府県は設置されていない部分をカバー

標準数…都市部 80 世帯に CW ひとり、郡部 65 世帯にひとり

	1999 年の法改正で法律的位置づけから、標準数に緩和された（単なる目安） ・査察指導員 CW7 名につきひとり（厚労省の通知…人員が改定されない） 充足率 90.4% そもそもひとり 80 世帯を担当することに無理がある <u>中核市のほとんどが担当世帯数 80 世帯以下を達成していない</u> 岐阜市、奈良市…160 世帯以上を担当、豊中市 180 世帯担当 社会福祉主事資格保有は法律に定められているが、2 割弱が保有していない。 →法律違反の状況 福祉事務所の人員 3～5 年で人事異動 一年間の通信教育で社会福祉主事は取れる 横浜などは恒常的に一定数の社会福祉主事を確保している 自治体格差が大きい 地方交付税の算定対象であるにもかかわらず、CW 人件費に使っていない。 目的を絞っていないので、財政の厳しい自治体は他のことに使ってしまう。 ※CW の非常勤化が進んでいる。（特に西日本で顕著） ※派遣化も進むのではないのか（委託化） 国の流れ…専門性を高めるといことは考えていない。仕事の効率化のみ考え、委託化を進めようとしている。 社会福祉職を専門職として採用を進めている自治体を増やさなければならない。 ■日弁連主催の院内集会に参加して、中核市におけるケースワーカー比率のなかで、高松市が CW ひとりあたり抱えるケースが多いとして紹介されていた。福祉人材が非正規化されていくなかで、もっと専門性を保てる環境（紹介のあったとおり、1 年の通信教育で社会福祉主事が取れるのでそこに予算を充てるなど）を却と得ていかなければならないと感じた。若手を育てていくということも大切だと思う。生活に困っている人に対して「寄り添う」ためには、CW の心のケアも大切で、そこへのアプローチももっと考えていく必要がある。
備 考	参加費：無料

『これでいいの？ 文部科学省の放射線副読本。
放射能からからだを守る知識を学ぶ』2019 年 7 月 12 日（金）13 時 30 分京都市京田辺市

日 時：2019 年 7 月 12 日（金）
13 時 30 分～16 時

会 場：京田辺市社会福祉センター 3 階 研修室 1

講 師：川根 真也さん

参加費：資料代 500 円
（会員は無料。当日会員申込みも可）

主 催：3.11 ゆいネット京田辺

申込み・問合せ：311yuinet@gmail.com
070-5537-0478（宇野）
＊託児ご希望の方は、ご相談ください。

東京電力福島原子力発電所の事故により、事故前には考えられなかった大量の放射性物質が環境中に拡散したことを受け、文部科学省は、全国の小・中・高校生に向けて、放射線副読本を配布しました。

今年 3 月、滋賀県野洲市は、この放射線副読本について、「被災者の声が十分書かれておらず配慮が欠けている」「廃炉作業など今後の課題を記述せず、安全性を強調した内容になっている」ことなどを理由に、回収を決定しました。

文科省放射線副読本の内容には、具体的にどのような問題があるのでしょうか。そして、これからを生きる子どもたちが、原発事故や放射能汚染から身を守り、この問題を解決してゆくために、どのような教育が求められるのでしょうか。

公立中学校の理科教師を長年勤め、原発事故発生後は、放射線防護のために市民が学ぶ場を作り続けてきた川根真也さんをお招きして、皆さんと共に考えたいと思います。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2019 年 7 月 12 日 (金)
場 所	京田辺社会福祉センター (京田辺市興戸大伏 5-8)
相 手 方	3.11 ゆいネット京田辺
目的・内容 ・ 結果等	【これでいいの？文部科学省の放射線訓読本】 川根真也さん（内部被ばくを考える市民研究会） 最大の放射能防御は自分の見方、情報源をもつこと 例えば… 2011 年 5 月 16 日読売新聞 「福島第一原発事故に関連して、千葉県、埼玉県などでホットスポットが発生しているという噂があるが、これはデマである」旨の報道があった 実際は…千葉県の柏市、流山市、埼玉県三郷市、秩父市などで 6～10 万ベクレル/m²と、ホットスポットが発生した。 ■放射能と放射線 ・放射能（正しくは放射性物質）はさまざまな放射線を出す ・人体にとってもっとも危険な放射能はウランとプルトニウムで、アルファ線（α線）を出す→胎児の奇形 ・ヨウ素 131 は甲状腺にたまりやすく、ベータ線（β線）を出して、すぐにガンマ線（γ線）を出す→甲状腺がん ・セシウム 134、セシウム 137 は、細胞膜を作る材料でもあるカリウムと似ているため、食事から入るとからだ全身にたまる ・放射性セシウムは、β線を出して、すぐにγ線を出す ・放射性セシウムは、血管の内側の細胞を傷つけ、老化現象を引き起こす。脳梗塞、心筋梗塞の原因になる。白血病の原因にも。 ・生理不順を引き起こし、不妊の原因に。胎児の奇形にもつながる。 ・ストロンチウム 90 はβ線しか出さない。このため、シンチレーション式の放射線量計では測れない。 ・ストロンチウム 90 は、カルシウムと似た性質のため、骨に蓄積する。骨に蓄積すると

何年も体外に排出されない。

・ストロンチウム 90 は、白血病や骨がんの原因になる

・ストロンチウム 90 は、β線を出して崩壊したあと、イットリウム 90 になる。イットリウム 90 は、すい臓にたまり、糖尿病の原因となる

・トリチウムは放射能を持った水素。水や有機物として移動する。DNA と結合しやすく、DNA を破壊する。

・トリチウム自身が出すβ線のエネルギーは小さいが、生物の体の中に入ると、同位体変換という現象を引き起こして、さまざまな水素結合したところの安定な水素と入れ替わる。半減期が 12.3 年と人間が生活している間に崩壊して、生物の体内のたんぱく質を破壊する。

・原発事故当初、最も多く放出されたのは気体性のテルル 132。

・テルル 132 は体内に入ると肺にたまる。乳牛の実験では、甲状腺、腎臓、肝臓に多くたまった。さらにβ線を出して崩壊し、ヨウ素 132 になり甲状腺に蓄積して甲状腺がんの原因に。

■文科省 放射線副読本の問題点

・放射線による健康被害は「量が問題」という表記

自然放射線被ばくの時間的・空間的変動の範囲内に収まる程度の汚染実態であれば過度に心配する必要はない（安斎育郎氏）が、**人工放射能は微量でも危険！＝量の問題ではない**

・自然放射能を持ち出して「安全」とすることは危険である

・データのごまかし

★放射線副読本については、2019 年 6 月定例会一般質問において取り上げた。原子力発電所の事故と復興の歩みでは、原発事故後 7 年で福島県内の空間線量が減少したことのみを述べているが、周辺県を含めて、汚染地域では、今も事故前より線量が高いこと、除染されていない山林や、高線量のホットスポットの存在などは、この副読本には書かれていない。自然界にも放射性物質はあるとして、過剰に恐れることはないというような結論に導こうとしているが、本来なかったはずの不当な被曝が、福島第一原発の事故の加害責任として問題にされるべきだという視点も抜けている。さらに、現在の福島第一原発は安定した状態を保っているという表記があるが、福島第一原発は事故後に核燃料がメルトスルーを起こし、いまだに内部燃料を取り出すことができていない。事故後 8 年たった現在も、核燃料は地下水を汚染し、大量の汚染水を排出し続けている。いまだに、私たちは原子力非常事態宣言のさなかにいるという事実も書かれていない。

このような問題点を挙げ、滋賀県野洲市などで放射線副読本が自主的に回収されたことに触れ、高松市教育委員会としても配布の見直しをすべきではないかと質した。

これに対する教育委員会の答弁は、国から配付された放射線副読本は、新学習指

	導要領に示されている放射線に関する科学的な理解や、みずからが思考し、判断する力の育成のみならず、原子力発電所の事故による差別やいじめ問題に対応しており、さらに、編集には、放射線の専門家だけではなく、福島県の教育関係者や、この冊子を主に扱う教科等の学校関係者も協力していることから、配付を見直すことは考えていない。 一方、この冊子については、さまざまな御意見もあるようなので、今後、各学校で活用する中で、さらなる見直しを求める意見があれば、学校から収集して検討し、必要に応じて国や県に報告していきたいと考えている。 というものであった。 今の小学校低学年の子どもたちは、東日本大震災後に生まれている。震災も、原発事故についても知らない子どもたちに、再び原発安全神話を刷り込むのか、危険なものを危険だとはっきり教えていくのか、わたしたち大人の責任が問われている。 危険であると認識しながらも運転を続けたことにより事故につながった福島第一原発。何度も不具合を立て続けに起こし、運転差し止めの判決が出てもなお、異議審で再稼働をさせようとする伊方原発。世界の潮流は再生可能エネルギーであり、核を使った発電ではない。 一地方議員が何をできるのかと問われれば、大きなことはできないかもしれないが、今後も放射線副読本の矛盾については多くの人に知らせていきたいと思った。
備 考	参加費：500 円 交通費：17,220 円



G20報告公開セミナー

G20を契機とした環境政策の将来展望

～G20で何が決まったか、我が国の今後の取り組みは？～

日時：令和元年8月7日（水）14：00～16：15

（13：30より開場）

場所：国連大学 3階 ウ・タント国際会議場

（東京都渋谷区神宮前5-53-70）

定員：300名

使用言語：日本語

参加登録：8月5日（月）までに裏面のURLよりお申し込みください

6月に日本で開催された「持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」及び「G20大阪サミット」においてG20各国と議論された、持続可能な社会の実現に必要なイノベーションや海洋プラスチックごみ対策などを取り上げ、G20の成果について、最前線で取り組んでこられた環境省の担当官より報告するとともに、今後の国内外での取組の方向について幅広く意見交換を行います。

<主催・共催>

一般社団法人海外環境協力センター（OECC）、環境省、国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）

<協力>

地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）



環境省
Ministry of the Environment



UNITED NATIONS
UNIVERSITY
UNU-IAS

プログラム（予定）



（13:30～開場）

14:00～14:30 開会セッション

1) 主催者挨拶

一般社団法人海外環境協力センター 理事長

国連大学サステイナビリティ高等研究所 所長 竹本 和彦

2) 基調報告

G20サミットの環境に関する成果と将来展望（仮題）

環境省地球環境審議官 森下 哲

14:30～15:15

成果報告1 気候変動イノベーションと適応

環境省 地球環境局 国際連携課長 大井 通博

15:15～15:45

成果報告2 海洋プラスチックごみと資源循環

環境省 環境再生・資源循環局 循環型社会推進室 室長補佐

小沼 信之

15:45～16:15 意見交換

参加登録

以下URLより、お名前、ご所属、連絡先（E-mail、電話番号）等を入力しお申込ください。

参加登録URL：<https://a10.hm-f.jp/index.php?action=R1&a=436&g=55&f=109>

※ 申込完了時に受付登録メールが届きます。

上記URLにアクセスできない場合また受付登録メールが届かない場合には、

以下のセミナー担当までお電話・E-mailにてご連絡をお願いします。



申込締切：令和元年8月5日（月）まで

【お問い合わせ】

一般社団法人海外環境協力センター

電話番号：03-6803-4291、E-mail：symposium@oecc.or.jp

担当：業務部 松藤、雨宮、藤澤、黒木

政務活動記録票

氏 名 太田安由美

年 月 日	2019 年 8 月 7 日 (水)
場 所	国連大学 3 階 ウ・タント国際会議場 (東京都渋谷区神宮前 5-53-70)
相 手 方	一般社団法人海外環境協力センター (OECC)、環境省
目的・内容・結果等	本年 6 月に日本で開催された「持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」及び「G20 大阪サミット」において G20 各国と議論された。持続可能な社会の実現に必要なイノベーションや海洋プラスチックごみ対策などを取り上げ、G20 の成果について、環境省の担当官より報告があった。 今回参加した目的は、世界規模の問題をどのように地方行政に落とし込んでいけるかのヒントを得るためである。 ■環境省 地球環境審議官 森下哲さん 「G20 サミットの環境分野の成果」 ・6 月 15, 16 日に長野県軽井沢町において G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚級会合がおこなわれた。 本会合の成果物として、議論の内容をまとめたコミュニケ及び 3 つの附属文書（軽井沢イノベーション・アクションプラン、海洋プラスチックごみ対策実施枠組、適応アクションアジェンダ）が採択された。 ・特にコミュニケについては、G20 として一致したメッセージを発出し、気候変動分野でも米国を孤立させることなく、「環境と成長の好循環」という 1 つのコンセプトに G20 が全体で合意できた。 G20 大阪サミットの成果 ○環境と成長の好循環 20 ヶ国が一致して、「環境と成長の好循環」がイノベーションを通じて行われるパラダイム・シフトが必要であることを確認 ○気候変動 ・イノベーションの促進、非国家主体の参加促進、緩和・適応・環境保護・強じんなインフラの連携強化、及び、軽井沢での閣僚会合の成果に留意 ・パリ協定は、「同協定の完全な履行についてのコミットメントを再確認する」とする

一方、米国は「同協定から脱退するとの決定を再確認する」との内容

○海洋プラスチックごみ

・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」（2050 年までに汚染ゼロを目指す）を共有
・軽井沢閣僚会合で策定した「G 20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を承認

以上の報告がなされたが、早急に止める必要のあるプラスチックごみの海洋汚染の達成目標が 2050 年というのは遅すぎると思うし、少なくとも 2030 年までの流出ゼロに合意し、廃棄処理や回収だけでなく、根本となる生産と使用の削減目標を明確化する必要があるのではないか。また、努力目標ではなく、拘束力のある協定が求められる。

■環境省 地球環境局 国際連携課長 大井通博さん

「気候変動イノベーションと適応」

前段の森下さんの報告の長野での成果を詳細に報告してくださった。

気候変動への成果として

- ・持続可能な開発のための包括的資金調達、並びに、低排出及び強じんな開発のための幅広い分野におけるイノベーションを促進するために努力する
- ・非国家主体を含む広範な参加を得て、全てのレベルにおいて気候に関する行動をとる
- ・緩和行動、適応措置、環境保護及び強じんなインフラとの間の一貫性を育む
- ・軽井沢での G20 エネルギー・環境大臣会合における成果を留意し、国連事務総長の気候行動サミットの成功及び COP25 における具体的成果を期待する
- ・パリ協定の完全な実施についてのコミットメントを再確認する（米国については独自の立場を別途記載）

が挙げられた。

この中で注目したいのは、「適応措置」という言葉である。

気候変動はもはや、緩和だけでは追い付かないところまで来てしまっている。気候変動にどのように「適応」していくか、も問われている。

★2019 年 12 月定例会において気候変動を取り上げ、この中で、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の策定の考えと、その中にどのような対策を盛り込むのか、また、香川県気候変動適応センターと本市はどのように連携をとっていくのかという質問をおこなった。高松市地球温暖化対策実行計画の改定に合わせてという答弁であったが、悠長なことを言っている場合ではなく、早急な対応が求められることは言うまでもない。

■環境省 環境再生・資源循環局 循環型社会推進室 小沼信之さん

「海洋プラスチックごみと資源循環」

	海洋プラスチックごみについては、議会でも取り上げ、また市長への政策要望にも盛り込んでいるので非常に関心がある分野である。 主に、日本海側（長崎～山形）にかけて、多くのプラごみが漂着している。生態系を含めた海洋環境、船舶航行、観光、漁業、近辺の住環境に影響が出ることが予測されている（もうすでに影響は出ている）。さらに、近年 5 mm 以下のマイクロプラスチックごみも問題となっている。 G20 大阪サミットの成果 ・大阪ブルーオーシャン・ビジョン ・G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組 ・資源効率性対話 →G20 各国の資源効率性の向上や海洋プラごみ削減に関する取組の進捗状況や先進事例について共有する予定 プラスチック資源循環戦略、海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定によってより実効性のある海洋プラスチックごみ対策をおこなっていく。 ■ G20 で一定の共通理解のもと環境政策が話し合われたことは成果である。しかし、長期的なビジョンを掲げるだけでなく、今すでに迫っている問題にどう対応していくかという具体的なところに欠けていると感じた。様々なビジョンが夢物語で終わらないように、わたしたちの行動にかかっているし、地方行政が展開する施策に対して国はしっかりと財政的、知的支援をすべきだと思う。豊かな瀬戸内海を抱える高松市だからこそ、率先して海洋プラごみ（量は日本海側ほどではないにしろ多い）については積極的に取り組んでいくべきである。
備 考	参加費：無料 交通・宿泊費：8 月 8 日保育セミナーで計上する

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2019 年 8 月 8 日 (木)
場 所	全国町村議員会館 2 階大会議室 (千代田区一番町 25)
相 手 方	保育研究所
目的・内容 ・結果等	「無償化」・規制緩和策の影響と自治体の保育・学童保育行政 【講義 1】幼児教育・保育の「無償化」と自治体の課題 (逆井直紀氏) いま、保育背戸の大きな課題 (政策的課題) は、待機児童の解消、保育士の処遇改善、保護者負担の軽減、保育の「質」確保・向上が挙げられる。 2018 年 4 月 1 日時点での待機児童数は全国で 19,895 人と発表されているが、隠れ待機児童は約 7 万人いるとされている。 待機児童解消のため、2018 年度から子育て安心プランが実施されており、今年度も 10 万人近い受け皿を拡充しているが、拡充の内容を細かくみると様々な課題が浮き彫りになる。確かに全国で保育の受け皿は拡充されているが、特定地域保育事業、幼保連携型認定こども園は増加している一方で、保育園の児童数は平成 26 年をピークに減少している。 ■ 国は、認可外施設の活用路線への転換を図っている。 特に、目玉として企業主導型保育事業を増やしているが、これは全国的に大きな問題になっている。国が現地調査をしていない、保育実態がないなど、大きなニュースにもなった。 →高松でも企業主導型保育施設がここ数年で爆発的に増えているが、市の調査権限がないため (国の直営)、市の担当者も知らない間にできていることもある。しかし、そこに通う子どもは高松市に在住しているため、市にも何らかの調査権限があって然るべきなのではないだろうか。 ■ 保育士の処遇改善 保育士不足→資格保有者はいるが、保育現場に就労しない 要因は、保育士処遇の劣化にある。例えば、低賃金、重労働、休みが取れない、休憩が取れない、持ち帰り残業、研修・会議の時間がない、など。 根本の問題は、国の基準 (職員配置基準、賃金単価) の低さにある。

保育士の増員、賃金を含めた処遇の改善が必要である。

■ 幼児教育・保育の無償化

日本の保育料は高く、すべての子どもに、格差なく平等に保育を保障するために、無償化は有効な策である。

しかし、この度の保育無償化にはいくつかの問題点がある。

・対象が3歳児以上であり、012歳児は住民税非課税世帯に限定。012歳児のほとんどは無償化の対象外である。

・認可外施設について、「認可外保育施設指導基準」に関わりなく、5年間は届出施設はすべて対象に。→今まで守ってきた基準の底が抜けるのではないか？

・実費徴収は対象外

行事費や通園バス代、給食食材費は「無償化」対象外。自治体や園によってばらばらになる可能性がある。

・財政支出

初年度はすべて国費、2020年度からは地方財政措置というが…

(私立＝国 1/2、県 1/4、市 1/4 公立＝国 10/10)

公立施設の統廃合、民営化が進むのではないか？待機児童対策や処遇改善策の遅滞への懸念もある。

★これらを踏まえて、地方議員には条例改正時のチェック、また副食材費の取り扱いについて議論すべきとの指摘があった。そもそも、10月から始まる制度であるにも関わらず国からの通達が遅く、少なからず現場に混乱を招いていることは事実である。確かに無償化は平等に保育の機会が持てるという点では評価できるが、中身には問題点も多く、保育の問題は保育士の処遇改善、労働状況の改善なくしては成り立たないことから、無償化のみをもってこの政策について評価するのではなく、現場で働く人たちの声を聴きながら進めていくことが何よりも必要であると感じた。

自治体の課題に関する報告

①認可外保育

②食材費問題

③先行自治体の状況

についてそれぞれ報告がなされた。

特に印象に残ったのは①である。

報告者の■■■■さんは安全確保の観点から、認可外保育施設の無償化に警鐘を鳴らしている。阿部さんは、認可外保育にお子さんを預けている間、午睡中にお子さんが亡くなったという経験をされている。

今回の保育料無償化は、認可外保育施設も対象になっている。国は対象について

「都道府県に届出をおこない、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として 5 年間の猶予期間を設ける」としている。これは、5 年間、基準を満たさずとも無償化の対象である、とも言い換えることができる。

2004 年から 2017 年の 14 年間で、保育中の死亡事故で亡くなった子どもは 198 人。死亡事故の約 8 割が 0 歳～1 歳児で、睡眠中に起きている。

そして、認可外保育施設での死亡事故発生率は、認可施設の 25 倍となっている。死亡事故を起こした施設は立ち入り調査で基準違反の指摘事項が多い。

認可外保育施設指導監督基準すら満たされない施設を「無償化」の対象にすることは、子どもの命を守れないということにつながる。

認可外保育施設への立入調査は年 1 回以上おこなうことが原則。やむを得ず対象を絞る場合でも、ベビーホテルは必ず年 1 回おこなうことになっている。ところが、実施状況を見てみると、2017 年度調査では、未実施率がベビーホテルで 29%、事業所内保育施設 44%、その他認可外保育施設 26%と、調査が追いついていないことが明らかになっている。また、実施した施設においては、指導監督基準に適合していない施設が 43%にのぼっている。

立入調査自体が不十分な中、調査した施設の 4 割超が国の指導監督基準に違反しているという事実は看過しがたく、このような施設を無償化することは、命を預かるという根本に立ち返っても非常に危険なことだと言えるのではないだろうか。

特に、無償化を機に認可外保育を利用する子どもが増えることも予測されるので、地方自治体においても、定期的な巡回指導が必要（参議院内閣委員会での付帯決議に盛り込まれている）である。

【講義 2】学童保育の状況と課題（木田保男氏）

まず、学童保育の目的と役割を今一度整理する。

学童保育は、「保護者の就労などにより保育を必要とする小学生の放課後（土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業日は一日）の生活を継続的に保障すること」「そのことを通して保護者の働く権利と家族の生活を守る」という役割を持っている。

小学校 1 年生の 35%が学童保育を利用しており、もはや一部の子どもの問題ではなくなっている。

そんな中、2019 年、「従うべき基準」の参酌化が問題として浮き上がってきた。

問題点として以下のようなことが挙げられる。

- ・「従うべき基準」を廃止・参酌化されると市町村の判断で専門的知識を持つ資格のある指導員をひとりも置かなくてもよい、ということになりかねない。子どもの放課後の生活が保障されないばかりか、安全・安心が確保できない。

- ・全国一律の最低基準が必要とされているもとで、参酌化されると地域格差の広がりを一層進めるものになる。

- ・そもそも閣議決定では、学童保育の基準を決めた厚生労働省の専門家などが審

	議会で議論するのではなく、「地方分権の議論の場で検討する」とされており、学童保育の知識や理解のない場での検討となった。 「従うべき基準」を堅持するために、国会への請願書名など動きはあった。紹介議員はのべ200人、与野党関係なく入っている。しかし、国会での議論はなされなかった。 また、近年では学童保育の民営化が進んでいる。単なる民間学童、ではなく民間委託や企業参入は営利に子どもを使うということに繋がり、本来の子どもの生活を保障することからかけ離れてしまうという懸念がある。 地方で取り組むべきこととしては、3年目の見直しに向けて行政への働きかけ、国への意見書の取り組みなどがある。大切なのは子どもが安心して安全に過ごせる場所かどうかであり、指導員の大切さが社会的に認知されていない。全国の動きもばらばらで、守ろうとする地域、壊そうとする地域の格差が広がってしまう。 ★保育無償化、学童保育についての講義であったが、国と地方、地方行政と保育利用者の間にそれぞれ乖離が生まれていると感じた。無償化については制度が始まってから見ていかなければならないことも多く、学童保育の「従うべき基準」については、各自治体で堅持していく取り組みを継続して続けていく必要がある。 どちらにせよ、子どもを預かる＝いのちを預かるしごととして、保育士及び放課後指導員の処遇改善、それによる人員確保、受け皿の確保、質の確保が今後も求められる。
備 考	参加費：10,000 円 交通・宿泊費：66,700 円

8/23 土曜日 8/24 土曜日
高松市生涯学習センター 大ホール

Abstract

1.1 仮定で与えられた直方体の頂点と面は、図1の点と面

[1-2] 王世明, 张德胜. 中国城市人口空间均衡与区域可持续发展. 北京: 中国人口出版社, 2004.

1-3 由表 10-1 中数据求得 $\sigma_{\text{max}} = 100 \text{ MPa}$ 、 $\sigma_{\text{min}} = 30 \text{ MPa}$ 、 $\sigma_{\text{m}} = 65 \text{ MPa}$ 、 $\sigma_{\text{a}} = 35 \text{ MPa}$ 。

[illegible]

【2】より版入欄と子とも執筆

【例 2】 某公司 2013 年 1 月 1 日发行 5 年期、票面利率 6% 的债券，面值为 1000 万元，发行价格为 1050 万元。假设该债券为分期付息、到期还本债券，每年付息一次，利息在每年 12 月 31 日支付。该债券的实际利率为 5%。假定该债券发行时的市场利率为 5%，发行日为 2013 年 1 月 1 日，起息日为 2013 年 1 月 1 日，到期日为 2018 年 1 月 1 日。请编制该债券发行时的会计分录。

来源: 作者整理自网络, 版权归原作者所有, 如有侵权, 请联系删除。

REFERENCES

● 東京証券取引所一級市場上場：1,000円
● 東京証券取引所(第一部)指定銘柄：1万円
● 総資産：1,000億の超巨額
● 運用利益率創出：年利約10%以上、3,000億円
● 第一級債保有者：1,000社以上、100兆円超の資産
● 学生・教員(専任・非常勤)約1,000人
● 専任職員約1,500人、4,000名

[illegible]

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

總發行所：東京丸の内區丸の内三丁目

虹とみどり

1998年——2000年：2000年，中国加入世界贸易组织，成为世界贸易组织成员。

1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 26

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2019 年 8 月 22 日 (木)
場 所	土庄町豊島
相 手 方	自治体議員政策情報センター 虹とみどり
目的・内容・結果等	第 11 回全国自治体政策研究集会 2019in 高松オブショナルツアー「アートの島」の光と影～産業問題は終わらない～ 今回の政策研究集会は高松で開催されるということで、現地スタッフとして企画段階から関わってきた。オブショナルツアーは 3 つあり、わたしはこの豊島のツアーを企画・担当した。当日は全国の地方議員 20 名と一緒にツアーに参加した。 高松から豊島・家浦への船を降りて向かったのは、産業現場。 1978 年頃から有害産業廃棄物の不法投棄が始まる。毎日のように大量の廃棄物がフェリーで運び込まれ、野焼きが行われ、「ごみの島」に変わってしまった豊島。住民たちの健康を脅かし、国民の共有財産である国立公園が破壊されてしまった。 美しいふるさとを取り戻すために立ち上がったのは、島の住民たち。香川県に責任を認めさせ、原状回復を求める公害調停を申請。当初、小さな島の住民たちの声に、耳を傾ける人は少なかったが、香川県庁前での 150 日間にわたる抗議の立ちっ放しなど、住民たちの地道な活動は、やがて世論を動かしていった。 不法投棄が始まってから 20 年以上が経過した 2000 年 6 月、ついに公害調停が成立。公費による廃棄物の処理が開始された。 2018 年には、不法投棄された産業廃棄物の撤去が完了したとしていた不法投棄現場で新たに約 610 トンの産業廃棄物が見つかるなど、根の深さが浮き彫りに。 また、公費での廃棄物処理ということもあり、本来ならばわたしたち県民ひとりひとりの問題である、ということを常に念頭において豊島事件と向き合うべきであるが、多くの県民、特に若い世代は豊島事件そのものを知らない人も多く、瀬戸内国際芸術祭などにおいて豊島を訪れても「アートの島」という光の当たるイメージしか持たない人もいるだろう。住民の問いが行政を動かした、そして重ねてになるがわたしたちひとりひとりの問題であるということ、ごみという根本の問題、過去の影の部分在今后どのように次の世代に受け継いでいくかが問われている。

産廃現場ではもうほとんど重機は見られなかった。しかし、島を訪れた少し前にも新たな産廃が見つかるなど、まだ豊島事件は完全解決したわけではない。

今回アテンドしてくださった豊島住民会議の さん。

確かに豊島はごみの島になった。住民の分断も起きた。健康被害も被った。しかし、各種リサイクル法、ダイオキシン法を成立させた。豊島から始まった法律、住民主体の運動が県を動かし、国を動かした。これには大きな意味があるとおっしゃっていた。

そして、ごみのありかた。

豊島に捨てられた廃棄物の中で最も多かったのは自動車の破砕くず。それをつくるのは、自動車企業であり、自動車に乗るのはわたしたち。でも、自動車に乗っていた人たちは、豊島の住民の苦しみを知らない。無関心こそ、最大の暴力。

豊島の産廃はごみのすべてを再資源化している。溶融処理→スラグ→公共工事で使用。わたしたちの経済生活、消費生活でごみを出さないことは難しいけど、再処理できるものを選ぶ、なるべくごみが出ないものを選択することは可能。ごみの行く先をすることも大切。アート見学で豊島を訪れる多くの人にも〈国内外問わず〉、豊島事件のことを知ってほしいし、住民運動のすべてが詰まっているこの数十年にわたる運動を知ってほしいと思った。

県外から参加の地方議員も、なんとなくニュースで知ってはいたけどこんなに詳しく説明してもらえるとは思ってなかった。地元でも住民運動があるが、参考になるし勇気づけられた、目の前の海は青く穏やかに見えるけどその底には多くの人の悲しみがある、など来てよかったとの声をたくさんいただいた。

豊島事件はまだ終わっていない。

美しい海と砂浜に戻る日まで、豊島事件と向き合っていきたい。



備 考

参加費：4,500 円（往復船代含む）

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2019 年 8 月 23 日（金）、24 日（土）
場 所	高松市生涯学習センター まなび CAN
相 手 方	自治体議員政策情報センター 虹とみどり
目的・内容・結果等	毎年参加をしている全国政策研究集会だが、今年は地元高松市での開催ということで、現地実行委員として「創る」側としても非常に内容の濃い研究集会であった。オプションツアーや分科会のテーマ設定、資料収集や当日のアテンドなど、良い経験になった。また、研究集会当日はインターン生も参加してくれたので、彼女にとっても地方自治を考える上で有益な経験になったのではないかと思う。 8 月 23 日（金） 13:00～16:00 前川嘉平さん講演会「教育と憲法」 元文部事務次官、前川嘉平さんの講演。 大日本帝国憲法下では、命や暮らしは天皇に捧げるべきものだったが、日本国憲法では、個人主義である。国家によって人がランク付けされることは許されず、生産性で人間を格付けされることはあってはならないこと。人間は生きてだけで価値があり、個人の尊厳が尊重されるべきものである。国が国民を支配してきた時代とは違い、国民が国家権力をコントロールしなければならない。 人間は、学ぶことが不可欠である。憲法 23 条では学問の自由はこれを保障するとある。学ぶ自由、学習の自由がある。総合的な人権として、「人間は学ぶことができる」のである。学校で学ぶ教科…国語や算数、理科と、人類が積み上げてきた学問がある。 学習指導要領、教科書検定は国家権力の教育への関与である。 新しい歴史事実が明らかになれば教科書は変わって行くが、文部科学大臣や政治家が勝手に史実を書き換えることは許されない。そのために教育審議会があるが、いま、この審議会はないがしろにされている。いま、教育への権力の不当な支配が起こっているのではないか。

憲法を守るのは権力者。憲法は国が守るもの。

「義務教育」とは？

夏休み明け、子どもの自殺が一番多い。学校に行かなくてもいいんだよということを子どもに伝えることが大切。「強制的に学校に行かせること」を憲法は求めている。学校へ行く権利はあるが、行かなければならない義務はない。義務教育＝無償普通教育のことである。→国は、すべての人に無償の普通教育を受ける機会を保障する義務がある、と読むことができる。

来年の国勢調査で、どのくらいの人義務教育を受けていないかがわかる。前川さんは、夜間教育の必要性を強く訴えていた。全国の夜間中学は 33 校。夜間教育を必要とする人は大きく 3 分類することができる。

- ・若いころに教育を受けられなかった人。戦争、在日コリアン。
- ・80 年代以降卒業証書はあるが、不登校であった人。
- ・外国人。

このうち、一番多いのは外国人。徳島、高知では夜間教育を具体的に検討している。

参政権としての学習権について

憲法の学習が教育現場でなされていない。まず、憲法について学ぶべき。憲法に基づいた人権教育がおこなわれれば、いじめは減る。教師と生徒が認め合う、ということができていない。人権教育＝自分を主張する、自分を守る、自分を大切にすることが出発点。「自分を犠牲にして人助けをしる」という道徳の教科書はおかしい。

平和教育について

教育を通して平和は実現できる。現政権は抑止力という名のもと、武力で平和を維持しようとしている。ユネスコ憲章には、「戦争は人の心の中から生まれる。平和の砦を築かなければならない」とある。どんなに国家間の情勢が悪くならうとも、国民と国民の間の交流はつづけるべき。

主権者教育について

憲法を丸暗記させる。前文を丸暗記させるのが憲法学習ではない。

投票率の低下＝民主主義の危機。メディアの問題＋主権者教育の不在。2014 年、文科省は政治教育について通知を出している。

前川さんの講演は、「憲法と教育」に主軸を置きながらも、今の政権の危うさを浮き彫りにする非常にわかりやすいものだった。教育で国の在り方が変わるということは前憲法下での暮らしぶりを知ればわかる。いま、私たちが手にしている日本国憲法は、学ぶ自由、学習の自由を保障している。この日本国憲法精神に基づいて、「学ぶ」との大切さ、「学ぶ場」づくりの大切さを改めて感じた。

16:15～18:15

分科会Ⅰ-3 南原繁の戦後体制構想 講師：加藤節さん

1889 年、香川県に生まれた南原繁。クリスチャン、歌人、政治哲学者、教育者、大学政治家と多面的な顔を持つ。

敗戦時、南原は日本の敗戦は軍事力での敗戦ではなく、「人間力の敗戦」だとした。人間力を高めれば（自主自律性）戦争は起こらないと考えた。→教育改革にもつながる

また、憲法改正時、政府の自発性の欠如への徹底的な批判を展開した。新憲法を国民投票にかけること、国民投票制度の導入、新憲法の文体修正を求めた。

一方で、「世界には戦争がある」という現実を見据えてもいた。その事実を直視する現実主義的視点と、「戦争放棄」を謳う憲法第 9 条の平和主義を「正義に基づく平和」への国際的貢献という観点から生かそうとする理想主義的立場との統一を模索する、理想主義的現実主義者であった。

「教育刷新委員会」のリーダーとして、「教育勅語」に代わる「教育基本法」「学校教育法」の制定、六・三制による義務教育の実施、旧制高校の廃止、大学教育への一般教養科目の導入…多くの戦後日本の教育体制の確立に尽力した。

南原の目指した教育とは：新憲法を構成原理として築かれるべき戦後日本の民主的で、自由で、平和で、文化的な政治体制をそれぞれの場所、それぞれの境遇において自律的に担う主体（自主自律的な国民）を育成することだった。

現在、改憲論争が巻き起こるなかで、南原の「憲法を変更するというのが国家の在り方を根底から変革する意味を持つことを厳粛に受け止めよ」という教えは、わたしたち一人一人が自覚しなければならないと思った。

戦後の教育改革に大きく関わった郷土人・南原繁の生き方や考え方を丁寧に教えていただいた貴重な機会になった。

8 月 24 日（土）

分科会Ⅱ-1 辺野古の問題はわたしたちの問題 講師：阿部悦子さん

小豆島環境と健康を考える会は、1990 年代から小豆島の採石による環境破壊問題に取り組んでいる団体。辺野古の問題が持ち上がるずっと前から活動している。採石業者は、「国立公園、環境公園の環境破壊をしてはいけない」というルールを守らず、特別地域から外されたという経緯がある。

辺野古土砂搬出反対全国連絡会議は、2015 年に発足した。

ガラパゴス諸島には約 2300 種の生物がいるとされているが、辺野古新基地建設地の辺野古には、5300 種の生物が生息しており、うち、262 は絶滅危惧種である。こ

	の辺野古に、西日本の各地（香川、山口、福岡、熊本、長崎、鹿児島、三重、沖縄）から埋め立て用の土砂が搬入されることが明らかになった。 基地に反対＝土砂搬出反対 という考え方を徹底にもちつつ、「特定外来生物」という観点からみた土砂搬出反対のお話を伺った。 外来生物法では、特定外来生物に指定された生物を飼育、栽培、保管、<u>運搬</u>、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどを原則禁止し、違反すると罰則規定がある。特定外来生物のひとつであるセアカゴケグモは、土砂搬出地のすべてでみつかっており、これを搬出することは法令違反にもなりかねない。このことに防衛省は答弁できなかった。 24 道府県には「外来生物対策条例」があるが、香川はまだ。ぜひ判定してほしい。本土が土砂の搬出をとめることで、辺野古の基地建設を止めることができる。 どの故郷にも戦争に使う土砂は一粒もない。故郷の土砂は平和のために使いたい。 辺野古新基地建設は沖縄だけの問題だと捉えている人があまりにも多いが、こうして小豆島から土砂が搬出されるとなると話は急に身近なものになってくる。さらに、運ばれた土砂によって生態系が崩されるようなことがあれば、「知らなかった」では済まされない問題になるだろう。 草の根運動を続けておられる阿部さんはじめ全国の土砂全協の方々には本当に頭が下がる思いである。そして、ここ香川でもできることをしっかりと実践していきたい。
備 考	参加費：5,000 円



リカバリー 全国フォーラム 2019

開催
案内



リカバリーを実現するサービスを求めて
～ピアサポートの可能性：その広がりと深まり～

9.21^土-22^日



認定特定非営利活動法人
地域精神保健福祉機構（コンボ）

帝京平成大学 池袋キャンパス 本館



FOLLOW US ON TWITTER
@recoveryforum



LIKE US ON FACEBOOK!
facebook.com/recoveryforum



COMHBO 認定特定非営利活動法人
地域精神保健福祉機構
Community Mental Health & Welfare Bonding Organization

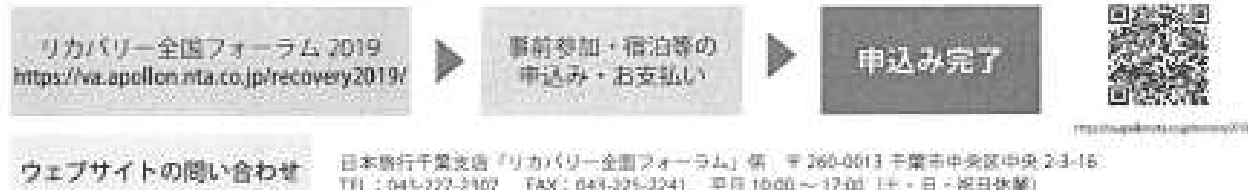
〒272-0031 千葉県市川市平田 3-5-1 トリッコスビル 2F
Tel.047-320-1870 / Fax.047-320-1871 <https://comhbo.net>



1 参加登録

※電話でのお申込みはお受けいたしませんので、あらかじめご了承ください。

・ウェブサイトからの申込み方法 ※クレジットカードによるお支払いが可能です



・ファックス・郵送からの申込み方法



2 参加費

種別	事前登録	当日参加	1日参加 (当日のみ)
一般	10,000 (9,000)	11,000	-----
学生	6,000 (5,000)	7,000	-----
家族	5,000 (4,000)	6,000	5,000
当事者	4,000 (3,000)	5,000	4,000

※カッコ内は賛助会員料金。新しく賛助会員の申込みをされた場合は、賛助会員の参加費が適用されます。

※団体賛助会員の場合は、会員納入数分のみ賛助会員料金が適用されます。
(但し申込んでいる場合は2名分など)

※キャンセルされた場合でも、参加費・お弁当・懇親会費は返金いたしませんので、ご注意ください。

3 分科会

ご希望の分科会の番号を申込書にご記入ください。
先着順にて受付します。

※基礎講座・トークライブ・シンポジウムについては、全休会ですので、特にご記入の必要はありません。

4 お弁当

申込書のお弁当欄にご記入ください。

● 料金：1,080 円 (税込)

※お肉とお魚が選べます
※日替わり。お新付き

5 懇親会

申込書の懇親会欄にご記入ください。※当日受付は行いません

- 懇親会：お一人様 4,320 円 (税込) ● 日時：2019年9月21日(土) 午後6時～午後8時
- 会場：帝京平成大学3F 食堂

6 ご寄付

● リカバリー全国フォーラム 2019 の運営費にあてるため、ご寄付をお願いしております。

- ※申込書のご寄付の欄に金額を記入し、参加費等といっしょにお渡込みください。
- ※いただいたご寄付につきましては、寄付金控除の対象となります。
- ※1,000 円以上ご寄付いただいた方には特典をご用意しております。詳細はコンボホームページ (<https://www.comhbo.net/>) をご覧ください。
- ※ご寄付いただいた方のお名前をプログラム集 (事前申込締切日までにご寄付いただいた方) や報告書、ウェブサイト等に掲載させていただきます。ご希望の方は申込書の該当欄にノをお願ひします。(ペンネーム可。ノがないものは掲載いたしません。)

大会を成功させるために、ご協力をよろしくお願いいたします。

● Tシャツ募金も実施中です。 <https://www.comhbo.net/> からお申込みください。



リカバリー 全国フォーラム 2019

リカバリーを実現するサービスを求めて
～ピアサポートの可能性：その広がりと深まり～

リカバリー全国フォーラムは今年第11回の新たな10年をスタートします。過去10年にわたって、毎年2日間に約3400人の参加者を招き開催してきました。目を重ねることに、当事者・家族・精神保健福祉・医療関係者・市区など職種、所属を超えた仲間が全国から集い、リカバリーについて、そしてリカバリー志向サービスのあり方について活発な議論を重ねる場として定着しています。

今年のメインテーマは、昨年にもつづき「ピアサポート」です。近年世界的に注目されているピアスタッフ、そして当事者の役割の広がりや深まりを中心に皆さんとともに議論をして、リカバリーを実現するサービスを社会に定着する方法をともに考えてみたいと思います。今回、基調講演は根本俊彦先生（国立精神・神経医療研究センター）にご講演頂きます。分科会には、いま注目される「リカバリー・カレッジ」や「メンタルフルネス」なども加わって、フォーラムの「広がり」と「幅」も広がっていききたいと思っています。

ぜひとも多くの皆様が、全国から積極的にご参加いただくことを心よりお待ちしております。

日程 2019 9.21(土)-22(日)

主催 認定特定非営利活動法人
地域精神保健福祉機構（コンボ）

会場 帝京平成大学 池袋キャンパス 本館
▶ JR 池袋駅東口から徒歩12分

定員 1200名



FOLLOW US ON TWITTER
@recoveryforum



LIKE US ON FACEBOOK!
facebook.com/recoveryforum

後援団体

※昨年度の後援団体に申請中/申請不応、順不同・法人種別略

●内閣府 ●厚生労働省 ●東京都 ●国立精神・神経医療研究センター ●茨城県・岡谷市 茨城県児童支援機構 ●全国社会福祉協議会
●東京都社会福祉協議会 ●全国精神保健福祉社会連合会 ●東京都精神障害者団体連合会 ●日本自閉症協会 ●日本てんかん協会
●全国手をつなぐ育成会連合会 ●日本医師会 ●全国医師会連合会 ●日本精神科看護協会 ●日本精神保健福祉士協会 ●全国精神保健福祉相談員会
●精神科作業療法協会 ●日本ピアスタッフ協会 ●日本看護協会 ●日本作業療法士協会 ●日本社会福祉士会 ●日本介護福祉士会
●日本ソーシャルワーカー協会 ●全国保健所長会 ●全国精神保健福祉センター長会 ●全国自治体病院協議会精神科特別部会 ●日本精神科病院協会
●日本精神神経科診療所協会 ●日本医師会 ●全国精神障害者地域生活支援協議会 ●全国精神保健福祉会 ●全国精神保健福祉連絡協議会
●日本精神保健福祉連盟 ●日本精神衛生会 ●日本うつ病センター ●日本いのちの電話連盟 ●日本障害者リハビリテーション協会 ●きょうせん
●日本障害者協議会 ●日本ソーシャルワーク教育学校連盟 ●日本社会精神医学会 ●日本精神神経学会 ●日本総合病院精神医学会
●日本精神科救急学会 ●日本小児精神神経学会 ●日本公的病院精神科協会 ●日本精神保健看護学会 ●日本精神障害者リハビリテーション学会
●SSF 普及協会 ●心療教育・医療教育ネットワーク ●日本訪問看護協会 ●ACF 全国ネットワーク ●日本集約精神療法学会 ●日本スポーツ精神医学会
●日本社会福祉学会 ●日本精神保健福祉学会 ●全国救護施設協議会 ●日本学校保健会 ●全国看護教育連絡協議会 ●NHK 厚生文化事業団
●総合財団厚生文化事業団 ●NHK エンタープライズ ●東京医歯学社会研究所

企画委員長

樋口輝彦（一般社団法人日本うつ病センター「九龍町メンタルクリニック」）

企画副委員長

秋山博（NIT 東日本製薬㈱）

企画委員

※敬称略・順不同

● 堀川真子（聖学院大学） ● 斎藤利恵（国際医療福祉大学大学院） ● 地域精神健康ケアなっと ● 安西信雄（埼玉学院大学）
● 伊藤隆一郎（メンタルヘルス改善所しづか） ● 渡辺 幸子（認定NPO法人地域精神保健福祉機構） ● 宇田川健（認定NPO法人地域精神保健福祉機構）
● 大島朋（日本社会事業大学） ● 渡辺 幸子（認定NPO法人地域精神保健福祉機構） ● 山崎 幸子（認定NPO法人地域精神保健福祉機構） ● 加藤大樹（戸塚ロリィドクリニック）
● 川口 浩之（NPO法人精神科作業療法協会） ● 山崎 幸子（認定NPO法人地域精神保健福祉機構） ● 山崎 幸子（認定NPO法人地域精神保健福祉機構） ● 山崎 幸子（認定NPO法人地域精神保健福祉機構）
● 小坂 隆弘（一般社団法人ソラティオ） ● 一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員養成機構 ● 松々木 理恵（東京大学大学院医歯薬学総合研究科）
● 日本精神科救急学会 ● NPO 法人あさひ福祉会 ● 高橋 清久（認定NPO法人地域精神保健福祉機構 アライザリア） ● 公益財団法人精神研究財団精神神経科学センター ● 財団
● 竹内 隆雄（さいたま市精神障害者当事者会ウィーズ） ● 田中 信雄（NPO 法人あさひ福祉会） ● NPO 法人全国精神障害者地域生活支援協議会
● 中村 昌文（群馬県立大学附属病院） ● 堀井 昌江（東京大学） ● 藤野 聖司（新潟県立総合医療） ● 堀川 信雄（NPO アライザリア）
● 西谷 田彦（公益社団法人日本精神保健福祉士協会） ● 埼玉大学

**プログラム****9.21** 土

9:30	受付開始
10:00-10:15	主催者挨拶
10:15-12:00	基調講演  講師 松本俊彦 (国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長)
12:00-13:20	昼休み * 13:10-13:20 ご案内タイム
13:20-14:40	トークライブ 私にとってのリカバリー ～私がリカバリーフォーラムから持ち帰りたいこと 2019～ (仮) 司会 宇田川健 (認定 NPO 法人コンボ) & 藤野英明 (横浜質本協会 議員)
15:10-17:40	分科会 * 詳細は次ページをご覧ください。
18:00-20:00	懇親会

プログラム**9.22** 日

9:00	受付開始
9:30-11:45	シンポジウム リカバリーを実現するサービスを求めて ～ピアサポートの可能性：その広がりと深まり～ (仮)
11:45-13:00	昼休み
13:00-15:30	分科会 * 詳細は次ページをご覧ください。
15:50-16:40	クロージング

※プログラム・出演者は変更の可能性があります。



9.21[±] 分科会

リカバリー宣言 2019 ～あなたの出会いたい人は誰ですか？～ ×きらり東京 2020

1

今年のコロナ相手は、「きらり東京 2020」の方々。「きらり東京」は、「コロナレジェン」を旗印に、ピアサポーター、精神科医、看護婦、PSW、OT、心療士、家族など様々な人たちによって構成されたチームです。これまであり得なかった出会いの場を作ります！そして、ちょっと新しい未来を、皆さんと。

「きらりの集い・東京 2020」実行委員の有志を協力者の皆さん。

講演
＆
ワールド
カフェ

ピアスタッフに求めること

2

近年、精神保健福祉の現場ではピアスタッフ、ピアサポーターと呼ばれる人たちが注目を集めています。しかしながら、その地位、待遇、役割はどうなっているのでしょうか。現場でピアスタッフに求められることは、何なのでしょう？ピアスタッフでありながら施設長をしている方、ピアスタッフの雇用主の皆さんなどをシンポジストに招き、議論したいと思います。

日本ピアスタッフ協会： 樋田雅行（リカバリーセンターくらめ）、相川華子（聖学院大学）、高橋実（まるめる）、植田和樹（つばめ福祉会）、菅原小夜子（こころ）

シンポジウム
＆
グループ
ワーク

双極性障害 人生行ったり来たりがリカバリー！

3

この分科会では、双極性障害の経験者と精神科医が、双極性障害のリカバリーについて考えます。体験に学ぶこと、仲間作り、WRAP、そして信頼できる科学的な情報などを通して、行ったり来たりする双極性障害の人のリカバリーについて語り合ひましょう。

稲山剛（NPT重日本病院）、市川晴美（リカバリーのまなびやあつくば）、松岡愛実（WRAPファシリテーター）、他

シンポ
ジウム

私たちの手でリカバリー志向の精神科診療を実現しよう！～共同意思決定支援システム「SHARE」の体験ワークショップ～

4

「SHARE（シェア）」は、当事者が自分の希望や願いを精神科診療に積極的に持ち込み、医師と共同で自分が求める診療を実現していく、パソコンを用いた共同意思決定支援システムです。SHAREの活用方法やSHAREを介したピアサポートを習得してじっくり体験したいと思います。

SHARE普及推進委員会：伊藤順一郎・佐藤由美子・二宮史朗・久米文恵・堀村里江・藤田俊規・松谷光太郎、植田貴志（株式会社アクセライト）

ワーク
ショップ

働く発達障害の声と声

5

そもそも発達凸凹のある当事者が企業で働くこととは？働く当事者の思いや工夫、さまざまな声を聞き、会場の皆さんと対話したいと思います。

大島みどり（ユースキャリアセンターフレッグ）、働く当事者の皆さん、他

ワーク
ショップ

ピアサポートとともにひろげる医療の場におけるリカバリー

6

仲間同士の支え合い（ピアサポート）は、精神医療の場におけるリカバリーの実現に向けた可能性を広げています。医療の場でピアサポーターと専門職が協働したことをきっかけに地域に帰った当事者やピアサポーター、専門職の体験に耳を傾け、リカバリー志向サービス実現への具体的な行動プランについて語り合ひましょう。

相澤和美（国際医療福祉大学大学院）、佐々木理恵（東京大学医学部附属病院）、川口敬之（北里大学）、藤田高樹・和田公一（はっとばっと）、中村健明（はらからの家）、他

シンポジウム
＆
グループ
ワーク

働き方改革！！～ソーシャルファームから超短時間雇用まで～

7

一般雇用・障がい者雇用という枠組みではない多様な働き方、働きやすい働き方が求められています。ソーシャルファームという生きづらさを抱えた人が働きやすい仕組みづくりや、超短時間でも働ける仕組みづくりを実践している団体の活動報告をもとに意見交換を行い、「多様な働き方」について皆さんと考えを交わしていきます。

川田史朗・西田史吏・星澤真志（企業版含 We need）、超短時間雇用を導入している企業、他

シンポジウム
＆
ワークショップ

家族支援と家族のピアサポート

8

家族支援と家族のピアサポートについて、新しい働きなどを紹介しながらピアサポートの魅力と可能性を考えます。

各地の家族会の皆さん

シンポジウム
＆
ワークショップ

マインドフルネス ～からだの声に気づくことから始めてみよう～

9

マインドフルネスとは、無常的に過去でも未来でもなく、今の瞬間に気づいている状態を指します。この分科会では、からだの感覚に意識を向ける瞑想を通して、近年メディアでも多く取り上げられているマインドフルネスを体験します。

下平美智代（国立精神・神経医療研究センター）、他

ワーク
ショップ

オープンダイアログ：7原則のレクチャーと対話実践のワーク

10

オープンダイアログは、フィンランド西ラップランド地方で開発された地域精神医療のアプローチです。昨年3月に ODNIP が発表した、「オープンダイアログ対話実践のガイドライン」にもとづいて、ワークを交えながらオープンダイアログの思想と原則を学びます。

オープンダイアログ・ネットワーク・ジャパン（ODNP）：石川真紀、岩波多穂、北林希子、森田義彰、山田成志、吉澤美穂、他

ワーク
ショップ

11

WRAP - 元気回復行動プラン

WRAPの中の「自分の生活の工夫」＝「元気に役立つ道具箱」を中心テーマに、お互いの経験から学び合います。「元気を回復したい」、「機会がなくて…」、「今年も行きたい!」などなど、どんな方も大歓迎! 進行は全国の「WRAPファシリテーター」連、「学び」と「出会い」の場は、是非、どうぞ!

全国のWRAPファシリテーターの皆さん

ワーク
ショップ

12

リカバリーカレッジ ～リカバリーが立ち現れる学びあいの場～

近年世界中でムーブメントとなっている英国発の「リカバリーカレッジ」。リカバリーに関心がある人なら誰もが「当事者も支援者も家族も!」学生になることができ、共に学びあいます。当事者と支援職、家族が、「共に学びあう」と、どのようなことが起きるのでしょうか? 「共に学びあう場づくり」について皆さんと一緒に考えてみたいと思っています。

佐々木理恵(東京大学医学部附属病院)、真嶋信二(ACFIPS)、池田直子(しんじ)、他

シンポジウム
＆
ワークショップ

13

精神科報道ガイドラインを作ろう! ～アンチスティグマとリカバリー～

大きな事件が起こった時、マスコミやネットなどで、精神疾患と関係あるのではないかなど憶測が飛び、精神科への通院歴などが報道されます。その時の当事者、家族の心の傷は大きいと思います。今回は、精神科報道ガイドライン作成に附随した、評論家・ラジオパーソナリティの松上孝士さんを迎え、全国で精神科報道ガイドラインを作り上げるセッションを行います。

松上孝士(評論家・ラジオパーソナリティ)、宇田川健(コング)、原田真貴、高木裕子(杉数家協会)、増田史(慶應義塾大学)、宮坂真(こほほ)、高橋清久(コンボアドバイザー・ボード)、他

会場全体で
セッション

14

IMR2019 ～いまからみんなでリカバリー～ (IMR=Illness Management and Recovery: 疾病管理とリカバリー)

IMRはリカバリーにとても有用なプログラムです。IMRでは最初にリカバリーについて話し合い、1人1人の目標をつくり、それを実現するために病気やストレスの対処などについて、語り合いながら学んでいきます。IMRの説明のほかに、IMRを実施する施設から、IMRがリカバリーにどう役立ったか、また率直な感想を当事者と実践者が話します。

藤田英美、加藤大祐、内山繁樹、横浜市生活支援センター西の塚さん、永瀬誠、吉見明希、中村亮太、渡辺洋彦、中村正子、岸貴博、青藤祥子、早幸太郎、佐藤千尋、廣田病院の皆さん

シンポ
ジウム

15

当事者の子育てを支えるための家族丸ごと支援

この分科会では、地域のサポートを受けながら子育てをしている当事者に体験を、また、配偶者や子どもの立場の家族にも、それぞれの困難と家族自身のピアサポートについて語って頂きます。その上で、当事者にとっての結婚、子育ての意味を考えるとともに家族丸ごと支援のあり方を探ります。

横山恵子(埼玉県立大学)、横山正子(大阪大学大学院)、前田直(杏林大学・配偶者の会)、子育てをされている当事者、佐野はな子(配偶者の会)、小林結奈(こどもびあ)、他

シンポ
ジウム

16

IPS 個別就労支援 ～ピアサポートとリカバリー～

「リカバリーにおいて「働く」ことは、重要な位置をしめる」と言われていますが、実際自分にとって「働く」ということと「ピアサポート」はどんな意味を持つのかを、あらためて考えてみませんか? 新たな自分との出会いがあるかもしれません。

本多俊紀(コミュニネット創創)、池田真砂子(ルンアルン1)、大島みどり(コースキャリアセンターフラッグ)、IPS創出者

シンポ
ジウム

17

リカバリーの時代! 薬とのつきあい方が変わってきた

リカバリーの考えに基づく医療管理、医療の場における共同意思決定、診療報酬改定による多剤使用の制限など、この10年で薬とのつきあい方は大きく変わってきました。この時代の流れを捉え直すとともに、これからの時代の流れがどうなっていくのか、ちょっとした未来をも見据えた分科会です。

夏沢裕子(やきつべの怪診療所)、堀合研二郎(シャローム創創)、香坂俊子(つばきクリニック・ACT-Mel)、他

シンポ
ジウム

18

SOSを出しづらい人やその家族へのアウトリーチ ～引きこもり、ホームレス、行政などの現場から～

必要なサービスが目の前にあっても自ら声を上げられず、なかなかそこに繋がれない方々がいます。もっとSOSを出してもいいんだよ! 支援を求めても大丈夫なんだよ! というメッセージとともに、そうしたSOSを出しづらい方々と向き合い、支援者側から寄り添っていくアウトリーチについて、皆さんと対話を重ねたいと思います。

栗田真樹(東北福祉大学せんだんホスピタル)、渡邊敬・青柳雄三(訪問看護ステーションKAZO)、ホームレス支援の実践者、西内結里沙・中西清良(新沢市アウトリーチ支援チーム)

シンポ
ジウム

19

みんなで考える! テイクケア改革

それぞれの地域や立場、テイクケアの現場で、リカバリーの場をどのように起こしていけるでしょうか? 「テイクケア改革」をテーマにいくつかの実践や経験を紹介し、ユーザーやご家族、支援者等の様々な立場の皆さんと、それぞれの立場でできることを考える場したいと思います。

佐竹直子(国立精神・神経医療研究センター)、種田綾乃(神奈川県立保健福祉大学)、他

シンポジウム
＆
ワークショップ

20

暮らしを支えるシステムづくりを考える ～精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを視野に入れて～

厚生労働省は、精神障害者が地域で自分らしい暮らしができるよう「精神障害に対応した地域包括ケアシステム」の構築を目標とするを明確化し、取り組みが加速しています。このシステムづくりは実際にどんなことを目指しているのか? 各地でどんな取り組みが行われているのか? どんな課題があるのか? などを知り、それぞれの立場でできることについて考えます。

最井千代(国立精神・神経医療研究センター)、他

シンポ
ジウム

7 宿泊

宿泊施設	部屋タイプ	宿泊料金（朝食付き・税別）			アクセス
グランドシティ池袋	シングル	9/20 ▶ 12,210円	9/21 ▶ 12,750円	9/22 ▶ 12,750円	池袋駅（東口）徒歩5分
	ツイン	9/20 ▶ 9,510円	9/21 ▶ 10,050円	———	
第一イン池袋	シングル	9/20 ▶ 11,990円	9/21 ▶ 14,150円	———	池袋駅（東口）徒歩2分
ルートイン東京池袋	シングル	9/20 ▶ 11,640円	9/21 ▶ 15,640円	———	池袋駅（東口）徒歩6分
ザ・ビー池袋	シングル	9/20 ▶ 17,270円	9/21 ▶ 17,270円	9/22 ▶ 17,270円	池袋駅（東口）徒歩3分

1. ツインルームは2名様でのお申込みとなります（同室者名も申込書にご記入ください）
2. 禁煙・喫煙ルームをご希望の場合は、申込書にノを記入してください。
3. お申込み受付順に手配いたします。ご要望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

8 当日の案内

リカバリー全国フォーラム事務局より「参加証」をお送りいたします。
そちらをご持参の上、大会当日の「事前受付」にお越しください。

※参加証の発送は8月1日以降になります。

- 会場内及び大学敷地内は禁煙です。タバコをお吸いになる方は公共の喫煙所をご利用ください。

9 変更・取消

- ウェブサイトからお申込みいただいた方は、ウェブサイトから変更・取消をお願いします。
- FAXにてお申込みいただいた方は、リカバリー全国フォーラム事務局まで、FAXにてご連絡ください。
- 電話での変更・取り消しはお受けできませんのでご了承ください。
- お申込みいただいた代金（宿泊費以外）の返金はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

宿泊取送料 ※返金はフォーラム終了後となります。お申込み手数料はお客様負担になります。

取消区分	21日前まで	20日～8日前	7日～前日	当日・無連絡
取消料	無料	10%	20%	100%

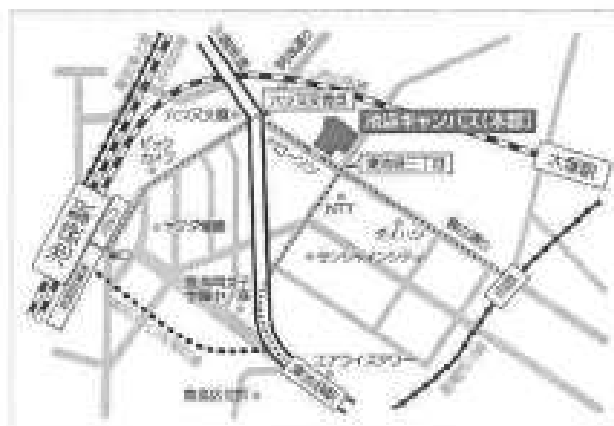
10 アクセス

帝京平成大学（池袋キャンパス・本館）

〒170-0013 東京都豊島区池袋2丁目51-4

- JR「池袋駅」東口から徒歩12分
- 東京メトロ有楽町線「東池袋駅」から徒歩10分
- 都電荒川線「向原駅」から徒歩10分

※お車での来場はご遠慮ください（駐車場はありません）。



※国内無制限企画旅行と旅行条件書（抜粋）※この宿泊案内（抜粋）は、旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書及び同法第15条に定めるところの契約書の一部となります。詳しい旅行条件は、<https://www.mta.co.jp/recovery2019/> でご確認ください。●個人情報の取扱いについて 当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊・観光等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手配に必要範囲内で利用させていただきます。なお、当社グループ各社の役員及び各社における個人情報取扱管理者の氏名については、当社のホームページ（<http://www.mta.co.jp/>）をご覧ください。●募集型企画旅行の取扱いについて 募集型企画旅行の取扱いについては当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社の旅行業約款を希望の方は、当社にご請求下さい。当社の旅行業約款は、当社ホームページ（<http://www.mta.co.jp/>）からもご覧いただけます。●その他旅行条件及び旅行代金算出の基準日は2019年6月14日基準にております。

お問い合わせ



COMHBO 認定指定事業実施団体
地域精神保健福祉推進
Community Mental Health & welfare Bonding Organization

「リカバリー全国フォーラム事務局」

TEL: 047-320-3870 FAX: 047-320-3871
営業時間 月～金 9:30～18:00（土・日祝祭日休み）
〒273-0211 千葉県市川市早田3-5-1 トノックスビル2F

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2019 年 9 月 21 日（土）、22 日（日）
場 所	帝京平成大学 池袋キャンパス（東京都豊島区東池袋 2-51-4）
相 手 方	特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構
目 的 ・ 内 容 ・ 結 果	【リカバリー全国フォーラム 2019】 わたしは、ひょんなことから 20 代後半で依存症の人と多く関わる機会が増えた。わたしの場合はそのほとんどがアルコール依存の方だったが、ダルクのシンポジウムにも参加したり、議会でクレプトマニアについて取り上げたこともある。その時はまだ社会にクレプトマニアという言葉が浸透していなくて、様々な批判もいただいた。 今回、当事者の方々とさらに深くかわり、行政に求める支援などを知れたらと思いリカバリー全国フォーラム参加することにした。 * 21 日午前中は、国立精神・神経医療研究センターの松本俊彦さんの基調講演。 薬物依存症の専門なので、薬物依存のことが中心の話。依存症になる人の多くは、快楽や快感を求めるために依存物質を摂取するのではなく、孤独や辛さを和らげるために対象物質を摂取する。依存症からの回復に必要なのは、無理やり依存対象物質から切り離すことではなく、自分より先に回復している仲間とのつながることであり、病院だけではない居場所の確保である。 ダルク、AA、断酒会等の自助グループがこれにあたる。 また、中学校や高校での薬物防止教室などでは現在、「一度でも使ったら抜け出せなくなる」、という恐怖心を植え付ける教育をしているが、わたしは違和感を持っている。議会でも提案したが、やはり依存症当事者やその家族の体験談を子どもたちが聞くことが一番だと思う。なぜ、やめられなかったのか。どんな境遇だったのか。何がつらかったのか。本人の言葉以上に子どもに響くものはないと思う。（私の提案は、「子どもたちが怖がる」という理由で各校の判断になったが、その後当事者が講演などをしたという話は聞かない）そして、生きにくさを感じたら、こういう相談窓口があるよ、ひとりじゃないよと教えてあげるのが教育の本質ではないのだろうか。

アメリカでは、国民の40%以上の人々が、生涯で一度は違法薬物を使うというデータがあるそうだ。日本では、2.3%ほど。わたしたちは、薬物依存症の人に会う確率はとても低い。だから偏見を持ってしまふ。得体の知れないものと刷り込まれてしまふ。ダルク所近くにできると知れば反対運動が起こってしまう。（実際京都であった）理解しようということもできない。だからやはり、依存症者本人が地域のなかでもっともっと多くの人とつながっていけるような社会になればと思う。
そのためにも、寛容さと理解が必要なのだと思う。

午後は、トークライブから始まった。

全国から集まった、当事者や支援者、家族などいろんな立場の人たちが壇上に上がって、このフォーラムで持ち帰りたいことを発表。ある女性はリストカットを繰り返したことを。ある男性は仕事を頑張っていることを。言わばなし、聞かばなしの自由な壇上。でも、みんな、どんな困難を抱えていても、今、生きている。その喜びはステージと客席との間の垣根を取っ払い、会場全体の喜びとなった。

*

トークライブのあとは分科会。

10 もの分科会があり、どこにしようか迷いに迷って、「働く発達障害の声と声」に参加。

3 人の発達障害当事者の方が、今の仕事につくまでのことや、困ったこと、工夫していること、職場での配慮などを発表してくれた。発達障害のこと、わかっているつもりでもひとりひとり苦手なことは違うし、それに合わせた環境作りが必要なんだと改めて感じた。

発達障害は、見た目ではわかりにくいので、周りのひとは何に困っているのか、どんな支援をしてほしいのかわからないことが多い。当事者の方が SOS を出さないといけないと思っても、うまく伝えられないことも。

グループセッションで一緒になった当事者の方も、「断る」ということができなくて、結局身体に不調をきたすまで頑張ってしまう、と。そういう時にセルフモニタリングができるといいねという話になった。例えば、いつもは 1 杯しか飲まないコーヒーを午前中に 3 杯も飲んでいる、などの外的基準を自分で作っておく、できればそれを職場の人と共有しておく。そうすると、「今日 3 杯目だけど、何か困ってる？」と気づきやすくなる。

すべての人に当てはまることではないけど、いい工夫だなと思った。

全国の精神保健福祉に関わっている方々と繋がることができ、生きることを意味を
考え直す大切な時間になった。

今、生産性だけで人の価値が左右されるとも嫌な世の中になっている。生きている
だけで尊い。当たり前だと忘れがちなことを、しっかり胸に持ちたいと思う。

◆◆

22日、リカバリーフォーラム2日目は、シンポジウム「リカバリーを実現するサービスを求
めて～ピアサポートの可能性：その広がりと深まり～」から始まった。

実際にピアスタッフとして働いている方、雇用側の方、様々な立場での意見をうかがう
ことができた。印象に残っているのは、千葉県で病院のピアスタッフとして働いている男
性。

31歳の時に統合失調症を発病。35歳で退職。引きこもりの生活が続きますが、家
にいても恐怖を感じていたそう。ようやく行けるようになったデイケアも半日が精いっば
い。それが3年続いた。そんな中で、デイケアの利用者さんから話しかけられ、徐々に
仲間づくりができていく。自分自身の病気に対する理解が深まったり、疾患対処（例
えば、イヤホンで音楽を聴くことで幻聴を和らげるなど）をすることで、1日参加できる
ように。

時間はかかっても、少しずつ重ねた経験は実になる。43歳で病院のピアサポーター
スタッフとして採用。それでも最初は、どのように利用者さんと接すればいいのかわから
ず、スタッフルームで1日過ごすことも。大切なのは利用者さんと接しながら少しずつ
でも行動する＝寄り添うことなんだと気づき、スタッフとしての役割を果たせるように。
退院支援をおこなった利用者さんはその後、ピアサポーターとして彼の同僚になった。
10年以上の歳月をかけてのリカバリーの話は、希望をいただいた。

しかし、当事者の方も雇用側の方もおっしゃっていたのは、ピアサポーター養成の研修
は各地で増えているが、なかなか就職の機会がないということ。

医療が地域に関われることや、ガイドラインなど雇用環境の整備…課題はたくさんある
が、ピアサポーター、ピアスタッフの存在がもっともっと必要とされ、就労の門戸が開かれ
なければと思った。

他の方からも、雇用側からの悩みや、職員さんとのかかわり方などの話があった。

やはり、わかっていたようで知らないことが多い。福祉や医療の現場。地域や外部に関
われることで変わっていきけることもあるんじゃないかと、まだ「閉じられた世界」である部
分が多い日本の精神保健分野の変革に期待をしたい。

	・ 午後は、分科会。これまたどこにしようか悩んだ挙句、「当事者の子育てを支えるための家族丸ごと支援」に参加した。 当事者の話はもちろん、精神障害を抱える親を持つ子どもの立場の皆さんの話を聞くことができて、とても良かった。議会で取り上げた「ヤングケアラー」だった皆さんとの対話は、私も共感できる部分もあり…。特に、自分の家庭がすべてで、誰かに助けを求めればよかったと今になって思うけれど、そのときはその生活が当たり前だと思っていた、世の中の家族はこんなもんだ、みんなこうやって辛い苦しい思いをしているんだと思っていたという言葉。まさに、その通り。そして、そういう思いで毎日を過ごしていることもたちは必ず、わたしの住む街にもいるはず。 高校生になってネットで母親の病状を調べて初めて病気なんだと気づいたという方。未だに母親が病気であるということが受け入れられないという方。 家族会で初めて同じ立場の人と出会って、もっと頑張らないかと思って生きてきたけど「これまでも精一杯頑張ってきたよ」と言われて心が一気に軽くなったそう。包み隠さず話せる場所があり、苦しみや辛さを共有できる人がいるということが大切なんだと繰り返し話しておられた。（最初の、同じ境遇、分かち合えることの大切さに繋がる） 支援者の方の中には、お子さんにどのタイミングで親御さんの病気のことを話せばいいのかわからないという方もいらしたが、何もわからず知らずに毎日しんどい思いをするのではなく、病気のことを丁寧に、理解できるように説明をしてあげて、相談や受け止めてあげられる場所をしっかり示していくことがお子さんにとっては大切なのではないかなと思う。 子育て中のかたも、子どもの立場の方も、配偶者の立場の方も、行政は相手にしてくれなかった／頼りにならなかった、という声が多かった。配偶者の方は翼にもすがる思いで相談の電話をしても、「離婚は考えないのか？」と言われ絶望したそうだ。 精神疾患を持つご本人のことは徐々に理解が進んでも、その家族までは理解されない。親の立場、子どもの立場、配偶者の立場、きょうだいの立場…。それぞれの立場への周りの理解も本当に大切。そして、それぞれが自分の立場について誰にでも話せる、寛容な社会にシフトしていきたいと、心から思う。
備 考	参加費：10,000 円 交通・宿泊費（バック）：32,400 円

第62回総会 沖縄大会

日本病院・地域精神医学学会

安心して病むことのできる社会

— 多様性があるがままにともに歩いていく
チャンプルーの島沖縄で —

2019年

10月11日(金)

10月12日(土)

第1会場 沖縄県那覇市西3-11-1

沖縄県男女共同参画センター ているる

第2会場 沖縄県那覇市西3-6-1

パシフィックホテル沖縄

大会長

福治 康秀

独立行政法人 国立病院機構 琉球病院

副大会長

新垣 元

医療法人 卯の会 新垣病院

事務局長

知花 浩也

独立行政法人 国立病院機構 琉球病院

参加費

事前登録：会員 8,000円 非会員 9,000円

当日参加：会員 9,000円 非会員 10,000円

当事者・家族・学生：2,000円

演題発表締切

2019年4月5日(金)～
6月30日(日) 午後5時まで

プログラム(予定)

大会長講演・現地報告

福治 康秀(独立行政法人 国立病院機構 琉球病院)

特別講演

「合言葉は『ライフサポート』」

～愛知圏から「看取り」を考える～

野村 謙(国立療養所 沖縄愛生園 園長)

沖縄大会企画

・シンポジウム：「安心して病むことのできる社会は
構築されたか」

・座談会：「ともに語りともに創る
沖縄から発信するミライ」

・交流コーナー：「現地に聞こう！ どのようなイタリヤの
精神保健福祉医療の実態」

市民公開講座

「放置小屋が問う精神保健のいまと明日」

理事会企画、一般演題、交流コーナー、夜間交流会、浜田賞

ホームページ URL: <http://www.byochi.org/62th/>

問い合わせ先

第62回日本病院・地域精神医学学会総会事務局

E-mail: 62th-soukai@mail.bosp.go.jp

〒904-1201 沖縄県国頭郡金武町字金武7958-1

独立行政法人 国立病院機構 琉球病院内(担当: 知花・上野)

TEL: (098-968-2133) FAX: (098-968-2671)

本学会総会は次のポイントの対象になります。

日本精神医学会専門医 資格更新に関する研修ポイント

日本作業療法士協会 生涯教育基礎研修ポイント

日本病院・診療科 精神科基幹療法認定ポイント

大会プログラム (予定)

特別講演 野村 謙
(国立療養所 沖縄労務園 園長)

合言葉は『ライフサポート』～愛楽園から「看取り」を考える～

この世に生まれたものは、誰もがいずれ死の時を迎えます。人間にはいろいろな死の形がある事を皆さん知っていますか？中には周囲の人たちの努力で避けることができる死もあります。人生を豊かに過ごすための生きがいを手がかりにこの事を考えてみましょう。超高齢者施設のハンセン病療養所沖縄愛楽園で実践されている事例から、将来の地域医療に思いを馳せてみてください。「看取り」は大切な事ですが、特別な事ではないのです。

沖縄大会企画① シンポジウム 安心して病むことのできる社会は構築されたか

2011年11月に開催された「第54回 日本病院・地域精神医学会総会」のプログラムの一つ、シンポジウム「当事者の視点～安心して病むことのできる社会～」。心の病を恐れ、自分の人生を生きていないとき人は病気になる。心の病という体験から人生をよりよく生きるための学びを獲得することが可能となるのではないかと話し合った。あれから8年が経過した。果たして「安心して病むことのできる社会」は構築されたのだろうか？偏見・誤解・差別は今も根強く残っていないだろうか？そうであるとすれば、私たちにできることは何だろうか。一人一人が立ち止まり、自分自身と対話できる機会としたい。

沖縄大会企画② 座談会 ともに語りともに創る 沖縄から発信するミライ

昨今、精神疾患や精神障害を有する方またその関係者や支援者を取り巻く環境は時代とともに大きく変化している。また変化をしなければならない時代（状況）にもなっている。多様化する社会（地域）や環境、精神科病院そして精神障害を持つ方へ対して、多様性のある多角的な治療・支援・サポート・サービス・リハビリテーションなどが必要となってくる。そのために連携と協働が不可欠となる。その一歩がまずは「知る」「語り合う」「つなげる」ことではないだろうか。私たちそれぞれの立場や現場でなにができるのか。この沖縄で活躍する者らの取り組みを知り、ともにミライを語り、つながり、沖縄からともにミライを提案・発信できる場をつくりたい。そこに希望があると信じています。おもしろくユーモアに。そして今日からのエネルギーや一歩になるような場（機会）をつくりたい。

沖縄大会企画③ 交流コーナー 現地に聞こう！どうなのイタリアの精神保健福祉医療の実態

「イタリアは精神科病院がないんでしょ？」、「いやいや、けっこうあるらしいよ」「病院なかったら困るよね」……。イタリアの精神病院解体のストーリーはみんな知っているが、その捉え方は様々なようだ。文化や歴史、制度が全く違うイタリアと我々が生活している地域を比べても着眼点が見出しにくいというのは当然なのかもしれない。しかし、「当事者本人が住みたい場所で住み続けるにはどういった地域支援が必要なのか」という視点においてはイタリアから学ぶヒントも多いのではないだろうか。

今回は世界精神保健デーという事で、実際にイタリアのボローニャ精神保健局と学会会場をライブでつなぎ、具体的な意見交換ができる企画を提案した。机上の空論ではなく、生活レベルでの話を会場から直接ボローニャの精神保健局の担当者に通訳を介しながら行う事できる。楽しく、自由に、国際交流もしながら、精神保健福祉医療について意見交換していきたい。

※当日の通信状況により内容が変更になる場合がございます。

市民公開講座 監置小屋が問う精神保健のいまと明日

日本で唯一、沖縄北部やんばるに残る私宅監置の「牢屋（ろうや）」。遺構を保存しようと、活動が始まっている。この小屋が、沖縄戦の地獄と米軍統治下に突き落とされた沖縄の精神医療の歴史を物語るものだからだ。遺構は、「この村に生まれたるの不幸」（吳秀三）を映す鏡であり、保存活動はこの告発に答える道でもある。

一方、「村の恥を晒すな」と地元の空気は重い。だが半田（ろうぐみ）を前じ、人道に反するものだと言っているのだから、互いの理解の前提はすでに共有されている。

“うちあた”というウチナー口（ぐち）がある。他人に向かって発せられる言動が、自分にとっても思い当たる節があり、後ろめたい、落ち悪くないという心理だが、ヨコ社会の沖縄ならではの内発的変革のキーワードではなからうか？“恥辱はすでに革命である。”

歴史を伝える小屋を残すことは、心のなかの見えない傷をも可視化する。精神保健医療の今を問い、明日の針路を照らし出す。

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2019 年 10 月 11 日（金）、12 日（土）
場 所	沖縄県男女共同参画センターにいるる（那覇市西 3-11-1）
相 手 方	日本病院・地域精神医学会
目的・内容・結果等	第 62 回 日本病院・地域精神医学会 10 月 11 日（金） 午前は大会企画のシンポジウムがホールでおこなわれていたが、分科会も各会場で同時並行でおこなわれており、どこに参加するか迷ったが「ネットワーク」の分科会へ。この中でもとりわけ聞きたかったのは、精神障害者の住まいの確保、依存症の取り組み、家族会の組織活性化について。 住まい確保については、事例が東京都内だったこともあり、地方とは事情が異なるものの、無理解や差別的感情によって住まいが確保できない…地域で孤立していく精神障害者は少なくないと思う。不動産業者への聞き取りの発表では、無理解をなくするために地域にある病院や施設をワーカーさんと一緒に訪問して受け入れを決めたという事例も。また、病院や支援者とながりを保つことで、問題が起こったときに迷わず連絡ができるという報告もあった。 精神保健福祉法の改正により、入院中心だった精神保健福祉は地域へと移行しているが、法律がでただけで人の意識がかわるわけではない。世の中にはまだまだ優性思想が蔓延している。 沖縄県中部保健所の依存症への取り組みについては非常に参考になる内容。13 名の課で 3 市 3 町 5 村をみているので決して人員が整っているとはいえないが、一人一人に寄り添う姿勢は見事なものであった。今後の展望としては、アディクションに特化した相談窓口を作りたい、とのこと。行政ができることには限界があるといわれる中でも、市町村、医療機関と密接につながりを持ち、家族に対する支援も手厚い。これは県の事業なので、市でできることは更に限られてくるが、依存症はまわりも巻き込まれる病気だということを考えれば、相談体制やつながる体制の強化は必要だと感じた。 家族会の強化については、高齢化により衰退した家族会の復活のお話を伺った。ただ、会場からの質疑応答でもあったように、家族＝親、配偶者、という意識が根強い。が、わたしも議会で取り上げたヤングクアラーがだんだん社会の中で認知されてきたように、子どもやきょうだいも家族である。その立場でしかわからない悩みや抱えている思いがあって、同じ立場の者同士が話しあえる場づくりは今後求められていくのだろうと

	思う、 ・ 分科会のあとはシンポジウムに移動。半分終わっていたが、シンポジウムのテーマ「安心して病むことのできる社会は構築されたか」という言葉には考えさせられることが多い。パネリストで当事者の方は、病気が治るに越したことはないけれど、健常者になって幸せかと言われたら、健常者でも生きづらい人はたくさんいる。だから、障害者と健常者ということで「幸せ」に線引きはできないと発言された。核心を突いた言葉だと思う。 ・ 午後は特別公演「合言葉は『ライフサポート』～愛楽園から「看取り」を考える」に参加。 国立療養所・沖縄愛楽園の野村園長の講演。 全国13の国立療養所には現在1,164名の入所者がおり、平均年齢は86.1歳。（2019年9月現在）既に高齢化社会であり、愛楽園でも入所者が次々と死を迎えているという現実がある。10年前、野村園長は「看取りチーム」を立ち上げた。この時、入所者からは「早く死ぬということか！」と怒りが起こったという。しかし、野村園長は、死を迎えるまでの残された期間を「どのように自分らしく生きるか」に焦点を当てていきたいと思っていた。本人が望むことはできる限り実現させてあげたいというのが園長の考え。ある入所者の方が「空を飛びたい」と言えば、ヘリコプターで愛楽園の上空を飛んだ。望胎や強制手術で「自分」を失っていた。閉じられた空間にいた入所者の方々はみんなはじけるような笑顔で生き生きとしていた。 野村園長は、ライフサポートの考え方として、「四つの死」と「三つの価値」を挙げられた。「四つの死」＝心理的な死、社会的な死、文化的な死、肉体的な死。どれか一つを失っても、それは人間の死（喪失）である。「三つの価値」＝創造価値、体験価値、態度価値。これらの価値によって人間を回復することができる。 超高齢化社会を迎えたいま、わたしたちはどのように「看取り」を考えていくべきなのか、最後まで自分らしく「生きる」にはどのようなサポートが必要なのか、もちろん、国立療養所という場所だからこそできることもあるし、わたしたちのまわりで実現可能なこともある。認知症になっても、ベッドの上にいても、その人の歩んできた人生を最大限尊重し、「死」を迎える準備をする、愛楽園の素晴らしい取組であった。 ・ 講演のあとは、退院促進の分科会へ。 4人（グループ）からの発表。ある病院からの発表では、46床の精神科で、長期入
--	--

院（1年以上）が4割を占めている。退院に向けてのプログラムを週1回、1時間設けている。疾患は、統合失調症、発達障害、認知症、摂食障害など様々。メンバーは料理や外出、社会資源見学を通じて社会とのかかわりを持つことで、「恐怖感をなくす」ことを目標としている。また、メンバー同士が家族のような関係性のなかで相乗効果も見られる。中でも、ピアサポーターの役割が非常に大きい。一緒に活動をおこなうことで、退院へ向けての意欲が見られる患者が多い。このプログラムによって、1年半で5名が退院へつながった。プログラムを受けた人と受けていない人を比較すると、受けた人の再入院の割合の方が低い。

このようなことから、精神疾患を持つ人に対しては、退院前にできる限り社会とのつながりを持てる場が必要であると感じた。

他の発表者の内容も、やはり当事者と同じ目線に立ってさまざまな施策を展開していた。精神疾患を持つ人が退院し社会復帰をすることは、日本ではまだ多くの誤解や偏見がある。この壁を少しでも取り払えるように、医療機関と行政との連携も必要である。

・

10月22日（土）

2日目は大会長講演から。

「沖縄の精神医療の歴史から日本の精神医療の未来を見つめる」

日本の近代医療の中で、精神病対策は1900（明治33）年に公布された精神病患者監護法、1919（大正6）年に公布された精神病院法の二つの法律で行われてきた。本土では1950（昭和25）年に公布された精神衛生法により、これら二つの法律は放棄され、精神障害者の医療と保護が日本全土において開始された。しかし、米軍統治下にあった沖縄にはその法律は、適用されなかった。座敷牢は本土では禁止されていたが、沖縄では可能だった。

1970年ごろの沖縄では、病院を中心とした精神医療へと動き出したものの、体制は不十分で、全病院を合わせて、精神科医が十人ほどだった。また、財政面が整わず、措置となった患者でも、半年も放置されるケースが多数あった。

そのようななか、1966年、「沖縄精神障害者実態調査」がおこなわれた。その調査で、精神病の有病率が本土の二倍、特に精神分裂病（現統合失調症）の割合が著しく多く、また、生活能力の調査から沖縄の精神障害者の精神症状は、全体として本土の精神障害者の症状よりかなり重いとの調査結果が出た。沖縄戦によるPTSD、沖縄における精神医療の未発達、戦後アメリカの統治による社会保障の立ち遅れなど、沖縄特有の影響が、この調査の結果に表れているとあっていいだろう。

沖縄県の本土復帰後、沖縄県においても精神病院が次々と開院。

現在では、長期入院から地域への移行という流れが沖縄においてもできている。

地域移行が進むなかで精神病院も変わって行かなければいけないと福治さん。病院中心ではなく、患者を中心におくことが重要である。その人の生き方を尊重するこ

と。

過去の沖縄における精神医療の在り方を省みながら、新しい精神保健へと移行していくときにきていると感じた。そして、この沖縄における過去の精神医療について、あまりにも知らないことが多すぎて、自分の無知を感じた。沖縄が戦中・戦後に虐げられてきた歴史は知っていても、その中で苦しんできた、そして阻害されてきた精神疾患を持つ人たち、持たざるを得なかった人たちのことに、もっともっと焦点をあてていかなければならないと思った。

・

最後は大会企画の市民公開講座

「監置小屋が問う精神保健のいまと明日」

精神障害者を自宅の一室や敷地内の小屋に『隔離』したかつての制度、私宅監置。本土では 1950 年の精神衛生法で禁止されたが、沖縄は米軍統治下にあったため、同法の適用の範囲にはなかった。1960 年に沖縄でも琉球政府によって精神衛生法が制定されたが、私宅監置は特例として禁止にならなかった。沖縄の医療、特に精神医療施設整備の絶対的不足と遅れが深刻だったためである。もともと沖縄には精神病院がなく、精神科の医師もいなかった。少ない医師も戦争で軍医となった。

終戦後、戦争 PTSD を発症した人は病院ではなく監置小屋に入れられた。

会場では映像を流してくれた。コンクリート造り、2 畳ほどの広さ。その中にトイレがあり、15 cm ほどの小窓から食事が提供される。窓から見える外の景色は隔離をさらに孤独化させた。

沖縄で私宅監置が禁止になったのは、本土復帰時の 1972 年のことだった。

登壇された 〇〇〇 さんは、90 歳。少年グリラ部隊として沖縄戦を戦い、重症を負う。背中に爆薬を負い、米軍めがけて突撃をする。仲間を失い、心を失ってしまう。2 年後、PTSD を発症。誰かを見つけたら敵だと思って追いかけていたと言う。傷つけようと思っていたわけでもなんでもない、ただとにかく、敵めがけて突進しなくてはならない、頭の中が戦争状態だった、と。

〇〇〇 さんは家族によって私宅監置小屋に入れられますが、自力で扉を壊して外に出た。

昨年、ETV 特集で放送された「長すぎた春」というタイトルの特集でも、精神病院の長期入院を取り上げていたことを思い出した。精神病院大国と言われる日本。精神疾患を抱えた人が地域で暮らそうとすれば周囲に怖がられる。犯罪を犯した人に精神病院の通院歴があれば大々的に報道し、ネットは大騒ぎになる。不寛容と、無知、無自覚の差別。

フリーライターの 〇〇〇 さんは今年 4 月に 2 段組みの小さな記事に衝撃を覚えたと言ってくれた。以下、記事を見つけたので引用する。

	==ここから引用== 旧軍人、精神疾患入院ゼロ「平成」までに死去 共同通信社 2019 年 4 月 29 日 日中戦争、太平洋戦争による過酷な体験で心に傷を負って精神疾患になり、戦傷病者特別援護法に基づく療養費を受給しながら入院生活を送る旧日本軍の軍人・軍属がゼロとなったことが 29 日、各都道府県への受給状況の取材で分かった。入院患者は 1990 年度に 376 人いたが、戦後 73 年の昨年 6 月、福岡県の医療機関で最後の 1 人が亡くなった。入院はしていないが、戦争による精神疾患を理由に受給が続くのは島根県の 1 人のみ。 2016 年 3 月に安全保障関連法が施行され、自衛隊が海外で武器を使用し、戦闘に巻き込まれるリスクは増大。戦争と精神疾患との関係を検証することが必要との指摘がある。 ==引用ここまで== とくに終わったと思っていた戦争は、終わっていなかったのである。 今平和な時代を生きていたと思っていたわたしは、大きな勘違いをしていたのだ。こんなにも長い間、苦しみ抜いた人が同じ時代を生きていたということを、知らなかった。 監置小屋に閉じ込めた██████さんのご家族を責めることはできない。相談できるところもなく、打ち明けることもできず、もがき苦しむ██████さんと向き合うことに疲れてしまった。あれから 70 年、今は本当に私宅監置がないのか？ 社会、支援、情報から孤立している家族がいるのではないか？ 最近でも、精神疾患のある子どもを長期間自宅に閉じ込めていたという家族がニュースになっていた。どうすれば社会から取り残された人々に光を当てることができるのか。これは、政治の大きな大きな役割であり、課題である。 2 日間の学会で多くの講演、シンポジウム、現地報告を聞いた。 そして、まだ精神疾患、精神障害は世の中で差別されていたり誤解されている部分が多くあるということを感じた。医療だけではなく、行政や関係機関がしっかりと連携をとって、精神疾患があっても自分らしく地域のなかで生活していける、そんな社会への移行を目指したいと思った。そのためにはやはり専門人材の確保は急務であり、精神疾患のある親をケアしている子どもたち：ヤングケアラーの調査も急務である
備 考	参加費：9,000 円 交通費：26,020 円 10/10 委員会視察のため福岡→那覇便を利用して前泊（当日高松発では間に合わないため）。

大阪弁護士会主催シンポジウム

「電子メールの公文書性とその管理」

今の時代、政策に関する重要な議論についても電子メールが利用されています。したがって、電子メールは重要な公文書であって、適切に保存されることにより、後に市民が行政過程の検証をすることができると考えられます。

他方、電子メールの保存方法については、一般的なルールはなく、市民が知らない間に破棄されているケースや、市長等の特別職の職員が私的なメールアドレスを利用して他の特別職の職員と政策について議論しているようなケースもあります。

また、地方自治体によっては、メール等の電磁的記録の公文書管理についてルール作りを検討してはいるものの、先例や知見があまりないために、その作業がなかなか進んでいないところもあるかと思われます。

そこで、本シンポジウムでは、弁護士、市民、研究者を交え、電子メールの公文書性とその管理方法について議論を深めます。

多数の方のご参加をお待ちしております。

記

日 時：2019年10月21日（月）午後1時～午後4時
（開場 午後0時30分～）

場 所：大阪弁護士会館2階203・204会議室（裏面地図参照）
〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

内 容：第1部 基調講演「電子メールの公文書性・一対一メール訴訟」
講師 石橋 徹也 会員（大阪弁護士会）
第2部 基調講演「公文書管理法・電磁的記録の公文書管理」
講師 早川 和宏 氏（東洋大学法学部教授）
第3部 パネルディスカッション
パネリスト 早川 和宏 氏（東洋大学法学部教授）
日下部 聡 氏（毎日新聞記者）
石橋 徹也 会員（大阪弁護士会）
コーディネーター 豊永 泰雄 会員（大阪弁護士会）

◇ 会場までの交通手段

- ・ 京阪中之島線「なにわ橋駅」
下車 出口1から徒歩5分
- ・ 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」
下車 1号出口から徒歩10分
- ・ 地下鉄・京阪本線「北浜駅」
下車 26号階段から徒歩約7分
- ・ JR 東西線「北新地駅」
下車 徒歩約15分



◇ 一時保育サービス（要予約・無料）

【対 象】 原則、首がすわっている乳児～小学生相当年齢時

【託児時間】 研修会開始15分前から終了15分後まで

【申込方法】 一時保育を希望される方は、大阪弁護士会情報問題対策委員会事務局まで
電話（06-6364-1227）でお問い合わせください。申込人数により、お
断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。

【申込期限】 2019年10月4日（金）まで

◇ 申込方法

大阪弁護士会ホームページ（<https://www.osakaben.or.jp>）>>>

またはFAX（06-6364-7477）にてお申し込みください。



参加申込書

10/21 シンポジウム「電子メールの公文書性とその管理」

代表者氏名			
ふりがな			
ご所属		参加人数	名

【本件に関するお問い合わせ】

大阪弁護士会 委員会部人権課 情報問題対策委員会担当事務局

TEL：06-6364-1227 FAX：06-6364-7477

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	10月21日（月）13:00～16:00
場 所	大阪弁護士会 2 階（大阪市北区西天満 1-12-5）
相 手 方	大阪弁護士会 委員会部人権課
目的・内容 ・結果等	シンポジウム「電子メールの公文書性とその管理」 従来、公文書は紙媒体で保管されてきたが、近年は部下→上司への報告がメールでなされるなど、電子媒体が大きな役割を果たしている。公文書性、日々大量のデータがやり取りされる。どのようにメールの公文書性を担保していくのか。 【基調報告】石橋徹也 弁護士 一対一メール訴訟…大阪市は市長と職員、職員と職員など一対一でやり取したメールは非公開としていた。 元橋下市長が日本維新の会の全国遊説で登壇していなかった間の給与を支給していたのはおかしいのではないか→適宜メールで業務についてはやり取りしていた→ではメールを情報公開請求しよう→一対一のメールは非公開とされた。 法律上、条例上は「組織的に用いるもの」が情報公開対象とされる。 組織的とは？…「作成または…（略）」 ①文書の作成又は取得の状況 ②文書の利用の状況 ③文書の保存または廃棄の状況 以上から実質的に判断する 大阪市…一対一でやり取りしたメールは実存するが、法律的には存在しない＝不存在とし た。 一対一でやり取りしていようが一対複数でやりとりしていようが、職務上作成した者であれば公文書になるのではないか？5 名に送るメールもひとりずつおくれれば公文書にはならない？？ 第一番…庁内メール（@以下が大阪市）であるから私信ではない。

メモと一緒に通用しない。送信者がP.Cから消しても受信者側では消えない。
 →取り消し判決
 勝訴判決は出たが、理由が原告の主張とずれていた。
 不存在は違法…公開決定 原告団としては納得いかない勝訴だった
 公開義務付けは棄却
 大阪市 控訴…

 その後…改めて情報公開請求→不存在（保存期間が過ぎて消した）→今後保存期間の議論が必要

 【基調講演】早川和宏教授
 公文書管理法…ルールができたからうまくいってるわけではない。
 公文書等…民主主義の基幹。知る権利。政策決定の経緯。
 行政が適正かつ効率的に運営される
 現在の国民に説明
 将来の国民に説明…個人情報だと坂本龍馬の文書は現在も不開示?!→将来は見れる

 公文書…行政文書、法人文書、特定歴史公文書等

 公文書管理法…地方公共団体の文書は入らない→公文書管理条例の必要性
 適正な公文書の管理なくして、適正な開示・利用なし！

 ★公文書管理方が定める電磁的記録の管理
 法律→政令→ガイドライン（A4判で95頁！）

 公文書管理法…国会であまり審議されなかった

 1 年未満保存文書…ガイドラインで定めている、国民が元々持っている管理から乖離している

 行政文書…法律上、紙・データでわけていない。
 決済・供覧が済んでいることは要件に入っていない。
 どの段階で「作成」にあたるかは決められていない。（職員起草段階、係内検討段階、課内検討段階、部内検討段階、決済段階等のそれぞれの段階で…）

 「行政文書」には電磁的記録はふくまれている
 （行政文書ガイドラインには電子文書、電子メールに係る記述がある）

★行政文書の管理

行政文書管理簿…保存期間 1 年未満の行政文書ファイル等は除く

移管又は廃棄…保存期間満了→廃棄、移管

廃棄時には内閣総理大臣との協議（1 年未満文書は含まれない）

★電磁的記録の管理

森友学園の決裁文書書き換え、P K O 日報廃棄の後に本格的に議論が始まった。

国の電子的文書の保存に関しては今後進んでいく

記録媒体が時代とともに変化

フロッピーディスク→HDD

紙を PDF 化したものは？

個人フォルダに入っているものは行政文書ではない？恣意的運用がされてしまう恐れ

★公文書管理の適正の確保のための取組…平成 30 年 7 月～

これまではいろいろと決まっていなかった行政文書（電子文書）の管理をしていた！

複製や共有の手順の共通ルールがなかった（誰がどこまで保存するのか？など）

今後作成する行政文書は電子的に管理することを基本とする

改ざん記録…改ざん前のものと後のものがなければ比較のしようがない

今年 2 月にマニュアル作成

個人フォルダ…私的メモ？

検討中フォルダ…1 年未満のものが多い？削除の可能性あり

共有フォルダの分別が適正に行われているかどうかのチェックは職員（専門性なし）

今年 3 月 25 日内閣総理大臣決定

長期保存フォーマットに変換…PDF（書き換え困難な形式 PDF/A）エクセルデータなどの数式がわからなくなる

5 月 1 日 行政文書ガイドライン改正版

★他の行政機関に対する連絡、審議会等や…保存することが必要である

私用のメールであっても、業務に関することであれば公文書…アメリカ形式

★地方公共団体の取組

電磁記録の管理については、規則・規定・要綱で定めているものが散見されるが、その特性に応じた管理について定めている条例は見当たらない
知事が自由に変更できる規定で決めている

豊島区公文書管理のあり方検討委員会

課長レベルが文書廃棄の決定→課長以外の人が決めるべき（第三者）

アメリカ…幹部職員のメールはすべて永久保存

おわりに

地方ではまだ電磁的記録についての議論が遅れている

大量の電磁的記録が廃棄されている

古い電磁的記録（ワープロ専用機で作成したものなど）今見ることができるのか？

今年たてた都市計画が実現するのは何十年先→今の記録を未来に残すことが大切
（なんでこんな計画を立てたのか？の疑問にこたえるため）

パネルディスカッション

新聞社…いかにスマホで読んでもらえる記事を作れるかが今の新聞社の課題

毎日新聞 日下部記者 情報公開請求で石原都知事の食事代を公開、四男の
公費海外出張も情報公開請求で知った

共産党都議…メールを情報公開請求（四男問題が明らかに）

毎日新聞 公文書クライシス連載

加計学園問題のときに公文書問題廃棄が明らかに→特に議員とのやりとりは個人メ
モ

自治体は開示傾向、国の中心にいかばいくほど非開示傾向

私用のアカウント…橋下元市長は個人アカウントメールも公開している

最近では公務に私用メール、LINE、メッセージなどが使われている

LINEグループでのやり取り

個人メールアカウントがあったが、決まったPCからしか送ることができないから、ほとんど
使っていない

	LINE…日本、韓国、台湾 What's up…欧米 公文書に当たるのか？→まだ答えはでていない 民間のシステムで公的情報がやりとりされている。今後どう考えていくのか？ メールの公文書性 イギリス…第三者機関の力が強い。命令で法的拘束力がある。 なくした、隠した…のメールが多いが第三者委員会によって公開になる アイルランド 政府 What's up のやり取りが情報公開請求で出てきた（アイルランド政府は公文書とみなした） 日下部さん著書…「武器としての情報公開」 *** 情報公開法 不存在決定…ふたつの意味 ・物理的に存在しないもの ・物理的にはあるが、職員が個人的に作っているメモであり組織として共用していない 法律上、条例上存在しないとして不存在にあることが多い 電子メールが政策決定に大きな影響を及ぼしているのでは？ 石橋：市民側の代理人、自治体の仕事（堺市個人情報保護審議会）、公文書の扱いについてもみている。メール、LINE は意思疎通の重要なツール。真面目にやっている諸君がほとんど。公開の対象になる。公文書となることが嫌だと思っている公務員は少数派なのではないか？「公文書じゃないのだ！」と言い張る人は怪しい。 日下部：メールが重要なのは加工されていない状態で残っていること。プロセスが得られるという点で大事な資料。テクノロジーの進歩…記録しなかったことも記録に残っている、情報がごちゃまぜ。PC、スマホに混在している。手書きによる記録がおろそかになっている。公文書として扱うものについては活用できるが、情報混在という点で難しい時代。 電子メールの管理 早川：情報公開、公文書管理…電子的なもの、当初から念頭においている、もちろんメールも含まれるが、定義の部分で組織的に使われていない、などの逃げ道解釈がまかり通っていることが問題。 公文書管理法は骸骨立法 現状の政府の動き…電子メール含めた電磁記録の公文書性を全職員に研修をす
--	--

	るとは言っているが、持効性があるかどうかは疑問 電子メールは自治体の政策決定に大きく関与をしている 公文書性を認めていくべきである（全員共通認識） ・・・ ・電子メールが公文書でないと考えている人はかなり少数（石橋） ・去年の記事で全国知事にアンケート、高知・鳥取県知事は無条件に行政文書として扱う。山形、愛媛は公文書ではないと明言（日下部）都道府県、政令指定都市対象 ・知識に自治体ごとに差がある。活発に電子メールについて情報公開すべき。電子メールは公文書ではないと言われたら辯うことが大切！（豊永弁護士） 電話と似たようなところがある、憲法上の通信の秘密にあたるのか ・電話の盗聴？公文書…職務上作成しているか。通信の秘密…一個人としてのプライバシーの秘密に関するもの。公務員として作成したものは通信の秘密にはあたらない。 電子メールは公文書 役所で使われているメールがすべて公文書か？ 公文書と認める要件は？ 大阪市に情報公開請求をして不存在。不開示になったものと同様の文言で堺市に情報公開請求→すべて開示された 「市長」と特定した情報公開で開示の判決、それ以外の電子メールが公開されるかは…。 判決文…乏しいわけない、閣議の日程調整など 公務員の電子メールの使い方…課内の飲み会のお知らせをやり取りしている（公文書？）→業務上ではないので公文書には当たらない。 会議日程調整…業務に係ることなので公文書になる （早川）職員が職場の電子メールを使って作成しているメール…職務と関係ないわけではない 役所のサーバーにあるものはすべて公文書 公務員法…職務以外のことはしてはいけない＝業務時間に作成したものはすべて業務上作ったものとなる＝公文書
--	---

課内忘年会メールは公文書にあたる？

→（石橋）メールや LINE についてはすべて公文書であるとする方がいい。その中で非公開にするものは非公開にすればいい。

（日下部）

組織共用性

この規定は必要なのか？

イギリスの例…職務上作成したもの。

組織供用という考えがどこから出てきたのか？

行政文書の定義としてなぜ必要なのか？

→（早川）個人メモとの議論 学校の先生 個人メモ、生徒の素行

職員会議にかければ組織供用、個人的なものは組織供用ではない

→（豊永）供覧・決済が済んでいるものという観点、情報公開条例策定時、純然たるメモを省くため

→（早川）当該機関が保有しているもの

3 つの規定をクリアしているものが公文書、組織が持っている時点で公文書なのでは？

本来であれば公文書であるものを私用化している現状がある

いろんな公的なものが民間システムの上でやり取りされている

民間システムを使用しているも、職務上さくせいされたものであれば、公文書化していくべきである。（日下部）

政策意思決定のプロセスがわかることが法律の柱

私用メールだから…ということで許せるのであれば、政策意思決定のプロセスがないことになる。

情報公開や公文書に精通した政治家を市民が求めていくことも大切である

★★

文書の保存期間

短い、1 年間

国家公務員のやり取りを LINE でやるって…どうなん？という考え方。便利ならなんでもいいのか？自治体で PC の管理を徹底してやっているのに（セキュリティ）LINE でやり取りしていること自体矛盾しているのではないか？

（石橋）

開示請求をしたものに関してはせめて残しておいてほしい（保存期間を過ぎても）
開示請求→決定→ 施行令 9 条 1 項 4 号（1 年保管）

アメリカ…メールは 7 年保存
サーバーからアーカイブに保存するところが増えてきている
民間も一定期間はメール保存しておく
行政だけなんでちがうのか？

財務省…60 日 メール保存

…

【会場からの質疑】

・情報公開の延長線上に住民監査請求がある。→結果の公表義務付け→47 都道府県のうち 16 県で個人情報をネットで公開している（総務省：地方自治法では定められていない）

→情報公開と個人情報の保護は車の両輪。情報公開、情報共有→個人情報が開示されてしまうことは可能性としてはある。バランスとして公表している自治体もある。制度の趣旨からすれば、個人を住所まで含めて公開することはバランスが悪いかもしれない。

内部通報、公益通報制度と似ている点もあるので個人情報保護は重要

・政治家が LINE を使っている、私用メールを使っていることにびっくり。学校では PC を与えられていて、公的なものはそれしか使えない。USB も持ち出せない。Google で情報だけ洩れではないか？

→中央省庁のことで言えば、職場の PC を持ち出せないので外出先から公用メール送れない。公用スマホを与えられても使わない人もいる。

小池知事＝プロセスがわからない、自分の頭の中にある

・公文書に当たるかは本人が判断する、問題。今日の記者会見で公務ではなく頭の中で整理する段階のものだから公表するつもりはない。市民の知る権利はどこへ？本人が判断して市民が知る権利があるのに知れないのはおかしい

・ここでメールのやり取りがあると端緒に分かっている場合はピンポイントで請求
ツイッターをもとに河野外務大臣のメールを特定

膨大になってもいいのであれば森友のように〇〇について、で請求

メッセージでのやりとり…LINE でやり取りをしているところ（自治体）がなかなか見つからないが、必ずあると思う（日下部）

	石橋：おおやけの立場の市長や職員がやり取りしたものについてはすべて組織共用性がある。LINE やメッセージもしかり。おおやけの立場に立った職務でのやりとりは公文書性を認めていくべき 日下部：武器としての情報公開 報道の仕事だけではなく、市民として権力の監視の武器にもなる。情報の公開制度の意味…有権者と政治が情報をシェアすること。フェイクニュースが簡単に回る世の中。その中で何をベースにするのか？行政が持っている情報の信頼性の高さ。正確性を求めるツールとして公文書は大切。 早川：電子メールをはじめとする問題。わたくし、おおやけ。市長や知事は死ぬ。市や県はずっと残る。人の行為は過去→現在→未来の中の一点に過ぎない。過去を積み重ねて時代を作っていくのに、公文書が存在しないということは無責任。未来のために今本気で考えていかないと。未来にバトンを渡せない。 … ★高松市公文書等の管理に関する条例 平成 25 年 第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、地方公営企業の管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。 ■高松市には公文書館があり、全国からも注目される。シンポジウムの中でもあったが、自然人である首長等は変わっていくが、その市町村自体が消えるということはない。過去の電磁記録、現在の電磁記録を未来に引き継ぐことのできるのは、「今」を生きる、今をつくる、わたしたちでしかない。そのことをしっかり頭にいれて、行政に働きかけていきたい。また、民間のシステムを使って公的な記録がやり取りされていることについては今後もその幅が広がっていくことは容易に想像できるので、取り扱いについて注視していかなければならない。
備 考	参加費：無料 交通費：13,410 円



未来を創る 学びの秋

第31回 地方×国 政策研究会

2019年10月28日(月)

10時～16時00分 (受付 9時30分開始)

場所：参議院議員会館 B104

東京・地下鉄永田町・国会議事堂前駅 徒歩5分
9時30分～10時と12時30分～13時30分に会館
入り口にてスタッフが通行証を配布します。

他の時間帯は 090-4030-1219 井奥まで
お問い合わせください。

*事前予約のお申し込みは裏面をご参照ください

このところの異常気象は毎年各地で被害をもたらしています。この夏の北部九州での豪雨災害、また台風15号の猛烈な風による千葉県を中心とする地域での被害などは記憶に新しいところです。被害にあわれた地域の皆さまには心からお見舞いを申し上げます。今回の政策研究会では、地球環境の持続性を高めるために設定されたSDGs、公務員の働き方を変える会計年度任用職員を取り上げました。

●**テーマ1 地方自治体とSDGs** 講師：①内閣府職員 ② 川久保俊さん/法政大学デザイン工学部建築学科准教授
持続可能な開発目標（SDGs）は2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」というビジョンを掲げています。地方自治体の政策、特に総合計画に取り入れる団体が増えてきました。研究会ではSDGsの中身と具体的な自治体政策への取り入れ方について学びます。

●**テーマ2 会計年度任用職員制度**

講師：①総務省職員 ② 上林陽治さん/官製ワーキングプア研究会理事・地方自治総合研究所研究員

「非正規」公務員が増加する中、地方公務員法改正により2020年4月より新制度が発足します。臨時職員や非常勤職員の要件が厳しくなり、多くは会計年度任用職員に置き換わります。待遇改善につながるのか、既存の任期付採用職員とのすみ分け、パートタイムとフルタイムの違いなど多くの論点が残っています。各自治体の制度設計も問われてくる新たな公務員制度について学習します。

テーマ1 地方自治体とSDGs *10時スタート 開会挨拶(10分)

10:10～10:30 内閣府 職員

10:30～10:50 質疑応答 <10分休憩

11:00～11:45 川久保俊さん 法政大学准教授

11:45～12:15 質疑応答

*12:15～13:15 ランチタイム昼食休憩 同じ建物に食堂・コンビニあり

テーマ2 会計年度任用職員制度をどう考えるか？

13:15～13:45 総務省 職員

13:45～14:15 質疑応答 <10分休憩

14:25～15:10 上林陽治さん 官製ワーキングプア研究会理事・地方自治総合研究所研究員

15:10～15:40 質疑応答

15:40～16:00 振り返り・閉会の挨拶

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2019 年 10 月 28 日 (月)
場 所	参議院議員会館 8104
相 手 方	自治体議員政策情報センター 虹とみどり
目的・内容 ・ 結果等	今回のテーマは 【地方自治体と SDGs】 【会計年度任用職員制度をどう考えるか】 まず、国の担当者が政策の説明をして、そのあと専門の教授や研究者が別の角度から政策について解説してくれる。 【地方自治体と SDGs】 SDGs …… 持続可能な開発目標 言葉はずいぶん浸透してきたが、一体何のことなのか、何をすればいいのか？ よくわかっていないという人、また自治体もまだまだいる／あるのが事実。 そもそも、日本語に訳された SDGs の 17 のグローバル目標と 169 のターゲットはあるが、このままでは日本や各地方自治体では使えなかったり馴染まないものもある。 まずは 10 年 20 年先、どのようなまちづくりを目指すのか。 そこを明確にして、まちづくりの中に SDGs を落としこんでいく。その時に、自治体にあった言葉に変換することが大切。 縦割りの目標ではなく、横串を刺す目標。どこかに力を入れすぎて他方が悪くなるのでは意味がない。 そして、ローカル SDGs プラットフォームという Web サイトが構築されていて、ここを見ると自分の自治体が SDGs にどのように取り組んでいるかが一目でわかる。(日々ブラッシュアップされている) 国は、各国首脳レベルの SDGs 会合などに合わせてキャンペーンを打ち出したりしているが、パフォーマンスではなく、あくまでもわたしたちが未来をどうしたいかが大切問われる。この観点は、予算要望にも使えると思った。

	・ 【会計年度任用職員制度をどう考えるか】 会計年度任用職員制度は4月から始まる。 今日の参加は全国の地方議員40人くらいだったが、まだ条例制定していないのは、高松、徳岡、箕面だけだった。 10月1日毎日新聞の記事によれば、高松市では今年初めに月給を下げる案が出た後、非正規の保育士52人が退職、とある。 保育士さんが多く辞めたというのは聞いていたが、まさかこんな事実があったとは知らず、驚いた。それに、つい先日福祉局の決算審査があったが、そこでも何も触れられなかった。 記事になったということは少なからず事実にもとづいていることだと思うので、行政側も議会に伝えることを怠ってはいけないと感じた。 12月議会では条例改正が出てくるが、わたし自身まだ細かいところをどう考えればいいのか迷っている部分もあり、議会までにしっかり勉強したいと思う。特に、今日講師をしていただいた上林さんの論文を参考にしたい。参加者にも賛成／反対が入り難じっていた。 ■ 12月定例会では、本会議質疑において条例改正を取り上げた。 激変緩和策として、月額給与が下がる会計年度任用職員については、これまで通りの額を12月の期末手当支給時まで引き続き支払うという案には納得し、賛成をした。しかし、緩和策が終わったあと、年額では期末手当支給により受け取る額は増えるものの、生活給としての月額が下がる人が多く、この辺の動きをしっかり追っていかなければならないと思う。
備 考	参加費：2,000 円 交通費：32,480 円

福祉オンブズ香川 秋の学習会

みんなで生き残るために

～災害時における障害のある人たちの避難について～

現在、障害者が一番不安に思っていることは大規模な災害が起きた時にどうやって避難するかということです。視覚・身体・精神・知的・聴覚障害など障害の種類によっても不安の内容は違います。

そこで、被災地障害者センターくまもとの事務局長でもある熊本学園大学社会福祉学部教授の東俊裕氏を講師に迎えて、熊本地震地の各被災地での障害者の状況をお聞きして、香川でも危きのこる道をまぐりたいと思います。

◆日時 2019 年 11 月 3 日(日曜)13:30～16:00

◆場所 かがわ総合リハビリテーション 福祉センター 2F 研修室
高松市田村町 1114 番地 (TEL 087-867-7686)

★第 1 部 講 演(13:30～15:00)

・演題 「みんなで生きのこるために」

～災害時における障害のある人たちの避難について～

ひがし としひろ

・講師 東 俊裕 教授 (熊本学園大学社会福祉学部)

★第 2 部 障害別当事者の現状報告(15:15～15:45)

質 疑 応 答(15:45～16:00)

◆主 催 福祉オンブズ香川

◆資料代 500 円

スケジュール

受 付 12:00～

第 1 部 13:30～15:00

休 憩 15:00～15:15

第 2 部 15:15～15:45

質疑応答 15:45～16:00

パソコンによる要約筆記・手話通訳等あります

講師



ひがし としひろ 氏
東 俊裕 氏

熊本学園大学社会福祉学部 教授

プロフィール

1953年1月1日 熊本県生まれ。生後1歳半で小児マヒ。

2003年から2006年まで国連の障害者権利条約特別委員会の政府代表団顧問。

2009年12月からは障害者権利条約批准に向けた障がい者の制度改革にかかわり、条約批准を機に2014年3月、内閣府障害者制度改革担当室長を辞め、現在は弁護士および熊本学園大学教授に復帰。

2016年 熊本地震発生により「被災地障害者センターくまもと」事務局長に就任。

主な著書は「障害者の権利条約と日本概要と展望」共著、生活書院、2008年

連絡先

福祉オンブズ香川(担当 横山)

〒761-8056

高松市上天神町707番地

TEL & F 087-866-0631

E-mail sugestsky@gos.enjoy.ne.jp

<http://www.fukusiombudskagawa.net/>

【交通】

◆コトデン高松駅・瓦町駅からバス

- ・ 日生(につせい)ニュータウン行き
 - ・ 香川中央高校行き
- 養護学校前バス停下車 約300m

◆高松自動車道

- ・ 東方面(徳島県方面)よりお越しの方
高松中央インターから約15分
- ・ 西方面(愛媛県方面)よりお越しの方
高松西インターから約10分

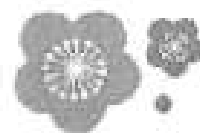


政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2019 年 11 月 3 日 (日)
場 所	香川総合リハビリテーションセンター (高松市田村町 1114)
相 手 方	福祉オンブズ香川
目的・内容 ・結果等	「みんなで生き残るために」 ～災害時における障害のある人の避難について～ 熊本地震を経験した、熊本学園大学・東俊裕さんの講演。 障害者、と言っても、生活パターンはさまざま。大きくは 4 類型の生活パターンに分けることができる。 ①入所・入院している障害者…24 時間支援が続くが職員が不足する恐れ ②通所・通院している障害者…いつ災害が起きるかで対応が変わる ③在宅で介護サービスを受けている障害者…夜に災害が起きたらヘルパーさんが入れない恐れ ④福祉サービスを受けない在宅障害者…一番数が多い。サービスを受けていないから軽度とは限らない。身体障害者だけでなく、精神障害者、知的障害者もいる。誰がどのように支援するのか。 災害時、それぞれの生活パターンで福祉という社会資源がどれだけ支援の役に立つのか。また、在宅の障害者に残された手段は何があるのか。熊本地震では、支援しようとしてもできない。誰がどこでどのように困っているかが把握できないということがあった。いくら身近な場所に避難所があっても、そこまで行けない人はどうするのか。 西日本豪雨で大きな被害を受けた倉敷市真備町。真備町では個別計画は未作成。亡くなった方は 51 名、うち 42 名が避難行動要支援者名簿に登録されていた。 災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の策定が義務付けられた。しかし法律に細かい規定はなく、ガイドラインを作るように各市町村に丸投げしている状況。 要支援者を手助けするのは主に地域住民（民生委員など）とされているが、民生委員のキャパをはるかに超える要支援者数になっている。事前公開同意者だけでも、民生員ひとりが担当する要支援者は 13.66 人。全登録者になると、ひとり 33.82

	人の要支援者を担当することになる。もちろん、民生委員がすべてを請け負うわけではないが、地域への丸投げ（自助、共助の強化）ではなく、行政が責任をもつことが必要なのではないだろうか。 例えば、地域防災協議会というものを設置し、障害当事者が行政と連携して地域のステークホルダーを結集していく、個別策定の策定を進めていく、避難誘導や安否確認マニュアルの作成、避難所運営への参加協力など。地域の人にも見えていない障害者も当然存在する。 さらに、福祉避難所の問題もある。熊本地震では福祉避難所はほとんど機能しなかった。仮設住宅も、車いすでは生活できない設計になっていた。 このようなことから、災害時に必要とされる合理的配慮（個別的な対応）のガイドラインの整備、避難所運営への障害当事者の参画の仕組みを確立していく必要がある。 熊本地震において、避難できなかった障害者はどこで生活したか？ 崩れかけた自宅やアパートに取り残された。車中泊。誰もいない危険な公民館。「いのちを守る」行政の役割は果たせたのか？民間ボランティアも多く入ったが、障害者支援には及ばなかった。 在宅障害者への災害支援体制の整備が必要。 ・行政による安否・災害支援ニーズ等の早期確認体制の整備 ・既存の福祉サービスでは対応できないニーズへの対応 ■この学習会で得たことをもとに、2019年12月定例会で支援を必要とする人の避難について取り上げた。高松市の個別計画策定率は18%と非常に低い状況。地域に丸投げをするのではなく、しっかりと行政主導で「公助」をおこなっていく必要性を感じた。また、避難できない障害者についても、見通しが甘すぎる。 福祉避難所については、3年前に一般質問で取り上げたホテルや旅館との提携が実現したことは大きな成果。 今後も、迫りくる南海トラフ大地震に備えて、誰も取り残さない避難を実現するべく、議会の中でもしっかりと議論を行っていきたい。
備 考	資料代：500 円



さあ新年度の予算 審議に備えましょう！

第32回 地方×国 政策研究会

2020年 2月6日(木)

10時～16時30分 (受付 9時30分開始)

場所：衆議院第2議員会館 第1会議室
東京・地下鉄永田町・国会議事堂前駅 徒歩5分
9時30分～10時と12時30分～13時30分に会館
入り口にてスタッフが通行証を配布します。

他の時間帯は **090-4030-1219** 井奥まで
お問い合わせください。

*事前予約のお申し込みは裏面をご参照ください。

いよいよ一年で一番ボリュームの大きい新年度の当初予算審議が始まります。議会審議のポイントは「下調べ」です。「調査なくして質問なし」をモットーにさまざまな情報を収集しておきましょう。その上で新年度当初予算書にのぞめば暗号のような予算書を「読み解くポイント」が見えてきます。

国のさまざまな情報を得る大きな機会です。みなさんのご参加をお待ちしています。

◎テーマ1 2020年度 地方財政対策(計画) 2019年度国の補正予算 講師：総務省職員、財務省職員

全国的な傾向を示す統計的要素と国の政策が混在する地方財政対策(計画)は自治体の当初予算にも影響を与えます。消費税増税を受けた2020年度は目玉政策が例年以上に盛り込まれています。

◎テーマ2 待ったなし！自治体から取り組む気候危機対策 講師：環境省職員

将来世代への責任として私たちが自治体へ提案できる気候危機対策を考えます。

◎テーマ3 認知症対策法・大綱で共に生きる地域をつくるために

講師 木之下徹さん(医師・のぞみメモリークリニック院長)、厚生労働省職員

各国で進む認知症戦略を受けて2019年6月に推進大綱が決定されました。当事者や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」をはかる内容です。厚生労働省職員に概要を説明いただきます。そして現場で認知症の人と向き合いながら活動してきた木之下医師より大綱の活用や法制定の重要性などお話しいただきます。

テーマ1 2020年度 地方財政対策(計画)/2019年度国の補正予算

*10時スタート 開会挨拶、地方財政対策(計画)説明(10分)

10:10～10:50 総務省職員、財務省職員

10:50～11:15 質疑応答 <10分休憩 職員との名刺交換など>

テーマ2 待ったなし！自治体から取り組む気候危機対策

11:25～12:00 地球温暖化対策の「地方公共団体実行計画」策定支援

12:00～12:30 質疑応答 <昼休憩へ 職員との名刺交換など> *12:30～13:30 ランチタイム昼食休憩

テーマ3 認知症対策法・大綱で共に生きる地域をつくるために

13:30～14:00 「認知症施策推進大綱」 厚生労働省職員 <10分休憩 職員との名刺交換など>

14:15～15:15 同題による講演 講師 木之下徹さん(医師)

15:15～15:45 質疑応答 <15分休憩 講師との名刺交換など>

16:00～16:30 「産後ケアセンター」(阿部知子議員) まとめ、閉会の挨拶

*時間等、順序などについては変更の可能性があります。

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2020 年 2 月 6 日（木）
場 所	衆議院第二議員会館
相 手 方	自治体情報政策センター 虹とみどり
目的・内容 ・結果等	センター長の さんより挨拶。 京都では、観光立国の破壊が起きている。外資、大手資本の参入によって地場産業が継続困難になっており、危機感を持っている。地域に何が本当に大切なのか。経済最優先から生活を優先できる政策、予算付けではないのか。自治体議員としてしっかりと予算議会に取り組んでほしい。 テーマ1 地方財政対策（計画） 来年度予算に関しては、国の視点、県の視点、市の視点がある。国が一番情報公開されている。総務省の報道資料で検索すると、地方財政計画のポイントや、その他重要な統計資料が公開されているので、日々チェックする必要がある。 統計をもとに、全国どここの自治体でも同じサービスが受けられる制度＝地方財政計画 ※「令和 2 年度予算平成上の留意事項」1 月 24 日総務省 HP で発表済み ＝＝ ◆総務省より説明 自治財政調整課 今週国会で地方財政計画閣議決定 ・一般財源総額 ・交付税額増 地方消費税が平年度化 子ども子育て交付金（地方特例交付金）マイナス 令和 2 年度地方財政計画の主なポイントは以下。 ■臨時財政対策債の縮減 ■地域社会再生事業費の創設 防災・減災対策…河川の底の泥を取り除く事業 4200 億円を地方財政計画に計上 ■まち・ひと・しごと創生事業費の確保

■ 社会保障の充実及び人づくり革命等
 保育無償化、高等学校無償化による伸び
 ■ 緊急浚渫推進事業費の創設
 近年の災害の状況を鑑みて創設
 地財法改正 5 年間 充当率 100% 令和 2 年度 900 億円
 ■ 森林環境譲与税
 見直し R6 年度から 600 億円確保
 地方公共団体金融機構 森林整備の促進
 ■ 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化
 交付税措置（都道府県）→市でも対象になる
 県の市町村課の職員（正規）を増員するイメージ
 ■ 会計年度任用職員制度も施行への対応
 一般行政経費
 ■ 次世代型行政サービスの推進
 ■ 地域医療の確保
 不採算地区の中核的な公立病院に対する特別交付税措置の創設
 ■ 公営職技納付金制度の延長
 5 年間延長→地財法改正
 ■ 財源不測の補填
 ■ 緊急防災・減災事業費の対象事業
 消防署の移転 道路防災も対象に広げる→拡充
 ■ ICT インフラ整備の推進
 ソフト、ハード両面。光ファイバーの整備
 過疎債→100、70 の有利な事業債
 ■ 条件不利地域における先端的な情報通信技術の導入の推進
 1200 の公共団体が対象
 自治体行政のスマート化の実現のための取組の推進
 RPA の導入

主に地方に使われるお金。3 月定例会では高松市の来年度予算にどのように反映されているか／いないかをしっかりチェックする必要がある。

◆ 財務省より説明

12 月 5 日間議決定 安心と成長の未来を拓く総合経済対策
 東京オリ・パラ後の経済動向が不透明 1 兆 771 億円

1 災害からの復旧・復興と安全・安心の確保 2 兆 3,086 億円
 台風 19 号、21 号

Ⅱ 経済の下振れリスクを乗り越えようとする苦への重点支援 9,173 億円

Ⅲ 未来への投資と東京… 1兆771 億円

・GIGA スクール構想

・キャッシュレスポイント還元事業 1497 億円…〇〇ペイなど還元分、消費増税による景気後退に歯止めかける

★地方交付税交付金

使用用途が決まっている。マイナス部分は国債発行で対応。

【質疑応答】

・一般行政経費 フルタイムの会計年度任用職員も可なのか？…交付された計算式を計算して、実際の予算と比較する。各自治体で調査。

・GIGA スクール構想…おそらく補正予算についてもすぐ繰越

3 月の補正予算は要チェック

→令和元年度補正、2 年度当初、2 年度補正どこで計上しても可

・森林環境譲与税…2019 年度の使い道、2020 年度の使い道…基金に積んで使っていない？うまく活用できていない自治体が多い。→周知に努める

★森林環境譲与税については、わたしも 12 月定例会の経済環境常任委員会の所管に係る質問で取り上げた。苦井は「適切な森林管理」「県と連携」にとどまっており、もっと実効性のある税の使い方を議員としても研究していく必要があると感じた。全国の先進事例や先行事例を調べるとともに、しっかりと提言していきたい。

テーマ 2 待ったなし！自治体から取り組む機構危機対策

◆環境省より説明

毎年のおこる大型気象災害

→気候変動の影響、被害の甚大化、海外世界各国でも起こっている

地域の暮らしや産業に影響を及ぼしている

タボス会議…異常気象が経済リスク高い

SDGs 採択 バラダイムシフトの必要性

パリ協定の採択 2℃目標

↓

今世紀後半には温暖化ガスの排出をゼロに…炭素との決別

・2050 年までにカーボンニュートラルレジエントで快適な地域と暮らしを実現、地域循環共生圏の創造を目指す。

・グリーンファイナンスの推進

ESG 金融（環境、社会、企業統治）を考慮しておこなう投資
・2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体…55

地方自治体では、環境が重要なのは理解してもらっているが、政策や施策としての優先順位が上がってこない。経済、社会がどうしても上位になっている。

→環境省のジレンマ？

第 5 次環境基本計画 SDGs の考えを網羅
地域循環共生圏

自治体新電力（米子市の事例）
自治体出資のある地域新電力…全国で約 50

千葉県睦沢町 天然ガスがある。台風時にも温水、電気が生きていた
防災的な観点から温暖化対策をおこなっていく

■地球温暖化対策の推進に関する法律の概要

地方公共団体実行計画 事務事業編、区域施策編

温暖化対策に取り組むことで、地域にどのようなメリットがあるのかを明確にしていくことが大切。行政以外にも広げていく。

地域電力、公共移設の省エネ・再エネ＝地域のエネルギー地産地消。

【質疑応答】

・地方公共団体実行計画 CO2 削減目標値達成できない→再生可能エネルギーに庁舎全体を切り替えるだけで 1 年で達成できる→費用がかかる、日本の再エネ普及が進んでいない→送電線の独占状態を切り替えていく→再エネを強く推進していくことを経産省と連携して打ち出すべきではないのか ⇒ 環境省直接所管ではない、難しい部分もあるが、環境省と経産省と連携チームを立ち上げている（昨年）再エネの主力電源化に向けての話し合い、分散型エネルギープラットフォームの開催（東京）

・公共事業などで CO2 が多く出る。環境省と国交省と整合性が取れないのでは？
⇒事業活動によって出る排出量。計画の中には入れてほしい。工事の運搬車が出す CO2 量など

・成田市の計画から、成田空港が外されている。市で議論できない。（県の管轄になる）1,000ha の空港拡張、国交省とのやり取りはあったのか。環境省の計画は？
成田空港の環境アセスメントの中に温暖化の視点を入れるべきだったのではないのか。
⇒区域全体の排出について計画を立ててほしい。

国交省との調整は承知していない。いかに CO2 を出さない事業にしていけるかの話し合いが必要だった。

	・太陽光パネルによる環境破壊 顔が見えないと地産地消にならないのでは？ 質面は条例を作った（環境破壊させない） ・計画の実施状況の公表は義務になっている。 庁内でのしっかりした動きになるように、環境部局だけではなく全庁的にメリットを説明してほしい テーマ3 認知症とともによりよく生きる ◆認知症施策推進大綱について、厚生労働省より説明 今後も高齢者の増加見込まれる→認知症も増加 自分事ととらえて認知症施策を実行してほしいと自治体にはお願いしている 大綱→新オレンジプラン+新規事業、施策 今後、予防と共生の二本柱 官民協議会（2019、4 設立式） 「共生」→認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また認知症があってもなくても同じ社会で共に生きるという意味 「予防」→「認知症にならない」という意味ではなく、「認知真正成为のを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味 ・普及啓発・本人発信支援→支援ニーズとのマッチング ・金融、小売業などで 400 万人のサポーター養成を目標にしている ・本人の意思決定ガイドライン DVD 厚労省 HP から見れる ・「通いの場づくり」 ・医療系職種と介護系職種の連携 ★認知症初期集中支援チーム ★認知症カフェ 「もしも」厚労省 HP から DL 可能 ★認知症バリアフリー官民連携 ★若年性認知症支援コーディネーター サポーター活動→予算の変更 若年性認知症→経済、子ども、親の介護 負担大 各県にコーディネーターを配置 ■来年度予算案 ・認知症に係る地域支援事業の充実
--	---

- ・認知症施策推進大綱の取り組みの推進
- ・認知症疾患医療センターの機能強化・整備促進
- ・認知症ケアに関わる人材等の育成
- ・認知症理解のための普及啓発等
- ・成年後見制度の利用促進
- ・認知症研究の推進
- ・その他（認知症サポーターの養成など）

計約 125 億円

【質疑応答】

住み慣れた地域で自分らしく生きていくために…を実現するためには家族のあり方、会社を辞めて地元に移住、会社としての損失も大きい。

⇒職業安定局の担当、仕事と介護の両立、労働部局で研究

⇒若年性認知症の就労継続については支援している

⇒企業とどのように連携していくのか？大綱は良いものに見えるが…細かいところは×

住民主体の通いの場

通所型サービス B との違い？

⇒総合事業。通いの場は一般介護予防事業。別のもの。

⇒一般介護予防事業の通いの場を広げていく感じ

厚労省からの認知症施策推進大綱の説明のあとは、東京都三鷹市で認知症を専門に診ている医師、木之下徹さんから、大綱に対して批判的な立場での講義があった。厚労省の説明の矛盾点を突いた、非常に大切な視点からの話だった。

「認知症とともによりよく生きる」

ワンストップで認知症が診れるクリニック

大綱の中にある「共生」「予防」…予防は 100%がセネタである！

国の施策のあり方に疑問視

H24 今後の認知症施策の方向性

H24 オレンジプラン

H27 新オレンジプラン

これらには、認知症本人の視点が欠けていた、家族の視点だった
困った家族の視点でしか施策を描いていなかった

認知症の人の視点に立って

共生：大賛成、予防：大反対

	WHO でもリスク軽減としか言及していない リスクを減らすと罹患率が下がったという証明はほぼ皆無、研究もない ブリティッシュメディカルジャーナル：運動をしても認知症にならないとは限らない 変性疾患…神経が壊れていく 大綱「予防」…認知症にならないという意味ではない、とわざわざ注意書きがある 「認知症になるのをおくらせる」…薬を使うしかない、しかも定期的経過観察が必須 大綱「認知症予防に資する可能性が示唆されている」⇒認知症予防法がないと同義 ⇒認知症のリアリティがない大綱になっている 予防のエビデンスが確立されていない中での市場化の動きに倫理的な問題はないのか？国も「予防」に軸をおいている、予算もつく アメリカでは脳トレが認知症に効くと言って儲かった事業者がいる。 MCI…軽度認知障害 大綱…身体拘束を認めている…人としての権利が奪われているのではないか？ 大綱には「合理的配慮」という用語が入っていない。 H23 障害者基本法改定 国連・障害者基本条約 医療の役割とは…？ 認知症当事者も含む多職種が語り合う 認知症をもつ人が生活の主体者として全うできるように。 【質疑応答】 ・認知症が問題なのではなく、認知症の周りの人の環境が問題。大綱の 5 つの柱をもとに行政が動いている。5 つの柱の中で議員として考えていかなければならないことは？ ⇒認知症は避けられない。 ・「予防」という言葉 大綱「～可能性が示唆されている」= 予防ではない！ これからエビデンスを収集する、悠長すぎる。 ・薬の調査研究ができていない 薬の情報提供、調査研究をすべき
--	--

・MCI の検査 1,000 万人いて 100 万人くらいしか検査していない
軽度認知障害。＝ 認知症ではない
点数で決める アメリカの DSM-5 という基準
類型診断 成績のみ

・認知症の人、小さな子供とのふれあいや歌ったりすると楽しそうにしている
⇒予防ではない。

・異常な状況における異常な行動は正常である

・薬や身体拘束で解決したつもりになっている⇒何も解決していない

・発達障害の子どもたちも薬を処方されている

認知症とのかかわりは？

⇒薬による認知機能の低下もある。

・「認知症の人の意思を尊重する」大綱の言葉この部分だけを信じている

・認知症になってもいいと思える社会づくり 認知症予防とは合理性ない

・認知症大綱の目玉＝新オレンジプラン（各省の共同プラン、前は厚労省のみ）、
認知症本人の視点が入った

■木之下医師は、国がこれまで認知症になった本人の意思や視点をいれずに、認知症の人を介護する家族を支えるための施策に予算が使われてきたことを終始批判していた。誰もが認知症になる可能性を持っている。それは、自分かもしれないし、厚労省の職員かもしれないし、大臣かもしれない。認知症になっても、自分が自分であり続けることができる社会を作ることこそ予算を使うべきである。「認知症予防」のために脳トレをしても、サプリを飲んでも、そこには意味はなく、ただの家族からの押し付けであったり、メディアからの間違った情報だったりする。自分が楽しいと思ったことをしながら生きていくのが一番いい。本人、家族、介護、行政。その他立場を超えて集い、一緒に生きていく。認知症を持つ人が生活の主体者として人生を全うできるように力を尽くしていきたい。

＊ ＊ ＊ ＊

テーマ４ 産後ケア事業

立憲民主党・阿部知子さんより

産後ケア…訪問、乳房マッサージ、メンタルケアなど
ショートステイ…世田谷区が最初におこなっている

施設を作るにはお金がかかる。出産を取り扱うのをやめた病院を借りる？各地で閉鎖している参加病棟の使用も可能。新しく施設を作る場合は半額交付金が出る。

産後ケアセンター設置法…生育基本法（理念法）、母子保健法の改正

浜松…デイサービス型に熱心
ショートステイ型を増やしたい

妊娠～産後 1 年の女性の死亡原因 1 位は自殺
虐待死亡事案一番多いのは 1 歳以下

富山、山梨 ぜひ産後ケアの視察に。

子ども子育て支援事業、支援計画 5 年目の見直し
産後ケアセンターという言葉をもっと明記するように働きかけるべき

高部出産の増加、実家から遠い、W ケア…
産後ケアはこれからますます必要になってくる。地方でもしっかり議論してほしい。

【質疑応答】

山梨健康科学大学

産後うつ 誰でもなる

相談機能…山梨県 24 時間相談助産師（県独自の事業）

子ども子育て予算の中でやることは可能

街にある助産院を中心とした小さな単位でのケアが大切なのでは？

「センター」という言葉になると大規模なイメージ

⇒富山 6 ベッド

助産師さんの力が必要 ガイドラインで必置にしている

母子手帳にも産後ケアのことを明記している

産後ケアに特化した施設が望ましい…病院は緊急出産がはいるのでゆづりできない

自治体が窓口になることが必要

日本の子育てが何故ここまで追い詰められているのか？

母親にとっての受け皿を増やすことが必要。

	◆産後ケア事業に関して、高松市では、宿泊型 原則7日間まで（通所5日）自己負担 宿泊型 1万円、通所型 5500円で利用できる。利用可能な施設は2施設。 2月7日に保健センターに問い合わせ 産後ケア事業の利用実績 H28 度 宿泊 32 通所 5 H29 度 宿泊 26 通所 10 H30 度 宿泊 49 通所 24 H31 度 宿泊 42 通所 18（1月末現在） HPでの周知のほか、分娩を取り扱う医療機関へのパンフレット配置、母子手帳交付時の説明等で妊産婦さんにお知らせをしているとのこと。 2 施設での実施であるが、今のところ利用者が多くて困っているということもなく順調にいらっているそう。妊産婦の死因の1位が自殺ということで、産後ケアの大切さを改めて感じた。また、この事業を有効的に利用できるよう取り組んでいきたい。 最後に、阿部知子議員より、保育無料化にならなかった施設について、議論を作るので自治体の情報を寄せてほしいとのことだった。12月定例会で同じ会派の植田議員が取り上げた「森のようちえん」はまさしくそれに相当する施設であり、こちらについても積極的にかかわっていきたいと思う。
備 考	参加費：2,000円 交通費：27,480円

● みんなとあゆみのおしゃべり会
5月12日(日) 14:00～16:00 会場: 太田あゆみ政策事務所
● 高松市議会、6月定例会
6月下旬～予定(改選後のため通年より遅いです)
◎ 詳細は後日お知らせします

ジェネレーションギャップ② 作・絵：太田あゆみ

[illegible]

1月	2月	3月
賃料収入 608,000円	賃料収入 608,000円	賃料収入 608,000円
源泉所得税 41,280円	源泉所得税 41,280円	源泉所得税 41,280円
都市税等 30,000円	都市税等 30,000円	都市税等 30,000円
固定資産 16,200円	固定資産 16,200円	固定資産 16,200円
固定資産減価 94,200円	固定資産減価 94,118円	固定資産減価 94,118円
減価償却費 92,446円	減価償却費 91,151円	減価償却費 108,720円
みなし売上高のみなし損引 17,640円	みなし売上高のみなし損引 30,000円	みなし売上高のみなし損引 30,000円
みなし売上高のみなし損引 30,000円	みなし売上高のみなし損引 30,000円	みなし売上高のみなし損引 30,000円
土地改良費、その他修繕費 188,334円	土地改良費、その他修繕費 184,118円	土地改良費、その他修繕費 288,000円

● 長谷川裕見『建築の風景を読む』(石橋書店、3,000円)は、現代建築の美意識について、

大田あゆみ（昭和生協愛媛県十部町）
1980年生まれ。38歳。
高松市立松崎小学校、光澤中学校、
大正高等学校高校、大田大学卒業。
2014年、高松市環境資源課長補佐に就任。

 www.vyutara.com/
 @vyutara_slap
 [YouTube: vyutara.kyrrt](https://www.youtube.com/channel/UCvutara)
 www.facebook.com/vyutara.post

高田が中

1. 期間の任意延長は「おのずからおのずから」
 進行と見做された。
 毎日おのずから手に取って読んでいたが、
 初めて夜が明かすまでに寝たと言ってくる
 にはなった。用事で駅を通りかかると
 出たばかりの車が多かった。
 終には、この車に会社名が記された。
 車名も記されたことがあった。
 これからはしっかりと運転手さん
 を乗せていこう。

[illegible]

大田あゆみ 国会、市政秘書二兼一にター

あゆみのあゆみ

電話・傳真：太田洋典 第2
〒766-0066 高松市松尾町丁4-12
☎ 087-822-7221 ☎ 086-838-4637 📠 nry_sayama@docuoffice.jp

2002-03-06 09:00 PM

● 日本に於ける「新」の語



だれも取り残されない社会を。

市議会では、今任期満期の一般質問（質疑）に立ちました。
市民の方からのご相談や、ずいぶん経つと報告会まで声がかちあがって来ましたが、いつもお話しするのは、「市民が取り残されない社会をつくりたい」という思い。次の一歩へ向けて、わたしらしい報告内容になつてと思います。

「青書」
知っていますか？



「毒りの表」と書いて「毒害（にどがい）」という訓讀があることまで存心ですか？

この数年の間に、選り分けのための芳書選教育が爆発的に流行しました。その一方で、成分に含まれる毒物によって、誤選やその他の痛みを招く「化学物質過敏症」に悩まされる人も増えていきます。

日本消費者連盟が2017年に実施した「調査110番」には213件の相談が寄せられ、多くは近隣の廃棄物や果敢削りに悩んでいるという。

長野県は長野市では、教育委員会から市内の児童生活の保護者に呼びかけて、「食料についてのお断り」として文書を配布。さらに、埼玉県、和歌山市、高田林市などは、自治体が「食料自給率お断り」のポスターを作成して来庁者に呼びかけしています。もちろん、差別や差別を解消するは個人の自由です。

しかし、「香典」に添えられている人がいるということも、知って
置かなければです。

[illegible]

高松市においても、本人や保護者から相談があった事例がある。相談に対しては、文書の写本を交付する

調査、化学物質過敏症は当事者以外に理解されにくい。配慮について注意)。 体験を語り合いたい。

多文化共生のまちづくりに関して、日本語指導が必要な子どもたちのサポート、内容隔壁を越え外国人等者への対応について、身体障害者自動車通送助は事業に関して、手帳が大幅に削減され必要な行政サービスを望む方々の方々に、
 国の国策を要にしている。

ペットボトル ⇒ マイボトルへ



高松市は市民や専門家から意見を聞く場として、さまざまな協議会や協議会などを作っています。わたしは、できる限りそうした会議に参加するようにしています。

そこでいつも気になるのが、愛猫に提供されているお茶などのペット用飲料料です。

プラスシナジごみの削減は以前にも議会で取り上げられたことがあります。すなわち、市役所の中から削減をこなっていくよう、各議会等でのペーパーレス化の推進は中止し、マイボトル持参を呼びかけるよう提案した。

1000

市内の各主要施設においては、ペットボトル飲料ストロー付包装バリエーションなどによる飲用の便利化推進とより簡便な、燃

個人情報、守って日

現在松山市では、ご機嫌調査事業の事業に協力するため、対象者の氏名、住所、生年月日、性別の情報を抽出し大塚路に入居調整関係者に提供しています。過去3年間では毎年、約6,000人を超える市民の情報を関係調整関係者が閲覧しました。住民基本台帳の作成は、市町村長の職務であり、適正に管理する重大な責任がありますが、随行の調整対応を図る積極的な役割の個人情報を提供することにはあつてはならないと考えています。

件既原本為輔佐官職務，應予以酌量予以認定。

[illegible]■ご登録・ご感想はこちらから→ imm.asymta@outlook.jp

とりては多くの市民のみなさまに議会や市政の情報を届けていくために、様々なウェブサイトや紙面のせていただいております。また、各駅に駅長や駅員さんでいらっしゃいますので、各駅にデモカーにも乗っていただければと思います。ぜひ来てほしい。

高松市の2019年度予算が可決・成立しました

自然豊かな屋間はありのままだが一部！

山上無点検設備、駐車場整備、諸客促進事業など、4課1室にわたって、多額の整備活性化推進事業費（約11億円）が計上されています。
また、水泳場やロープウェイの整備についても議会審判のながで続けられていて、屋島一帯集約の財政投資は今後もまだまだ続くことが予想されます。

そもそも、屋島は標高約300mの南北に長い奇岩奇地で、山頂部は平坦になっています。放棄の栗樹が成長し、たくさんの野鳥のすみかとなっています。上空には、準絶滅危惧種のミサゴが翼を広げて飛翔姿が見られます。日本で初めて長尾副多刺で発見されたタワヤモリも生息しています。山から瀬戸内海を眺望するだけで、十分価値があります。今ある豊かな自然、手つかずのありのままの屋島を大切にしたい方が、子どもたちにも観光で訪れる方にとっても魅力的だと考えます。

増税対策の「プレミアム商品券」はあまりに強手へら！

10月の消費増税対策として国の政令で自治体が発行するプレミアム商品券。（事業費約1.8億円）住民税非課税の世帯と2歳以下の子どもがいる世帯が対象。あくまで商品券を買う「権利」が与えられるだけで、手続きなどが煩雑で受取る店舗も限られています。しかも、対象者のプライバシーに配慮しなければならず、非難に便いづらいつとの声も多いです。
増税の痛みへの根本的な解決にはなっておらず、「とりあえず」感がぬけない今回の政策には、反対です。

「性暴力のない
社会の実現のために」



1月20日、「女性と人権全国ネットリーダ 高松代表」の牧瀬さんをお迎えして、「性暴力のない 社会の実現のために」シンポジウムと、パネルディスカッションとして参加してきました。
自分のこれまでで人生で経験してきたこと、ずっと心にフタをしておいたことを、参加者の皆さんと共有しながら話すことができました。
わたしは話をすることで、「ひとりでないんだ」と思ってくれる方がいるといふことが嬉しいです。遠方の自分と向き合っている勇気と優しさはあふれ、とてもいい機会になりました。牧瀬さんの方へ、心から感謝申し上げます。



2019年度高松市一般会計予算 1,539億円

（2018年度比6億円増）

一般財源不足は20億円。財政調整基金の取崩しで対応。

家賃の「調整」は必要か？

新居立体育児館整備を なぜ市がそこまでお助けするの？！

2023年に、サンポートの一番海に近いエリアに簡易予定の新居立体育児館。
福岡市の旧国立体育館は保存の有無すら決定していないまじ。超伊予高齢化社会において、どんどん新しいコモンをつくるのはあまりに時代遅れではないでしょうか。
しかも、国の施設であるにも関わらず、高松市が無料で土地や施設光景に貸し付けたり、地下設備の移設の費用負担（約2.3億円）をする必要はないと考えます。

修繕費増元整備 工事請負契約は否決に。 一般財源不足の補填策は12年ぶり

以前、「おやみのお申込み」でもお伝えしたけど、これまで修繕費の平準化により、二重、仮契約が解消になっていました。
わたしは、高松市側の承諾がある修繕費こそ、そのままだと世帯へと受け継ぐべきで、工事の必要そのものが無い、と訴えてきました。
昨年8月、3度目の入札では、安値ハザードが再び発生。（単価金額：約2.7億円）
しかし、東京の建設現場での火災事故を巡り高松市議会は賛成で修繕費とされていた出資額は、「いったん白紙に差し、しっかり議論すべき」と否決。高松市議会での議決率は12年ぶりです。

意見書

子どもが安心して過ごせる 放課後児童クラブの継続を！

昨年末、国は放課後児童クラブにおける支援員の配置人数や資格基準を大幅緩和。子どもの少ない土曜日や夜間を職員1人体制にして土曜日はなくなり、子どもの安全が守られないと保護者からの間で不安が広がっています。
この意見書は、支援員の適正な配置、高松市上や子どもの安全性をしっかりと確保するため、これまで其模範において財源の確保を求めるものです。

「義理金差押禁止法」は恒久法に！

2011年の東日本大震災発生時、被害者が仕立ローンや借金返済を抱えていても、義理金が被災の被災者の手元に残るようにするために、被災地の自治体議員で議論され、成立したのが「義理金差押禁止法」です。
以降、熊本地震、大宮北部地震、西日本豪雨災害の他にも、その都度、有効期限を定めては廃止されてきました。
しかし、現在の川崎震災被災地を考えると、同じ対応可能な恒久法としての制定がのぞましいと考えます。

賛成：市民改革ネット、共産党、市民フォーラム21、公明党（15名）
反対：自民党、同友会、無所属（議長を除く24名）

どちらの意見書も、「否決」となりました。

議会は言論の府！
あなたの選んだ議員は議会で発言していますか？ 通信簿を付けてください！



2015年 市議会議員 選出数	氏名	会派	議 席	年 齢	有価証券 保有状況	2015年 市議会議員 選出数	氏名	会派	議 席	年 齢	有価証券 保有状況
4,979	三宮 雅彦	同志会	9	75	4	3,305	大塚 昌弘	自民党	2	59	27
4,730	岡下 雅彦	自民党	4	61	4	3,302	辻 正雄	同志会	4	75	17
4,499	中西 健介	フォーラム	2	42	21	3,255	大山 隆子	公明党	4	59	19
4,354	坂下 良人	自民党	1	61	31	3,239	富野 毛重	フォーラム	1	47	39
4,180	井上 孝志	自民党	3	76	22	3,227	津内 茂樹	自民党	3	70	24
4,034	杉本 勝利	自民党	1	49	46	3,224	田井 久保美	公明党	2	52	23
3,974	大西 智	フォーラム	2	48	16	3,193	皆藤 好樹	自民党	3	67	35
3,973	太田 安由美	市民派	1	39	115	3,189	香田 敬司	公明党	3	51	26
3,955	大瀧 澄子	同志会	9	80	4	3,179	白石 義人	自民党	3	47	23
3,949	小出岡 雅博	自民党	4	68	22	3,151	棚田 まなみ	共産党	3	61	105
3,894	大橋 元章	同志会	6	75	11	3,104	藤原 正雄	自民党	3	63	23
3,887	森谷 忠彦	自民党	3	79	16	3,062	二川 英三	自民党	7	77	45
3,848	棚田 昌紀	市民派	3	43	113	3,040	中村 勝一	自民党	4	67	12
3,820	栗田 成男	同志会	5	77	21	2,937	西川 淳二	無所属	5	73	39
3,550	森川 雅典	自民党	4	72	25	2,914	竹内 徳徳	公明党	4	65	20
3,536	鎌田 基太	自民党	7	76	4	2,680	藤沢 やよい	共産党	1	56	62
3,476	中村 勝一	公明党	3	55	23	2,627	十川 信孝	自民党	3	70	20
3,454	中村 英三	公明党	1	51	16	2,658	吉峰 孝夫	フォーラム	5	71	28
3,416	橋本 浩之	自民党	1	59	25	2,610	川崎 敦信	同志会	2	76	14
3,311	山田 正彦	フォーラム	1	62	19	2,498	西岡 卓夫	自民党	3	78	19

※1～10月までの小計は以下は記載しない
※2～自民党、自由民主党議員会、公明党、公明党議員会、フォーラム、市民フォーラム21、市民派、市民改革ネット、共産党、日本共産党議員団
※3～高松市議会議員選挙結果（システムにより2015年6月～2018年9月定例会までの市議会議員選挙結果を掲載）



第11回全国政策研究会in高松

8月23日(金)、24日(土) 生涯学習センターまなびCAN
 講演: 前川直平さん「教育と憲法」(23日13時～)
<http://jc.jp.org/archives/885>

認定NPO、市民会館、まちづくりセンター、
 まなびCANが協力しています。

みんなとあゆみのおしゃべり会

9月1日(日) 14:00～16:00 会場: 太田あゆみ政策事務所

高松市議会 9月定例会

9月4日(水)～20日(金) 予定 詳細は定例会にお知らせ

市民憲政改革ネット第18回議会報告会

夜の部 10月2日(水) 18:30～ 両日とも会場は
 高松市LAC8 市民市民交流スペース会議室
 昼の部 10月6日(日) 13:30～ 参加費無料、出入り自由です

参議院議員選挙～選挙権のない娘～ 作・絵: 太田あゆみ



■ 経路の使途を公開します

4月	5月	6月
経路利用 608,000円	経路利用 608,000円	経路利用 608,000円
経路利用 42,290円	経路利用 42,290円	経路利用 42,290円
経路利用 50,000円	経路利用 50,000円	経路利用 49,000円
経路利用 10,290円	経路利用 10,290円	経路利用 10,290円
経路利用 439,562円	経路利用 439,562円	経路利用 439,562円
経路利用 84,210円	経路利用 84,210円	経路利用 84,210円
みんなとあゆみへお礼金 30,000円	みんなとあゆみへお礼金 30,000円	みんなとあゆみへお礼金 30,000円
太田あゆみ・その他活動費 236,647円	太田あゆみ・その他活動費 249,354円	太田あゆみ・その他活動費 442,656円

● 経路利用 (経路利用手帳、1日あたり3,000円) は受け取りを拒否しています。

● 6月定例会では 932,800円 (うち経路利用 234,093円)、2015年1月以降の収支は受け取りを拒否しています。

■ ご覧・ご感想はこちらから → mm.ayumi.jp/outlook.jp

ひとりでも多くの市民みなさまに議会や市政の情報を届けるために、勝手にがずすと頑張っています。また、手配りや制作を任せていただいていますので、お手元にタイムリーにお届けできない場合もあります。ご了承ください。

14月:

4日 市民憲政改革ネット3月定例会議室(高松市) / 5日 高松市立南陽高等学校 / 7日 高松市立南陽高等学校 / 10日 高松市立南陽高等学校 / 11日 高松市立南陽高等学校 / 18～20日 高松市議会議員選挙 / 23日 高松市議会議員選挙 / 24日 子どもの政治参加ネットフォーラム

15月:

3日 高松市議会議員選挙 / 6日 高松市議会議員選挙 / 12日 みんなとあゆみおしゃべり会 / 15日 高松市議会議員選挙 / 16日 高松市議会議員選挙 / 17日 高松市議会議員選挙 / 18日 高松市議会議員選挙 / 21日 高松市議会議員選挙 / 24日 高松市議会議員選挙

16月:

1日 高松市議会議員選挙 / 6日 高松市議会議員選挙 / 9日 高松市議会議員選挙 / 11日 高松市議会議員選挙 / 12日 高松市議会議員選挙 / 14日 高松市議会議員選挙 / 15日 高松市議会議員選挙 / 16日 高松市議会議員選挙 / 17日 高松市議会議員選挙 / 18日 高松市議会議員選挙 / 21日 高松市議会議員選挙 / 22日 高松市議会議員選挙 / 23日 高松市議会議員選挙 / 24日 高松市議会議員選挙

太田あゆみ (高松市議会議員7期目)

1990年生まれ。38歳
 高松市立南陽小学校、北平中学校、
 太子宮高校、太田大学卒業。
 2015年 高松市議会議員選挙初当選
 2019年 高松市議会議員選挙2期目当選

www.ayumi.jp/

@ayumi_stop

ayumi.ayumi.jp

www.facebook.com/ayumi.oto



高松市議会議員 無所属・市民派
 太田あゆみ 議会・市政報告ニュースリーダー

2015年7月号刊

あゆみのあゆみ

第22歩

編集・発行: 太田あゆみ

〒760-0808 高松市東通町2丁目4-12

☎ 087-863-7227 ☎ 087-828-4507 ✉ mm_ayumi@outlook.jp

高松の政治を
 伝えるための
 ニュースリーダー



15分間に想いを詰めて。

これまで何度もお伝えしてきたように、高松市議会では「議員の一般質問は年2回まで」(定例会は1年に4回あります)という、何の疑問もない決まり事がありました。今年度から、ようやく「年4回」に増えたものの、議員ひとりひとりの時間は年間60分です。これだけの時間もない新しいルールが決められ、タイムリミット問題を取り上げようとする時間にも限られてしまっています。無制限の一般質問、延長を求めていくと、今度は15分の中に想いを詰めて、残り10秒まで待つのが常識になります。

高松の道路って歩きやすい? 歩きにくい?

田さんは、高松歩道を歩いている。歩道にいい匂いを感じたことはありますか? 歩道は歩道の方が20cm(5分)幅になっていて、駐車場や民家、店舗があるたびに切り下げられている歩道。まっすぐで平坦な歩道の方が、歩きやすいと思いませんか? 特に、これから高齢化社会の到来を考えれば、歩道の整備は切迫した課題です。

道路情報通報システムの早期導入を!
 多くの自治体で導入されている、スマホ用アプリ。道路の不具合や修繕が必要な箇所を、市民誰もが簡単に通報できると便利なシステムです。高松ではなかなか導入が進みません。「スマートシティ」を掲げているのであれば、市民参加の観点からも早期導入を!



高松市
 「あゆみ」アプリ

高松市
 「あゆみ」アプリ



マウントアップ方式と歩道幅の整備方法。「歩道幅の整備方法」に関する記事(国交省・2005年)により、歩道幅は20cm(5分)幅の歩道幅の整備方法が採用されている。歩道幅の整備方法に関する記事(国交省・2005年)により、歩道幅は20cm(5分)幅の歩道幅の整備方法が採用されている。

「あゆみ文庫」ははじめました。

文庫とは、地域の子どもたちが本と遊び、楽しむ場所です。絵本の読み聞かせをしたり、工作をしたり、集まることとつながりながら、子どもたちが本と遊び、楽しむ場所です。



毎月第4木曜日、14時～17時、太田あゆみ事務所にて。
 今回は8月22日(木)
 「戦争を考える本を読む」「紙ふうせんを作ろう」



※事務局が選挙前に立ち休んでいるため、7月4日の子どもたちも「戦争を考える本を読む」の予定は変更されています。

「税金って、誰が払っているの？」
みんなも疑問に感じます。

みんなとおゆみのおしゃべり会

12月1日(日) 14:00～16:00 会場：太田あゆみ政研事務所

高松市議会 12月定例会

12月4日(水)～19日(木)予定 どの情報に足るお返りがあふ

市民新改革ネット 元旦街頭行動

2020年1月1日(水) 石清尾八幡宮、八雲寺近辺ほか

市民新改革ネット第19期議会報告会

夜の間 1月10日(金) 18:30～ 奥田とるお会場

昼の間 1月12日(日) 13:30～ 高岡FLAは 高松市市民会館へへス会場
参加費無料、出入り自由です！

高校生の主張 -海外情報編- 作・絵：太田あゆみ



■ 経費の使途を公開します

7月	8月	9月
議員報酬 608,000円	議員報酬 608,000円	議員報酬 608,000円
選挙事務所 43,290円	選挙事務所 43,290円	選挙事務所 43,290円
市庁民権 49,000円	市庁民権 49,000円	市庁民権 49,000円
福利厚生費 10,000円	福利厚生費 10,000円	福利厚生費 10,000円
旅費交通費 10,290円	旅費交通費 10,290円	旅費交通費 10,290円
国庫補助金 97,900円	国庫補助金 97,900円	国庫補助金 97,900円
議員活動費 20,947円	議員活動費 20,947円	議員活動費 20,947円
公営住宅の修繕費 125,900円	公営住宅の修繕費 125,900円	公営住宅の修繕費 125,900円
みんなと未来へあゆみ会へ 30,000円	みんなと未来へあゆみ会へ 30,000円	みんなと未来へあゆみ会へ 30,000円
公営住宅、その他活動費 207,823円	公営住宅、その他活動費 207,823円	公営住宅、その他活動費 207,823円

● 議員報酬(議会決算平均、11月あたり3,300円)は受け取りを控えています。

随時更新・ご感想はこちらから → mm_ayumi@outlook.jp

ひとりでも多くの市民のみならずにも議会や市政の情報を広げるために、随時ながらポスト投函させていただいています。
また、手配りや配付させていただいておりますので、お手元にタイムリーにお届けできない場合がございます。ご了承ください。

よりゆき
7・8・9月

12月1日

→ 8日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月1日
→ 17日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月17日
→ 18日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日
→ 22日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月22日
→ 23日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月23日
→ 24日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月24日
→ 25日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月25日
→ 26日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月26日
→ 27日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月27日
→ 28日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月28日
→ 29日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月29日
→ 30日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月30日

18日

18日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日
→ 19日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
→ 20日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月20日
→ 21日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月21日
→ 22日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月22日
→ 23日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月23日
→ 24日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月24日
→ 25日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月25日
→ 26日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月26日
→ 27日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月27日
→ 28日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月28日
→ 29日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月29日
→ 30日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月30日

19日

19日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
→ 20日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月20日
→ 21日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月21日
→ 22日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月22日
→ 23日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月23日
→ 24日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月24日
→ 25日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月25日
→ 26日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月26日
→ 27日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月27日
→ 28日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月28日
→ 29日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月29日
→ 30日 高松市議会第19期定例会(12月) 12月30日

太田あゆみ(高松市議会議員・新選)

1980年生まれ、39歳

高松市立松島小学校、光洋中学校、

太平洋高校を経て、太谷大学卒業。

2015年 高松市議会議員選挙初当選

2019年 高松市議会議員選挙第3期当選

www.ayumi-studio.jp/

@ayumi_stop

data_ayumi.link

www.facebook.com/ayumi.oto



高松市議会議員・無所属・新選

太田あゆみ 議会・市政報道ニュースレター

あゆみのあゆみ

第23号

編集・発行：太田あゆみ

〒760-0008 高松市松島町2丁目4-12

TEL 087-862-7227

FAX 087-862-4017

mm_ayumi@outlook.jp



高松市議会議員、

またまた 海外視察！

税金を使って

ルール無視！

いきなり出てきた「海外派遣実施計画書」

わざわざ[ANA]を指定！?

高松市議会では昨年「海外行政視察実施計画書」を策定、
市例会の開会3日前に開催される議会運営委員会の10
日前までに「海外派遣実施計画書」を提出しなければ
ならない決まりになっています。

しかし、今回実施計画が提出されたのはなんと市例会
期間中。これでは計画書を精査・調査する時間もあり
ません。海外視察に関するルールは守らなく
てもいいのでしょうか？



「詳細はこれから」

質疑では、実施計画書に基づいて、視察の相手先企業
はどこか、日程のどこに入るのかなどを聞きましたが、
詳細は決まっておらずこれから調整するとのこと。
「迅速によって得られる知見等が、市の政策立案、提
言等に寄与することが明らかであること。」が派遣条
件ですが、これではどう考えても該当しません。

最終日の本会議で質疑・反対討論をおこなうために、
仕様書を情報公開請求で開示。すると一

「国内外の移動にLCC(格安航空)は使用しない」
「羽田～バンコクの移動はANA」
「現地での移動はすべて専用車」
などの文言が…

そもそも、競争入札の原理から言っても、航空会社を議
会が指定するということ自体、間違っています。
さらに、高松空港～台北～ベトナムの経路の方が安く
早く行けるのに、高松空港～羽田空港～タイ～ベトナム
というANA使用による迂回ルートに。これって税金
の無駄遣いでは？

課題は足下に

今回の目的のひとつが入管法改正に伴う、外国人労働
者に関する調査。しかし、いくら対日技能実習の様子
を見ても、実際に香川県への外国人技
能実習生の実態調査をするのが先で
はないかと考えます。劣悪な労働条
件、賃金不払い、失踪など、大きな
問題です。そこを抜きにして、いく
ら現地を見ても、どこにどう役立
ていくのか曖昧なままになってしまう
のではないのでしょうか。

日程には、
香川県立博物館(タカ
ガーデンズ・バイザ・ベイ(シン
カポール)などの観光地も、
どうして行きたいのか税金
ではなく自費で行けば
いいと思います。



高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
1 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	2 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
3 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	4 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
5 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	6 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
7 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	8 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
9 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	10 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
11 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	12 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
13 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	14 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
15 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	16 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
17 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	18 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
19 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	20 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
21 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	22 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
23 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	24 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
25 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	26 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
27 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	28 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日
29 高松市議会第19期定例会(12月) 12月18日	30 高松市議会第19期定例会(12月) 12月19日

↑ 議案に添えられた議案についての資料「令和元年度高松市議会海外視察調査」

経 営 市民議員会、公明党議員会、同会、無所属(議決)、市民2号～5号21の

5号 西郷、大西 夏 財 市民新改革ネット、市民議員会、市民2号～5号21の5号 西郷、大西

障害者の 人権を考える

～2つの相談事例から～
【一般質問】



インクルーシブ教育って？

人間の多様性を尊重しつつ、障がいのある子どもない子ども差別を受けることなく、
できる限り共に同じ場で学ぶ教育のことをインクルーシブ教育といいます。

①

市内公立小学校に通う女の子（属性まひ・車椅子使用）は、入学当初から給食の食事介助を受けてもらっていません。食べ物をうまく飲み込めないといった心配はなく、必要なのは食事を口に通すことの手助けです。

お母さんが毎日小学校に通って給食を手伝っていました。仕事に行かなければならず、学校にお預けするも断られます。学校からは食事の時間を早めることを提案されますが、早い時間ではお腹もすきません。仕方なく、近くの中学校に通うお姉さんが、毎日は、昼休みに小学校へ行き、妹の食事介助をしました。

2学期からは訪問看護の方が学校に来てくれることになりましたが、そもそも会議や看護の専門知識は不要です。

【質問】 中学生が小学校に行き食事介助するのは適切？
教育長 適切とは考えていないが、保護者からの申し出があったことから、緊急かつ臨時的に認めた。

→ 支援員またはボランティアが介助にあればよかったのでは？

【質問】 特別支援教育支援員が不足しているのでは？
教育長 個々の障害の程度、状況を把握しながら適正な配置ができています。

→ 不足しているからこういう事態になるのでは！？

高松市における3年間の障害者虐待の状況

	相談・ 報告	認定	虐待 発生	心理的 虐待	ネグレクト	性的 虐待	経済的 虐待
2016	35	3	2			1	
2017	52	3	2	1	1		1
2018	62	5	3	3	1	2	1

※1件1起事案を複数起事として認定する場合がある。認定件数は相談報告件数とは一致しない。

【質問】 なぜ、事故報告が提出されていないのか？
教育長 対応が継続中であるため、まだ提出されていない。

【質問】 高松市障害者虐待防止センターはどのような役割を果たしたのか？

教育長 「県障害者権利保護センター」と連携しながら、被害者や保護者の相談対応をおこなう。面談や電話相談をおこなっている。

【質問】 面談や相談は市が主導ではなく、保護者の方が市の対応に不信感を持ち、事実確認等の電話をしているもの。不誠実であり、なぜ被害者に謝罪がないのか。
市長 不適切な対応があったとすれば、お詫言いたい。

合理的配慮

障害者の権利に関する条約（2016年締結）では、障害者に「合理的配慮」をしないことは差別になると決めています。

「合理的配慮」とは、障害者が困ることをなくしていくために、周りの人や会社などがすべき無理のない配慮のことです。

特別支援教育支援員

①教員免許状または保育士資格を持つ人②学校・幼稚園等で児童生徒に関わる勤務経験がある人、のどちらかに当てはまり、特別支援教育の推進に熱意と意欲を持つ人。

小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事や教室の移動補助など学校での日常生活介助をおこなったり、発達障害の児童生徒には学習活動上のサポートをおこないます。

高松市内の小・中学校で特別支援学校に通うお子さんは、小学校100名、中学校200名。支援員は小中合わせて65名。手厚を確保して支援員を増やすべき。



②

昨年、ショートステイを利用中の知的障害と発達障害がある未成年の少女が、施設職員（当時）から性的虐待を受けました。彼女は発語はできませんが、専用のアプリを使って会話ができます。

施設から市に提出書類のある「事故報告書」には、この事件がどこにも見当たりません。まさか、「なかった」と言われているのでは？

さらに、市は調査、聞き取り、必要であれば警察への協力依頼、被害者のケアをおこなわなければなりません。被害者宅を訪れたのは事件から17日後。「施設がやっていないと言っている」と被害者に寄り添う姿勢はありませんでした。

虐待の相談や報告があっても、コミュニケーションがうまく取れないことで虐待と認定できないことも多い。障害を持つすべての人が安心して暮らせるように、しっかりと被害者に寄り添うべき。障害者虐待防止法ができてても、特に描いた野にないのは何の意味もない！



意見書

意見書＝地方議会の意見を国の政策に反映させるため、政府・国会に提出する文書。地方自治法で定められており、議員が提案し、本会議で賛成多数で可決されれば国に提出できる。議会の意見＝市民の意見を反映させるということ！



柔軟性上げ前、消臭剤を「家庭用品品質表示法」対象品目に！

わたしたちが多くの商品の中から自分の望むものを通的に選択して購入し利用するためには、正しく十分な情報（表示）が必要です。

家庭用品品質表示法は、事業者が表示すべき事項や表示方法を定め、家庭用品について消費者が適切な情報提供を受けることができるようにする法律です。

1996～1997年にかけて「消費経済審議会品質表示部会化学品雑貨分科会」において、柔軟性上げ剤を対象に加えるか検討されましたが、相談や苦情がないとして、見送られました。

しかしそれから20年以上が経ち、製品の増加、素材の種類の多様化に伴い相談や苦情も増えています。

反対 自民党、同志会、公明党、無所属
賛成 フォーラム、共産党、市民源政革ネット

**反対多数で
否決に☹**

条例改正

保育料無償化…なのに負担増？

子ども子育て支援法の一部改正により、10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。財源は、消費税増税分ですが、すべての未就学児を対象とする財政的な余裕がないことや、とりわけ、これまで保育料に含まれていた副食費を無償化の対象外にするなど、中途半端な制度設計になっています。

高松市は独自施策として、これまで国の対象範囲を超える保育料免除を実施しており、副食費が実費負担となることで、一時的に負担が増える「逆転現象」が生じています。保護者の負担を減らす仕組みづくりは根本的な制度設計をしっかりと受けた上でおこなわなければ、現場でも混乱が起きてしまいます。

県内でも、二重市や九重市は独自で副食費を自治体が負担するなど、自治体間格差も生まれています。保育の問題は何よりも優先して、質の向上、保育士の処遇改善に力を入れるべきと考え、条例改正には反対しました。



12月4日、4時～
開催しだい！

2015年から続けてきた会派の議会報告会も第18回目。高齢者による交通事故を減らすため、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置の購入支援を検討する意見書については、車に頼らなくてもいい社会基盤の整備（公共交通や福祉タクシーの充実）の方が求められるとして反対しましたが、会場からは「この意見書には賛成してはしなかった」とのご意見も。市政や議会について参加者の皆さんと話し合いを重ねることのできる貴重な時間です。次回は1月です！



LGBT（性的少数者）だけでなく性の多様性を認め合うことができる社会を！

性について考えるとき、単純に「男性/女性」だけではなく、様々な視点があります。身体の性、心の性、好きになる性。

セクシュアリティはLGBTとそれ以外の人でくっきり分かれているのではなく、グラデーションになっています。そして、誰もがそれぞれのセクシュアリティを持っている。

同志会の議員は参事会で「バイセクシュアル（両性愛者）」というのが理解できず、両方好きになるというのは、欲張り」と、差別的な発言をしました。

こういう発言があるからこそ、多様な性について認め合うことができる社会整備を求める意見書をぜひ国に提出したかったのですが、

**反対多数で
否決に☹**

反対 自民党、同志会、無所属
賛成 公明党、フォーラム、共産党、市民源政革ネット



まだまだ続くよ。費用弁償！

議員が議会や委員会に出席する度（発言しなくても）に支払われる費用弁償。1日3千円という相場も曖昧なまま、制度は続いています。わたしたちは廃止の条例改正を提出していましたが、9月定例会では反対多数で否決となりました。

なかには「以前6000千円に減った方がいい」との意見もあり、聞いた話がふさがりませんでした…。

反対 自民党、同志会、無所属
賛成 公明党、フォーラム、共産党、市民源政革ネット

**反対多数で
否決に☹**



高松地方気象台が観測を始めた1961年から2019年の全気象データをみると、高松市における、年平均気温の高い年、一日の最高気温が高い日、夏日や真夏日が多い年、どれもトップ10の8〜9割が2000年以降でした。雨前線による前中症の救急搬送患者数は2011年の168人から徐々に増え、2018年には360人。これらのデータは、ここ高松市においても気候変動の影響が出ていることを示しています。

オーストラリアや欧米を中心に、気候変動の防止を最優先し地域レベルでの行動の重視を掲げて「気候非常事態宣言」をおこなう自治体が1,000を超え、日本でも自治体が宣言しています。(2020.1.1現在)

Q 高松市においても「気候非常事態宣言」をおこなう考えはあるか？

A 地球温暖化対策実行計画の策定と併せて検討課題にする。(市長)

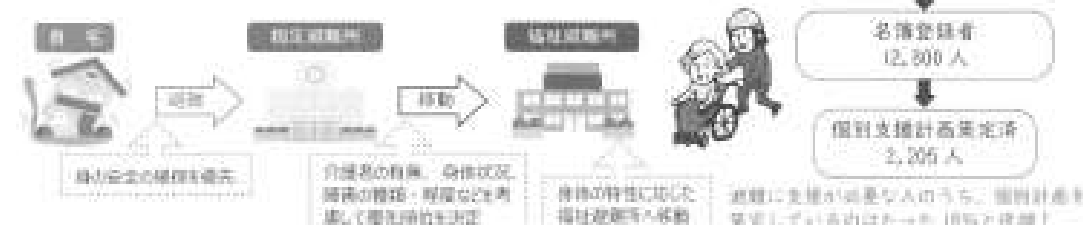
いつ起きるかわからない災害。

避難に支援が必要なのは当然ではないか？

昨年の台風19号、21号による河川の氾濫・浸水範囲は、昨年の「西日本豪雨」を超え、19号で亡くなった人は全国で98人、3人が今も行方不明。障害者や高齢者など、避難に支援を必要とする人に対して、高松市はどのような対応を取るのでしょうか？

3年前、福祉避難所について一般質問で取り上げました。

協議の結果、昨年5月より、被災市町村からの要請に基づき、要配慮者が福祉施設等を利用できるようになりました！しかし、福祉避難所に行くには、一次避難所（指定避難所）へ避難していることが前提となります。



Q 自宅から指定避難所に避難できない方への対応は？

A 地域支援組織が各団体と連携し、他の支援者等を派遣するなど、適切な避難支援をおこなう。高松市から地域支援組織が連携しておこなうことが重要。(市長)

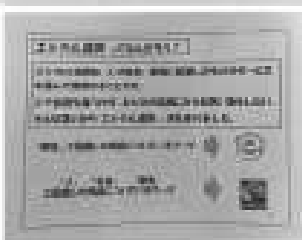
「エシカル消費」という言葉があります。

私たちが消費しているものやサービスの生産背景を知り、生産者の搾取を助長しないものを買ったり、環境負荷の低いものを買ったりするという行動をとることは、それ自身が社会問題の解決への貢献となります。これをエシカル（倫理的）消費と呼びます。

貧困や人権問題、気候変動といった問題が世界中で大きな課題となっています。これらは主として、先進国による大量生産、大量消費に端を発する問題です。先進国に暮らす人々の欲望を満たすために、途上国の社会科に立場の弱い生産者が搾取されたり環境が破壊されたりしています。

Q 市内の小学校では消費生活教育出前講座が実施されている。その中にエシカル消費についての内容を加えてはどうか？

A これまでも「エシカル」などについて教えているが、「エシカル消費」についても加えることを検討していく。(局長)



市議会開会後、早速2021年から使う資料に「エシカル消費」も含まれていました！こどもの頃から学ぶことはとても大切だと思います。

避難行動要支援者に該当する人
41,702人

名簿登録者
12,800人

個別支援計画策定済
2,205人

避難に支援が必要なおのう、個別計画を策定しているのはたった1割弱と認識！

高松市は、障害者や高齢者の避難は「自助」「共助」に頼っているけれど、本当に必要なのは「公助」じゃないのかな。



早速実現！

■12月3日の定例記者会見で、市長は同性パートナーに結婚に相当する関係を確認する「パートナーシップ宣誓制度」を、2020年4月から導入する方針を明らかにしました！

■12月定例会で、道路情報通報システムを来年度導入予定であることがわかりました。誰でもどこからでも道路の現状などを市に伝えることができます！

大西市長に来年度予算・政策要望をおこないました

毎年、わたしたち市民改革ネットは、12月定例会が始まる前に大西市長に来年度の予算・政策要望をおこなっています。今回は主に次のような項目を要望しました。

- 森林環境譲与税を活用した林業の活性化
- 野焼きの禁止
- 屋島山上拠点施設の建設見直し
- 道路情報通報システムの確立
- 子どもの貧困、セブケアラーの実態調査と対策の充実
- 保育園におけるおむつの持ち帰り是正
- ケースワーカーの人員と専門性の確保
- 同性パートナー証明制度の実施

市民への増税を検討中なのに議員のボーナスを年連続アップ...



高松市の予算規模は2017年度をピークに、以降、予算規模を圧縮しています。また、家計での貯蓄にあたる「財政調整基金」を取り崩しながら毎年の予算を編成している状況です。

一方で、国や県からの交付金ではなく、高松市が市税から徴収できる財源を確保するため昨年「高松市自主財源検討委員会」が設置されました。市民の皆さんにさらなる税金負担をお願いしようとしている中、12月定例会では高松市議会議員の年末手当（ボーナス）支給率アップの議案が賛成多数で可決されました。

自分たちが手にするお金の増減を自分たちで決めてしまうという視点にも大きな問題があります。わたしたち市民改革ネットと市民議員団の4名の議員は増額分の受け取りを拒否しています。いつまでも議員特権を計り続ける高松市でいいのでしょうか？

屋島山上拠点施設整備費 13億5千万円にまで増大！

屋島山上拠点施設は、2013年に検討委員会が立ち上げられ、その整備について議論がおこなわれてきました。国立公園であることから建設に際してもさまざまな制限がありますが、「シビックプライド（高松市民としての誇り）」の醸成、のためとして事業を進めました。しかし、当初6億円とされていた事業費は13億5千万円にまで膨らんでいます。大切な税金を新たな小コモノに使うべきではないとしてこの予算には反対しました。

己の利益を
本当に必要か



高松市より

2020年度海外視察予算600万円も可決

「あゆみのあゆみ第23号」では、今年度の高松市議会議員の海外視察についてお伝えしましたが、12月定例会では来年度の海外視察の予算

ひとり60万円×10名=600万円が賛成多数で可決されました。

5月ごろに市民改革ネットの議員がドイツへ行くための予算です。おこなっている内容は、「ジャパンデー」及び、パートナーシップ生誕250周年祭に参加、市長・市議会に表敬訪問、しかし詳細日程は未定。

議員が10人もいなければならぬ合理的な理由がないだけでなく、市財政が厳しいなか、税金を使って行く必要がないことから、予算案には反対しました。

議員が10人もいなければならぬ合理的な理由がないだけでなく、市財政が厳しいなか、税金を使って行く必要がないことから、予算案には反対しました。

議員が10人もいなければならぬ合理的な理由がないだけでなく、市財政が厳しいなか、税金を使って行く必要がないことから、予算案には反対しました。



2020年も、柳田まきさんとふたりで元日の街頭活動で前を歩きました。昨年の低投票率、税金の使いかた多くの方に声掛けをいただきました。今年もこれまで以上にわかりやすい情報発信に努めていこうと思います。